

## 目 次

### 第 1 号 3月9日(木曜日)

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録(第1号) .....	1
議事日程第1号 .....	2
開会 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
町長の施政方針及び提案理由の説明 .....	3
請願・陳情 .....	1 2
議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議 .....	1 2
予算特別委員会委員の選任について .....	1 3
議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算 .....	1 4
議案第14号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算 .....	1 4
議案第15号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算 .....	1 4
議案第16号 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算 .....	1 4
議案第17号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算 .....	1 4
議案第18号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算 .....	1 4
議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算 .....	1 4
休会の件 .....	1 5
散会 .....	1 5

### 第 2 号 3月14日(火曜日)

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録(第2号) .....	1 7
議事日程第2号 .....	1 8
開議 .....	1 9
一般質問 .....	1 9
山名田久美子君 .....	1 9
猪股謙喜君 .....	2 4
星 輝夫君 .....	3 1
佐藤盛雄君 .....	3 5
小玉智和君 .....	4 6
玉川邦夫君 .....	5 0
散会 .....	6 0

### 第 3 号 3月15日(水曜日)

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録(第3号) .....	6 1
議事日程第3号 .....	6 2

開議	6 3
一般質問	6 3
小椋淑孝君	6 4
湯田純朗君	6 8
湯田健二君	7 9
請願・陳情	8 5
散会	8 6

第 4 号 3月22日(水曜日)

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録(第4号)	8 7
議事日程第4号	8 8
開議	9 1
議案第 1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	9 1
議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	9 4
議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	9 6
議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	9 7
議案第 5号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について	1 0 1
議案第 6号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	1 0 3
議案第 7号 平成28年度下郷町一般会計補正予算(第6号)	1 0 5
議案第 8号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	1 0 5
議案第 9号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	1 0 5
議案第10号 平成28年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)	1 0 5
議案第11号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	1 0 5
議案第12号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)	1 0 5
議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算	1 1 8
議案第14号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算	1 1 8
議案第15号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 8
議案第16号 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算	1 1 8
議案第17号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	1 1 8
議案第18号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	1 1 8
議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算	1 1 8
議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	1 2 0
議員派遣の件	1 2 0
閉会中の継続審査申出について	1 2 1

閉会..... 1 2 1

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成29年3月9日			
本会議の会期	平成29年3月9日から3月22日までの14日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成29年3月9日 午前10時00分		議長 佐藤 勤
	散会	平成29年3月9日 午前11時22分		議長 佐藤 勤
応招議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 修 二	参事兼税務課長 室井 孝 宏
	町民課長 大竹 義 則	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 渡部 芳 夫
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 渡部 清 一	代表監査委員 渡部 正 晴
	農業委員会会長 渡部 功	農業委員会事務局長 横山 利 秋	事務局長 室井 哲	書記 荒井 康 貴
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 大竹 浩 二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成29年3月9日（木）午前10時開会

開 会  
開 議  
諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
9番 湯 田 健 二  
10番 山名田 久美子
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 請願・陳情  
陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
提出の陳情  
(産業厚生常任委員会付託)
- 日程第 5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第2 議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第3 議案第14号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第4 議案第15号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第5 議案第16号 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第6 議案第17号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第7 議案第18号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第8 議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第9 休会の件
- 散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議の散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長（室井哲君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤勤君） これで諸般の報告を終わります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（佐藤勤君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、山名田久美子君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（佐藤勤君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの14日間と決定いたしました。

---

**日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明**

○議長（佐藤勤君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては年度末を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、さきの2月23日に開催されました全員協議会においてご披露されたところがありますが、去る2月4日に下郷町議会が全国町村議会議長会会長表彰の荣誉に浴されたことに対しまして、改めてお祝いを申し上げます。また、このたびは故前下郷町議会議長、佐藤一美殿が旭日単光章の死亡叙勲が授与され、本日伝達を申し上げる運びとなっているところであります。生前のご功績に対しまして衷心より敬意を表するものでございます。

それでは、本定例会につきまして議案19件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

提案理由に先立ち、平成28年第4回定例会以降の社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べ、町議会及び町民の皆様のご理解とご協力をお願いをするものであります。

昨年の冬は異常とも言えるほどの雪が少なく、大変過ごしやすい冬でありましたが、その反面夏になって水不足となり、特に栄富簡水は渇水状態となりましたが、何とか給水を継続でき、改めて水の大切さを感じた次第であります。

年が明けて町新春年始会が1月4日、ふれあいセンターにおいて多くの町民の皆様、そして星公正県議会議員、大谷英明南会津振興局長など多くのご来賓の方々を迎え、盛大に開催され、町民の皆様と一緒に新年の喜びを実感することができました。

また、改めて全国に誇れる下郷町を目指し、町民の皆様と一体となって取り組んでいくことを再認識したところであります。

1月29日には、今村雅弘復興大臣が視察のため大内宿を訪れました。私と田沼文彦大内区長、田沼弘志大内宿観光協会会長が同行、歴史や地域住民と触れ合いながら宿場内を視察しました。今村復興大臣は、雪の積もる大内宿を見て大変貴重な体験をすることができました。また、復興庁は今年度から東北観光復興元年として観光開発や振興に取り組んでおり、さらなる福島観光についての宣伝も必要と話しておりました。私からは、今後とも本町はもちろんですが、本県の復興に向けたご支援をいただくようお願いしたところであります。

2月6日から2月28日にかけて20の行政区において集落座談会を実施いたしました。各集落の集会施設に区民の方々に集まっていただき、町からは私を含め副町長、教育長、課長3名の6名体制で行政区の課題、また要望等を区民と膝を交えて意見交換を行い、有意義な座談会ができたと思っております。

第31回大内宿雪まつりは、2月11日、12日の両日大内宿で開催されました。大内宿雪まつりの実行委員会の主催、田沼文彦実行委員長を初め、来賓の方々によるテープカットを皮切りにたくさんの催しが来場者を楽しませておりました。日が暮れると、雪が舞う空に高々と花火が打ち上げられ、幻想的な風景、景色を映し出しました。また、開催

中は約5,000人が訪れ、大内宿ならではの雪まつりを楽しんでいただようです。

日本夜景遺産にも認定されておりますなかやま雪月火が2月18日、なかやま花の郷公園周辺で開催されました。なかやま雪月火実行委員会の主催により、町内外から約900名の方々を迎え、ミニかまくらなどが昨年と同じように2,017個がつくられ、午後4時30分になると来場者協力のもと、かまくら内のろうそくに点火を開始しました。日没後は、周りを照らすかのようにろうそくが輝き、見事な絶景をつくり出しておりました。

2月25日には、湯野上温泉駅前広場を会場に火祭りが行われました。当日は、双葉町長、伊澤史朗氏が来町し、復興を応援するイベントとしてセレモニーでは両町の贈呈品の交換も行われ、双葉町からは双葉提灯と双葉だるまが贈られたところであります。本町の冬のイベントとして定着している大内宿雪まつり、なかやま雪月火、湯野上温泉火祭り、昨年も感じたことであります。また、東南アジア、韓国、中国などの外国人観光客が年々増加しているようであり、日本人の観光客は頭打ちの状況にあり、観光客の減少に歯どめをかけるため、海外からの観光客の増加を図るため、より充実したインバウンド事業を展開することが必要と考えております。

このような中、国に目を向けますと平成29年度の予算編成に当たっては、経済再生と財政健全化の両立を図るとしてあります。経済再生では、誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を強化、経済再生に直結する取り組みを推進、働き方改革を推進するとしてあります。

また、もう一つの柱であります財政健全化ですが、一般歳出の伸びについて経済財政再生計画の目安を達成する社会保障の持続可能性を確保するため、社会保障関係費についても目安を設け、抑制する国債発行額を引き続き縮減するとしてあります。

平成29年度の予算案については、衆議院において2月27日に成立し、参議院に送られております。現段階での予算規模は97兆5,000億円、前年度比7,300億円増となっております。また、日本経済につきましては、引き続き緩やかな回復基調にあるとされておりますが、実質賃金が低迷する中で個人消費が伸び悩むなど、国民誰もが景気回復を実感するにはほど遠い状況にあります。加えて昨年度のイギリスのEU離脱表明、アメリカのトランプ政権誕生、中国経済の低迷など不安定な国際情勢の影響もあり、日本経済の行き先は不透明感を増しております。

次に、福島県はといいますと、歳入については実質的な地方交付税は増額を見込む一方、県税収入は行き先不透明な海外経済の影響等により下振れが懸念されるなど、一般財源総額の確保は予断を許さないとしてあります。

歳出につきましては、これまで執行してきた事業をしっかりと検証しながら、事務事業の見直しや経費の節減に努めるとしてあります。結果、平成29年度の一般会計予算の総額は、復興創生分8,750億円を含め対前年度比1,636億円の減、1兆7,184億円を提案し、現在審議中であり、内容につきましては、復興創生分の対前年度マイナス1,633億円が主な減額要因であります。歳出を見ますと、義務的経費、投資的経費、一般行政経費ともほぼマイナス計上ですが、維持修繕費においては対前年度比10.5%の伸びを示しております。

さて、本町の平成29年度の予算編成に当たっては、第5次の下郷町振興計画も3年目を迎えようと折り返し地点になっております。厳しい財政状況には変わらないものの、第5次振興計画の将来像であります「美しく笑顔あふれる交流のまち下郷」の実現のため、全町民の日常生活の充実、産業発展と子ども・子育ての支援、高齢者及び障害者施設の充実、さらには災害対策にも配慮した予算編成に取り組んだところであります。

第5次振興計画の基本目標の一つであります「住みやすく美しいまち」、基盤条件整備になりますが、交通体系の整備としまして生活バス各路線の確保、音金線ほか3路線、また会津鉄道、野岩鉄道などの公共交通機関維持対策事業、道路橋梁整備事業などに4億8,543万7,000円。

2つ目の交流促進、「心ふれあう賑わいと活力を創出するまち」としましては、着地型ツーリズム推進事業の継続や風評対策事業、新たな事業としまして地域おこし協力隊による集落支援事業など1億1,115万8,000円。

3つ目の産業経済、「ふるさと産業の創造」としましては、農林業の支援として中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業、経営所得安定対策推進事業によるがんばる農業支援事業補助金、農林業機械等購入援助対策として利子補給や貸し付け制度預託金、継続するとともに特に有害鳥獣対策事業につきましては、熊、イノシシ、猿など被害が増大していることからそれらの被害を防ぐため、新たに鳥獣被害対策実施隊の設置などに1億7,610万7,000円。

4つ目の生活環境、「安全で住みよいまち」としましては、公営住宅建てかえ事業、姫川住宅になりますが、建設工事費、既存住宅の解体工事費、工事管理委託など新開地区の携帯電話等エリア整備事業、新たに空き家対策事業としまして実態調査を行う予定であります。合併処理浄化槽設置整備事業、高齢者の除雪支援事業、防災体制の充実としては広域負担分に係る新庁舎建設事業、水槽付消防ポンプ自動車更新事業、また3の1湯野上班の消防ポンプ自動車更新事業、2の2中山班の小型動力ポンプ更新事業などに4億2,796万2,000円。

5つ目の健康福祉、「健やかに暮らせるまち」としては、健康保持増進として各種予防接種費用の負担軽減を図るため、高齢者及び子供たちを対象としたインフルエンザワクチン予防接種に係る補助金、また各種検診費用の負担軽減を図るための子宮がん検診、乳がん検診委託事業、子ども・子育て支援事業として放課後児童クラブ事業、こども医療無料化、児童手当、高齢福祉の充実としまして、高齢者タクシー事業、また障害者支援事業などに3億4,679万1,000円。

6つ目の教育文化、「思いやりのある教育と文化のまち」としては、教育環境の整備として檜原小学校普通教室床改修工事、学力向上の推進を図るため、夏休み学習強化合宿事業の継続、家庭教育支援事業、南会津学習サポート事業の実施、生涯学習の推進では放課後子ども教室事業、生涯スポーツの推進関係では市町村対抗駅伝出場助成金事業、文化財の保護と活用に関しては大内宿保存事業などに7,766万1,000円。

7つ目の行財政では、「住民と行政による協働のまち」としては、財務書類作成に関する業務として574万6,000円。

以上が平成29年度の重点施策として予算計上をさせていただいたところであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げます19の議案につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇の分割取得等を加えるため必要な改正を行うものであります。

改正の概要につきましては、福島県の人事委員会勧告に準じ、1つ目に介護休暇の分割取得、2つ目に介護時間の新設、3つ目に育児休業等に係る子の範囲の拡大について制度化するものであります。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正の概要であります。地方公務員法の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するなどのため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正は福島県人事委員会勧告に準じて、職員の給与の扶養手当について改正するものであります。

改正の内容であります。配偶者に係る扶養手当の額を現行の1万3,000円から父母等の扶養親族と同額の6,500円とし、子に係る手当額を現行の6,500円から1万円に引き上げるものであります。ただし、平成29年4月以降、段階的な実施のため、平成29年度においては特例措置として配偶者が1万円、子が8,000円、父母等については現行、改正後も同額の6,500円にするものであります。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正は新たに地域おこし協力隊員及び鳥獣被害対策実施隊員を加え、報酬額について地域おこし協力隊員については月額16万6,000円とし、鳥獣被害対策実施隊員については日額9,000円にするものであります。

次に、議案第5号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正は社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、下郷町税条例等の一部を改正するものであります。

まず、1つ目が個人町民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を延長するものであります。

次に、2つ目の軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に伴い規定の整備を行うほか、軽自動車の環境性能割の導入時期が2年6カ月延長になったことに伴う規定の整備及び施行日等を変更するものであります。また、法人町民税の法人税割の税率引き下げの時期が2年6カ月延長になったことに伴う規定の整備及び施行期日等を変更するものであります。

次に、議案第6号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてであり

ますが、今回の改正は2つの改正点があります。1つ目に今まで介護保険料については、合計所得金額により算定しておりましたが、土地を譲渡した場合の売却収入等などに対する税法上の特別控除が適用されておらず、土地収用等で土地などを譲渡した場合、譲渡した翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になることが考えられ、このことから介護保険法施行令の一部が改正され、平成30年4月から施行されることとなっておりますが、市町村の条例で定めがあれば特例的に平成29年度から特別控除後の所得を使用できることとされたため改正するものであります。本町においては、会津縦貫南道路に伴う土地収用関係が想定されることから、前倒しして実施したいと考えております。

2つ目でありますが、これについては消費税率の改正を8%から10%前提にその財源を充て、平成29年度から介護保険料の低所得者層への負担軽減を図る計画でありましたが、税率の改正が平成31年10月に見送られるため、現行の保険料を継続することとなったための改正であります。

次に、議案第7号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第6号）であります。既決予算の総額から906万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,995万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、まず町税関係では見込み額の増により個人、法人合わせて811万7,000円を増額し、また地方消費税交付金についても見込み額の増により1,737万4,000円を増額する予算計上となっております。

分担金及び負担金の保育所入所負担金については、園児数の減により487万8,000円の減額、使用料及び手数料ではラインガルテンの入居者の減少により346万6,000円の減額、国庫補助金臨時福祉給付金事業では事業の確定により1,114万5,000円の減額、そのほか各種補助金については補助事業などの確定による予算の整理をしております。

寄附金のふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税であります。額がまだ少ないですが、今年度は当初予算の約2倍の納税がありましたので、56万6,000円を増額計上しております。

基金繰り入れについては、事業費の確定により生活環境整備基金、過疎対策基金、教育施設整備基金合わせて640万円減額、町債、過疎対策事業債についても事業費の確定により110万円の減額計上しております。

歳出につきましては、初めに給与、職員手当等、共済費等について予算の精査により整理しております。

総務費関係では、携帯電話等エリア整備事業で請け差により271万1,000円の減額、地方路線バス運行委託料で事業費の確定により192万8,000円の減額、教育施設整備積立金において各種事業などの確定により予算を整理し、結果発生した余剰金3,000万円を基金に積み立てするための増額計上をしております。

民生費関係では、臨時福祉給付金事業で賃金、扶助費合わせて1,079万6,000円の減額計上をしております。

衛生費関係では、各種事業費の確定により予算を整理しております。特に合併浄化槽設置整備事業補助金については、設置基準数の減少により380万3,000円の減額、簡易水

道事業特別会計繰出金で簡易水道事業特別会計事業費の減により252万9,000円の減額計上をしております。

次に、農林水産事業費では補助金関係で農用地利用集積推進事業補助金の本事業の利用者増により251万5,000円の増額、有害鳥獣対策事業補助金については事業費の確定により260万6,000円の減額、カシノナガキクイムシ駆除委託料では当初町で実施予定でしたが、県が実施したことにより329万円の減額計上をしております。

土木費では、道路維持費の除雪委託料で予算不足が見込まれるため2,200万円の増額、工事請負費の町道舗装工事について事業終了により451万3,000円の減額、道路新設改良費関係の工事費では事業費の確定により357万2,000円の減額、橋梁整備基金積立金で各種事業等の確定により予算を整理し、結果発生した余剰金3,000万円を基金に積み立てするための増額計上をしております。

消防費では、測量設計委託料で請け差による減額計上をしております。

教育費では、各種事業の終了による整理予算、文化財関係では大内地区の整備事業関係で事業終了により委託料、補助金合わせて320万8,000円の減、保健体育総務費の町民プール改修工事請け差で275万円を減額計上し、事業費で調整しております。

次に、議案第8号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から698万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,886万6,000円とするものであります。

初めに、歳入であります。国庫支出金で2万5,000円、県支出金で2万5,000円、共同事業交付金で1,874万2,000円、それぞれ額の確定による減額であります。

一般会計繰入金については、出産育児一時金、こども医療費に係る対象人員及び給付見込み額の増による増額、国保基金繰入金については共同事業交付金の減額分の1,000万円を充当するものであります。

次に、歳出の保険給付費関係につきましては、財源内訳の補正となっております。

共同事業拠出金につきましては、額の確定により504万9,000円を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第9号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額から130万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ7,206万5,000円とするものであります。

初めに、歳入であります。後期高齢者医療保険料については今後の見込み額により合わせて44万3,000円の減額、繰入金については歳出の負担金の確定により一般会計からの繰入金を86万3,000円減額計上しております。

歳出関係では、負担金の確定により130万6,000円を減額計上しております。

次に、議案第10号 平成28年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,063万2,000円とするものであります。

初めに、歳入であります。財政安定化基金貸付金について給付額が伸びていないことから、借り入れする必要がなくなったため1,200万円の全額を減額計上し、歳出におい

て予備費で調整をしております。

次に、議案第11号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既決予算の総額から252万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,124万円とするものであります。

歳出において各種事業費の確定等などにより252万9,000円を減額し、歳入において同額を一般会計繰入金で調整減額するものであります。

次に、議案第12号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から592万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9万8,000円とするものであります。

歳入歳出につきましては、残り1区画分の販売に至らず、1区画分を減額するものであります。

議案第13号の平成29年度下郷町一般会計予算から議案第19号の平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの7件につきましては、当初予算となります。

議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ48億3,000万とするもので、前年比10.3%、4億5,000万円の増額予算計上であります。

予算の概要について申し上げますと、町税は全体で10億3,300万3,000円を計上し、前年度比1.2%、1,211万3,000円の減額であります。この内訳であります。個人町民税については前年度比3.3%、530万8,000円の増に、法人町民税については前年度比17.2%、428万7,000円の増額であります。

また、固定資産税については、大規模償却資産の減額により前年度比2.6%、2,062万6,000円の減額であります。

町たばこ税については、前年度比6.8%、319万3,000円の減額であります。

地方譲与税については、7,984万5,000円を計上し、前年度比11.0%、789万5,000円の減額であります。

地方消費税交付金については、9,523万9,000円を計上し、前年度比91.9%、4,561万8,000円の増額であります。

地方交付税につきましては、16億5,000万円を見込み、前年度比3.1%、5,000万円の増額であります。

国庫支出金については、前年度比32.7%、1億1,463万1,000円の増で4億6,535万6,000円を計上したところであります。その主な増額の要因は、公営住宅整備に係る公営住宅建てかえ事業国庫補助金で1億2,632万2,000円の増額分が主な要因になっております。

社会資本整備交付金事業及び防災安全交付金事業につきましては、昨年とほぼ同額の1億4,829万3,000円、文化財保存活用事業についても昨年とほぼ同額となっております。

県支出金については、2億7,093万8,000円を計上し、前年度比9.2%、2,301万2,000円の増額であります。その主なものは、福島県無線システム復旧支援事業で昨年度に比べ1,037万1,000円増、2,154万7,000円の予算計上、林業費県補助金の中で森林環境保全直

接事業で新たに1,166万9,000円が計上されております。

繰入金については、7億1,889万5,000円を計上し、前年度比62.9%、2億7,760万円の増額計上となっております。その主なものは、財政調整基金5億8,000万円、前年度比2億5,600万円の増額、ふるさと創生基金4,610万円、前年度比2,790万円増、教育施設整備費基金230万円、前年度比で1,970万円の減額計上としております。

繰越金については、昨年と同額の6,000万円を計上しております。

町債については、2億9,680万円を計上し、前年度比15.8%、5,590万円の減額となっております。過疎対策事業債でパークゴルフ場の整備事業の完了により1億2,130万円の減額、沼尾シェッド国直轄権限代行事業で7,920万円の増額計上となっております。

次に、歳出につきましては初めに人件費であります。8億413万3,000円を計上し、前年度比1.5%、1,185万9,000円の増額計上であります。

物件費につきましては、7億7,336万7,000円、前年度比6.2%、4,515万円の増額計上であります。この要因としましては、空き家対策事業、戸籍システム機器貸借料、下郷町観光循環バス委託料などの増額、公共施設等総合管理計画策定業務委託料については、事業完了により960万2,000円が減額となっております。

維持補修費では、1億763万1,000円の計上で前年度比16.4%、1,512万8,000円の増額計上であります。主な要因は、老人福祉センターの修繕料であります。

扶助費では、2億9,003万2,000円の計上で前年度比3.3%、979万2,000円の減額計上です。要因としましては、29年度から新たに導入される臨時福祉給付金で2,250万円の増、また昨年度実施しました年金生活者等支援臨時福祉給付金で3,900万円が減額になっております。

補助費等では、8億3,856万1,000円を計上、前年度比6.1%、4,837万4,000円の増額となりました。増額の要因は、南会津地方環境衛生組合、南会津地方広域市町村圏組合に対します負担金の増額と合わせ3,211万4,000円、また新たに宿泊施設持続化支援事業に1,000万円、ポイントカード事業に665万1,000円などが主な増額の要因であります。

普通建設事業費では、11億2,662万8,000円の計上で、前年度比43.3%、3億4,043万円の増額です。主な増額の要因として公営住宅建てかえ工事2億9,484万円、役場空調設備改修工事2,520万8,000円、公有林整備事業1,716万2,000円、長尾シェッド国直轄権限代行事業7,923万円などが主な増額の要因であります。減額要因としましては、パークゴルフ場建設工事完了に伴い1億2,133万8,000円が減額計上となっております。

公債費では、4億872万7,000円の計上で前年度比0.4%、158万9,000円の増額となりました。元金分が1,032万7,000円の増額、利子分873万8,000円が減額になっております。

繰出金については、3億6,869万3,000円の計上、前年度比とほぼ同額であります。簡易水道事業特別会計繰出金58万8,000円、国民健康保険特別会計繰出金672万9,000円の減額、また介護保険特別会計繰出金が621万1,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金134万8,000円が増額となっております。

以上、平成29年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

次に、議案第14号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,428万8,000円とするもので、前年度比2.5%、2,571万2,000円の減額予算計上であります。

議案第15号の平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,533万7,000円とするもので、前年度比7.2%、503万円の増額予算計上であります。

議案第16号 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,397万3,000円とするもので、前年度比3.6%、2,944万8,000円の増額予算計上であります。

議案第17号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億473万7,000円とするもので、前年度比1.4%、286万9,000円の減額予算計上であります。

議案第18号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,851万8,000円とするもので、前年比5.3%、143万4,000円の増額予算計上であります。

議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ613万7,000円とするもので、前年比1.9%、11万7,000円の増額予算計上であります。

以上、19議案の概要につきましてご説明させていただきました。慎重なる審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

---

#### 日程第4 請願・陳情

○議長（佐藤勤君） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を産業厚生常任委員会に、会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

---

#### 日程第5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（佐藤勤君） 日程第5、議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

○議長(佐藤勤君) お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算、議案第14号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第18号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算、議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算、休会の件の9件を去る3月7日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題とします。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く議員全員を選任することに決定しました。

暫時休憩し、予算特別委員会の構成をご協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々は302号会議室にご参集願います。なお、302号会議室ではお配りしました席順にてお願いいたします。

それでは、暫時休憩とします。(午前10時52分)

---

○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午前11時17分)

予算特別委員会の構成をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告いたします。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長(室井哲君) それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に湯田健二君、副委員長に星輝夫君が選出されましたことをご報告申し上げます。

○議長(佐藤勤君) 予算特別委員会の構成は、さよう決定しました。

---

追加日程第2 議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第14号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第15号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第16号 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第17号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

追加日程第7 議案第18号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

追加日程第8 議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長(佐藤勤君) この際、追加日程第2、議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算から追加日程第8、議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認め、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算から議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの7件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算から議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの7件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### 追加日程第9 休会の件

○議長（佐藤勤君） 追加日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。3月10日及び13日は議案思考のため、3月11日及び18日は土曜日のため、3月12日及び19日は日曜日のため、3月20日は祝日のため、3月16、17日及び21日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月13日、3月16日から3月21日までの合わせて10日間を休会とすることに決定しました。

再開本会議は、3月14日であります。議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。（午前11時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成29年3月9日			
本会議の会期	平成29年3月9日から3月22日までの14日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成29年3月14日	午前10時00分	議長 佐藤 勤
	散会	平成29年3月14日	午後 2時44分	議長 佐藤 勤
応招議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 修 二	参事兼税務課長 室井 孝 宏
	町民課長 大竹 義 則	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 渡部 芳 夫
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 渡部 清 一	代表監査委員 渡部 正 晴
	農業委員会事務局長 横山 利 秋			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井 哲	書記 荒井 康 貴	書記 大竹 浩 二	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年第1回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成29年3月14日（火）午前10時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
散	会	

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ご連絡します。今定例会の説明のため出席を求めた農業委員会会長、渡部功君が公務出張のため、本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（佐藤勤君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 10番、山名田久美子です。ただいまより一般質問させていただきます。

初めに、訂正1つお願いいたします。2枚目、介護予防について、2段目5項目にわたりと書いてありますが、これ6項目の間違いでした。大変失礼いたしました。

初めに、平成29年度観光PRについてお伺いいたします。3月5日、南会津DC観光プロモーション実行委員会主催による「おいでよ！行こうよ！みんなのRevaty in南会津」が開催されました。4月21日に運行が開始される新型特急リパティ会津のPRイベントです。当日は、会津田島駅でのセレモニーが予定されていると思いますが、町としては独自のPR活動は予定しているのでしょうか。

また、年間の予定はどのような計画になっているのかお伺いいたします。

続きまして、介護予防についてお伺いいたします。第5次下郷町振興計画、第5章「健やかに暮らせるまち」の主な施策50、その中に高齢者の健康保持増進の中で6項目にわたり書かれております。その中で住みなれた地域で暮らし続けることができるよう介護予防事業の充実、地域での見守り体制の充実、老人クラブ、サロンなどの育成、支援とあります。医療費、介護費が増加する中、予防に努める施策は大切なことだと考えます。

先日、1度あったサロンが解散した地区がございまして、まだ再立ち上げを行っているわけではありませんが、「家の中に閉じこもっているのはやめよう」「何かやってみよう」と近所の方々が町の保健師さんにお願ひし、在宅介護の勉強会を開催いたしました。その中でベッドから車椅子への移動、またはその逆の体験をし、在宅での大変さを学びました。このような事業について、年間どの程度依頼があるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成29年度観光PRについてでございますが、新型特急リバティ会津の乗り入れが決定し、3月2日に会津田島駅においてカウントダウンボードの除幕式が行われました。また、3月5日に開催されました「おいでよ！行こうよ！みんなのRevaty. in南会津」には多数の来場者があり、地域住民の新型特急の乗り入れに関心が高いことを感じました。

運行初日となる4月21日には、南会津郡内の町村、南会津DC観光プロモーション実行委員会とで駅構内で1番列車を歓迎セレモニーと見送り、駅前広場においてお客様のおもてなしが計画されています。下郷町もセレモニー等に参加し、お客様のおもてなしを予定しております。

1点目の当日の町独自のPR活動についてのおたただしですが、町観光協会の風評被害対策事業の一環として浅草からの2番列車を利用したモニターツアーを企画し、湯野上温泉駅でおもてなしを考えております。

また、年間の予定についてですが、観光PRに関しては町観光協会を中心にしてお願いしたいと考えております。計画では、8月に首都圏で町と観光協会が主催となり、観光キャラバンを開催、またJA会津よつば主催の首都圏イベントも予定されております。このイベントは、全会津が一丸となって農産物と観光のトップセールスを行うものでございます。11月には、姉妹都市の西東京市民まつり、南会津全体で行われる観光PRイベントを予定しています。町内のイベントでの観光PRもしっかりと行っていく次第でございます。

次に、介護予防についてでございますが、現在日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、平成29年1月1日現在、高齢化率は27.4%で4人に1人が65歳以上の高齢者という状態になっております。一方、本町の高齢化率は40.1%で全国平均をはるかに超える速さで高齢化社会が進行しています。このため家庭内においても要介護者を高齢者が介護するという状況が顕著になってきています。本町では、国の基本方針や第5次下郷町振興計画に沿った第7期高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画を策定し、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域の包括的支援、サービス提供体制の構築を推進してまいります。

ご質問にありましたサロンでの介護予防教室の状況ですが、現在町内には26地区にサロンがあり、高齢者の居場所づくりなどへの取り組みを主体的にされております。ご依頼があれば町保健師や介護予防運動指導員が訪問して、介護予防体制や栄養指導などを行っております。平成28年度においては、2月末までの実施であります。延べ28回、476人の参加となっております。参加者については、大変好評なご意見をいただいておりますので、今後サロンが立ち上がっていない地区へも推進していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 観光PRについて再質問させていただきます。

会津若松商工会議所の青年部は、もう3月4日にこのリバティ会津の運行に向けて観光客の誘致を埼玉県越谷で繰り広げています。やはり田島まで乗り入れるということは、そこから先、会津若松、いわゆる南会津を越していこう、呼ぼうという動きが強まっているわけです。そういう中でやはり会津若松と田島との間にあるこの下郷に観光名所はいっぱいあるのですけれども、そこを寄っていただけるのかどうか、そういったところは強くアピールをしていく場所をつくっていく必要性はあると感じております。ですので、先手、先手でやはりPRというのは進めていかないと、本当にほかにとられてしまうという危惧は我々観光に携わっている者としては感じております。

例年下郷町としても観光PRなさっているのは、私も行っているのでもわかっておりますが、ではパンフレットを2,000枚配りました、3,000枚配りました、ではそのパンフレットをもらった方が実際どのくらい下郷に来ているのでしょうかと、こういった統計をとったことはございますでしょうか。なかなかこれは把握できないというのは私もわかっておりますが、こういった形をとったらうまくいくのかというのはやはり考えていかないと、今後どれだけPRしても来ていただいた方がどれだけいるのかというのを把握しない限り先へ進まないのではないかと思います。ですから、例えば抽せんの際に宿泊利用券というのを出すのです。そうしますと、その方がどれだけ来ているのか、これは把握できます。ただ、利用する方は残念ながら少ないのも現状です。

ただ、それは当たった方しかいないのです。でも、当たらない方でもパンフレットを2,000枚とか3,000枚受け取っているわけです。では、その人たちの中でどれだけ下郷に来たいのか、では来た方がどれだけ恩恵を受けられるのか、そういった観光施策をつくっていかないと、やはり来た方にとってのメリットというのが何にもないのではないかとこのように感じております。ですから、パンフレットの中に何かを入れ、はがき大のものでも何でも結構です。入れてそれをこちらに持参して、下郷を観光していただいた方がメリットを受けるような観光施策を考えていく必要があるのではないかと考えておりますが、その辺どのようにお考えになるかお聞かせ願います。

また、介護予防につきましては国立長寿医療研究センターなどでは、やはり要介護状態、最も多くなるきっかけをつくったのは、例えば入れ歯の調子が悪いとか、何でもないとこでこけてしまうとか、本当に段差が1センチあるかないかのところでもこけてしまうのです。これ実際私もたまにあります。夏ばてがひどくて食事が喉を通らないとか、そういった健康的にはさほど何にも問題ないように見えていながら、やはりちょっとしたきっかけが介護が必要になってくる状態になるのだそうです。そういう結果も出ております。

65歳以上の高齢期に入った場合、生活習慣病予防ということはかなり叫ばれておりますけれども、不活発な生活、これはやはり体を動かすのが苦手になったりとか、あるいは外へ出るのがおっくうになったりとか、そういったこと。例えば低栄養状態、あと転倒、骨折、これはよく言われますね。あとは、認知症、閉じこもり、そういったところの早期発見によっても介護にならずに済む、予防ということができるとも思います。

実際私もベッドから車椅子へとか、保健師さんに本当に懇切丁寧に教えていただきま

した。かなり予防についてもお伺いすることができて、かなり有意義な時間だったと思います。こういったことをやっていることは、本当に素晴らしいことだと思いますので、ぜひ今後も続けてやっていただきたいというふうに思います。

私たちが同じ町に住む町民として、隣近所のお一人、いわゆる独居でいらっしゃる老人、あるいは老人だけではないと思うのです。お一人で住んでいる方というのは、お年寄りも若い人もいるわけです。そういった人たちにも向けても、やはり引きこもりにならないような対策というのはとっていかなくてはいけないというふうに考えております。その辺についてどうお考えになるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員の再質問にお答えします。

会津若松市の商工会議所で3月にPRを行ったということを新聞でも私は承知しております。観光資源を早く紹介しないと忘れてしまうということですが、先取りにつきましては4月21日前になろうかと思いますが、観光協会や各種団体になろうかと思っておりますけれども、その中でマスコミの乗り入れを実施するような考えを持っているようでございますので、他町村に負けないで早目に宣伝、行動活動をしていただくように事業を進めていただきたいと、こう思っています。

また、会津鉄道でも地元の人が利用するようなチラシをつくっております、そのような企画商品を地元の人たちにご理解いただいて利用していただくということも大切ではないかと思っています。いずれにしましても、観光宣伝はやっていく。

それから、観光入り込み数の統計は現在大内宿あるいは塔のへつり、湯野上温泉、観音沼、そういうところで統計をとっていますので、そういうことで入り込み数の確認をしているところでございます。

それから、パンフレットを1日2,000枚とか3,000枚とかと配布している事業につきましては、キャラバンもそうですが、谷中銀座での事業、そういうもので1日100人のアンケートをとってまして、回答率が389名でございますが、そのときには下郷町も知っているよということも、あと大内や塔のへつりも知っていますよという数字がかなりありましたので、それ以上にまた宣伝することが必要ではないかと思っております。いずれにしても、観光宣伝、そして来てくださる観光客が恩恵を受けるような施策をこれからも打ち立てていかなければ、企画していききたいと思います。

それから、サロン活動、要するに2番についての介護予防とサロン活動についてでございますが、これは健康福祉課から詳しくお話をさせていただいてから私の考えを申し上げたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、介護予防に関係の再質問でございますが、サロンの支援につきましては先ほど町長がお答えしたとおりでございますが、そのほか介護予防教室といたしまして元気はつらつ教室というものを4月から11月につきましては毎

週火曜日、週1回、12月から3月につきましては火、木、週2回実施してございまして、この中身といたしましては健康チェックや運動、体操など、あとは脳トレなどを行ってございます。

そのほか先ほど議員からお話ありましたように、口腔、口の中、それにつきましては佐藤医院の佐藤正文歯科医師のご協力を得ながら、お口の健康ということで口腔チェックとか、いろいろそういうこともやっております、誤嚥の予防等を行ってございます。そのほか夏場におきましては、町民プールを活用しまして水中サロンということで、水の浮力を利用した運動等をしてございまして、今後につきましても介護予防に対して29年度につきましても引き続き実施していく計画でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 健康福祉課長が説明しましたけれども、いずれにしても健康で長生きをしていただくということで私は考えております、町民の皆様に。そういうことですので、サロン活動はますます活発化になるように進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 介護予防につきましては、本当に今後も引き続きやっていただきたいと思ひます。

観光のほうに關しましてなのですが、やはり入り込み数というのは大内であれば車の台数とか、湯野上温泉であれば入湯税の申告等々でわかります。それは、把握することはできるのですけれども、我々パンフレットを配りに行って、ではどれだけ効果があるのかというのはきちんと精査しないと、何のために観光PRに行っているのかということになるかと思ひます。ですから、そのときの施策としてやはりそのパンフレットを受け取った方が、では3,000人受け取って何千人来たのかというような、やはり細かいところまで見据えていかないといけないのではないかなというふうに考えております。そういったところは、観光協会とか何かに委託をする形になるのかとは思ひますけれども、そういった今後やはり配っただけのものがはね返りがなければやっている、観光PRに行っている方にも何の意欲というのですか、何のために行っているのだというような疑問が出てしまうのではないかなというふうには私は考えておりますので、やはりその点の施策についてもきちんと考えていただきたいと思ひます。

以上で質問は終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） パンフレットの施策、配布についての精査していただきたいという再々質問でございますが、下郷町が企画観光課を設置したのが昭和62年です。そのとき私は、商工観光係長をやっていた。大内の入り込み数が5万人だったのです、そのとき。湯野

上温泉も10万人にはいっていなかったと。塔のへつりが若干多くて十何万人を超えていた記憶がございます。

これを知っていただくということについては、やはりパンフレットを配布して、そして下郷町をPRしていくことが観光客が来るのではないかとということでやってきました結果、今の大内宿やあるいは塔のへつり、観音沼のデータはございませんけれども、そして入り込み数が多くなってトータルすると100万人を超えている観光客になっております。当時を考えると、この観光入り込み数は多くなったなと感じてはいますがけれども、どこの町村でもパンフレット配布はしております。いろいろな、多過ぎるほどつくって配布してはいますが、それを配布したことによって観光客がどのように考え、どのように来ているのかという精査は多分私は聞いていないので、やっていないのではないかと、こう思われますけれども、やり方の方法によってはできるかもしれませんので、検討していくことはやぶさかではないと、こう思っています。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、一般質問をいたします。

まず、町職員採用試験についてでございます。平成28年に行われた町職員採用試験について、1次試験の応募者は何名だったのか、1次試験の合格者は何名だったのか、合格基準はどうなっていたのかご質問いたします。

次に、2次試験についてでございますが、2次試験は作文と面接というのが募集要項に書かれておりました。2次試験の合格者は、7名で間違いのないかどうかお尋ねいたします。

2次試験の面接でございますが、面接時間は1名当たりどのぐらいの時間をかけての試験を行ったのかお尋ねいたします。

それから、この2次試験についての合格基準はあるのか、どうなっているのかお尋ねいたします。

毎年採用予定人数は、若干名と募集等に記載しておりますが、本年度は7名であれば若干名というには多過ぎるのではないかと、なぜ2次試験合格者が例年の2倍ほどになったのかお尋ねいたします。

次に、今後の教育行政についてお尋ねいたします。学習指導要領の改訂が平成32年に行われるとニュースで伝えられました。そこでは、答えのない問題に対し、自ら解決策を導くとか、伝える力、問題点を発見するということや社会への参画力などが盛り込まれております。そのほかに英語科では、小学校5年生であったのが、小学校3年生から学ぶことが始まったり、コンピューターのプログラムを学び、そのプログラムを作成することも盛り込まれております。

そこで、ご質問いたします。新しい学習指導要領への移行期間はどのようになるのか、例えば英語科の授業を例に教えていただきたいと思っております。

次に、プログラミングについては教諭でも自信がないとニュース等ではおっしゃっていましたが、IT、IoTはこれから重要なものとなります。そこで、プログラミングを教えることの人材を町独自に採用できるかどうかお尋ねいたします。

最後に、下郷町の児童生徒がよりよい学習環境で学ぶため、ハード面だけでなく、ソフト面でも時代に合わせた整備が必要になるであろうと思います。下郷町は、先見性のある教育が今後できるのかどうかお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

1つ目の下郷町職員採用試験についてでございますが、まず1次試験の応募者ですが、保育士が9名、一般事務が17名、土木については応募者がありませんでした。

1次試験の合格者ですが、保育士が4名、一般事務が16名であります。なお、一般事務につきましては、応募者17名のうち1名の方が欠席しており、受験者は16名でありました。

合格基準については、今回の1次試験の試験結果により判断させていただきました。

続いて、2次試験の合格者は7名であるかの質問ですが、一般事務については7名で間違いございません。なお、保育士については2名でございます。

面接での1名当たりの時間でございますが、1人約15分程度でございます。

次に、2次試験の合格基準でございますが、作文試験、面接試験を実施して選考しております。

次に、なぜ合格者が例年の2倍ほどになったかの質問ですが、私は募集する段階からここ数年の地方行政の業務量を考えますと、本町における適正な職員数は100名前後であると考えておりました。採用試験を募集する段階での職員数は93名でありますので、平成28年度末の定年退職予定の4名を差し引きますと89名ということになりますので、募集段階から7、8名の採用を考えておったところでございます。

次に、今後の教育行政についてでございますが、教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 8番、猪股議員の今後の教育行政についてお答えいたします。

ただいまのご質問内容にもありましたように、学習指導要領の改訂は小学校では平成32年度、中学校では平成33年度に全面実施が予定されております。初めに、現在の状況でございますが、中教審で審議され、改訂案が2月14日に公表されて、その後1カ月間の予定でパブリックコメントを実施し、広くご意見を求めているところでございます。

1つ目の質問の移行期間の英語の授業でございますが、平成30年度と平成31年度が先行実施期間となりますが、小学校5年、6年生の英語が教科化され、3年、4年生は英

語活動が始まります。教科書が採択され、使用は平成32年度からですので、先行実施期間の平成30年度、31年度の学習内容については平成29年夏ごろ公表予定となっております。また、テキストは平成29年12月までに作成見込みとなっております、移行期間につきましてはこれを使用しての学習となる予定です。

次に、プログラミングを教える人材でございますが、議員の言うとおりの知識を持った教諭が不足するであろうことは考えられますが、小学校におけるプログラミング教育というのは狙いといいますか、目的は、プログラミング言語を習得するというものではなくて、プログラミング的思考を学ぶことが目的となっております。各小学校において、実情に応じたプログラミング教育を行っていくため、地域との連携体制を整えて指導内容を計画するということが求められておりますので、平成32年度の全面実施に向け、学習指導要領が具体的に示される中で研修会等への参加などにより、人材を育てていきたいと思っております。

なお、本町の社会教育係ではロボラボ体験事業というものを26年度から取り組んでおりまして、プログラムを組み込んだリモコンカーを自由に操作できるような活動を先駆けて実施してきております。

最後に、先見性のある教育といたしましては、現在行っている異文化体験、ブリティッシュヒルズ研修などは南会津地区では下郷町が先行して実施しておりますので、英語授業としても先行しているものと思っております。また、夏休みを利用した中学3年生を対象の学習合宿を2泊3日で今年度より実施しております。

ほかにも今ほど申し上げましたように、ロボラボ体験事業としてプログラム入力によってロボットをつくる事業や、文化財を活用した教育として大内宿の茅づくり、茅ふき作業などの見学、さらには栗林遺跡への見学など、本町ならではの地域に密着した事業も取り組んでいるところでございます。子供たちの進路実現に向けた意識をさらに高めて、下郷町に誇りを持った人材の育成に今後も努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありますか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 8番、再質問いたします。

まず、町職員採用試験についてでございますが、17名中合格者16名と、一般事務です。1名は、試験に出なかったということですので、1次試験は全員合格ということになっていますよね。そうすると、これは1次試験の目的というのが基準に満たしていない者を振り落とすという目的が普通はあるわけですが、今回振り落とさないで試験を受けた者全員が合格したということですが、結果により判断したということですが、こういった結果で判断したのかお尋ねします。

それから、今までそういったことが例がなかったということですが、私が思うに例がなかったと思うのですが、1次試験の後は町の掲示板に合格者が何名というふうに半数ぐらいでしょうか、合格者。半数ぐらいだったかなというような、今までの例だったのですが、今回試験を受けた者全員が合格したということで、その結果の判断というもの

をよく教えていただきたい。

それから、2次試験ですが、1人当たり15分の面接を行ったということで、2次試験の場合は明確な基準というよりは、対応能力とか総合的な判断で基準されるのであろうというふうに答えていただいたのですが、特別合格基準はないよと、それで合格を決めたということのみでございましたので、逆に考えますと今町長のお答えの中では、町の事務量が増えて町長が見るに100名ほどが適正な役場職員数であろうということで、当初から募集人数は七、八名を考えていたというようなご答弁がありました。であれば、なぜ応募要項の中に若干名と例年と同じように書いてありましたが、若干名と七、八名ではやはり応募する人たちにも大分影響を与えるのかなと、なぜ七、八名と当初から言わなかったのかお尋ねいたします。

次に、学習指導要領のことですが、まだ発表になったばかりでこれから詳しいことが決まるということですが、お答えとしては私も失礼ながら勉強不足というか、まだ私も情報収集中でしたので、教育長に教育委員会のほうにどのような情報が来ているのかという意味合いもありましてお尋ねいたしました。

英語とプログラミングというのは、これから日本人や日本社会で求められる人材の必須の項目により一層なってくるのかなと考えております。特にIT、IOTというのは身近な品物にもそういったプログラミングと通信機能を持った品物が必ずもっと多く存在するということがございますので、下郷の小中学生がそういった授業を通してさらにそういったIT、IOTに関して興味を持って自らプログラミングを勉強したりして、そういった会社に勤めたりということで、さらに自分の未来を切り開く一つのツールになるのではないかと考えております。

ぜひとも学習指導要領、今後できますが、それ以上にさらに発展的な部分の教育というのを下郷でやっていただきたいなと、そういった意味合いで今後の時代に合わせた整備が必要になってくるのだろうという部分で、そういったさらに子供たちの興味をもっと深く追求できるような教育環境、ソフト面、ハード面を整えていく方策を考えていただきたいなと思います。先見性の面では、確かにブリティッシュヒルズ等で下郷は天栄村に宿泊体験をしながら英語を勉強してきたということでやってまいりました。ただ、近年南会津全体で中学校2年生、ブリティッシュヒルズ体験というものができましたので、先見性はありましたが、横並びになってしまったというような状態かと思っております。

それから、おもしろいお話だなと思ったのはロボラボという体験、教室、社会教育のほうで行っているということですが、これもパソコン使ってプログラムしてロボットと言われる機械を思ったとおりに動かすという学習だとは思いますが、そういったのもやはり年齢をもっと広げて決まった年齢ではなくて、もっと子供の対象を広げてやるような方法もあると思いますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

それから、体験といいますと下郷の文化に関する体験ということで、大内宿の屋根を見学したり、史跡を見学したりということですが、確かに教育の中では郷土愛を育てるといような重要な項目もございます。郷土愛があれば、外に出ても根っこが下郷だという根っこで頑張れると、将来下郷に帰ってくる可能性も出てくるわけですか

ら、やはりそういった地域に根差した教育というのは今後やはりますます大事になってこようかと思えます。以前私一般質問で下郷学をやってみてはどうかというような一般質問をしたのも、こういった郷土愛を育てる一つの方法かなという意味でございましたが、やはり先見性というのは新しいテクノロジーばかりではなくて、根っこにあるものが、自分の根っこは何なのだろうという部分も改めてやはり地域社会を授業で、低学年、中学年で地域を見たりしてという授業もございしますが、それをさらに深くできるような教育内容をしていただきたいのですが、教育委員会としてはいかがでしょう。お尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 猪股議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回の職員採用試験については、結果的に全員合格としたわけですが、筆記試験の上位成績者が必ずしも事務遂行能力が高い資質を持ち合わせているとは限りませんので、仕事への取り組む姿勢、意欲、コミュニケーション能力があり、良好な対人関係が築けるかどうか、人物を総合的に見ていくべきと考えております。できるだけ多くの受験者と面接を行い、その中からすぐれた職員を選びたいと考えております。

それから、若干名のことでございますが、言葉上若干名という言葉については、私は若干を1と10に分解して見ると、1のごとく10のごとしと、はっきりしないというのが大辞泉での書いてある言葉でございまして、若干名は若干名と、こう思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 猪股議員の再質問、私に対して3つほどあったと思いますが、1つ目は英語とプログラミングについて、プログラミングのほうを重点的にということで、2つ目が先見性がある授業、3点目が郷土愛を育てる授業ということでご意見がございました。

1点目の猪股議員さんがおっしゃる子供たちの興味をさらに深く高めていく、そういう方策を持っていくことが大事なのではないかと、これは全くそのとおりでございます。学習活動の基本は、子供たちがいかに興味を持ってそれに取り組むかということの導きに始まりますので、全く私も同じ考えでございまして。このロボラボ体験等を先ほど申し上げましたが、これは2点目ですね。1点目は、そのことについて考えを一緒にして進めてまいりたいと思っております。

2つ目の先見性のある授業、ブリティッシュヒルズ体験が横並びになってしまったということがございます。これは、ともに学ぶ仲間が増えたということでよいほうに私も解釈しておりますけれども、ロボラボ体験のことで子供の対象を広げていくことはどうでしょうかということですが、26年度から始めておまして、最初は募集したら20名ほど参加がありました。実際には15名程度と。昨年度、今年度と年2回実施しているという状況です。対象は、ほとんどが小学生でございまして。非常に1回実施すると、またやりたいという子供が増えてリピーターも多いようでございます。今後そういう子供が増

えるように予算等も考え合わせながら、検討してまいりたいと思っております。

3点目の郷土愛を育てる授業、地域に根差した教育、これはまさしく教育委員会が求めていることでもございます。足元を深く掘れと、そうすれば生きる泉が湧くというような言葉があります。私たちの下郷町というところからは、私たちは切っても切れない縁がございますので、そのところをしっかりと自覚して今後とも子供たちの教育に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、最後の質問いたします。再々質問です。

町長から若干の1から10というありがたい貴重なお話お聞きできまして、詭弁ではないかともとれるような印象を持ったわけですが、若干というのは10名近いと恐らく若干とは言わないというのが私ほか多くの皆さんの考えでありまして、多分町長の意思がそういった募集要項にうまく反映しなかったのかなと、それともやはり秘密にしていきなり7名、8名とかと募集要項に書けば、これは町を騒がせるのではないかということで例年どおり若干名という表現にしたのか、いろいろ想像したわけでございます。そもそも筆記試験では、人物ははかれないということ今町長の答弁ありましたが、1次試験の目的というのは基本的な部分で面接する時間を増やしたりするために足切りと言われればそれまでですが、そういった意味合いの強い試験であるのは私も承知しております。募集者一人一人丁寧に面接や作文で対応して人物評価できるのは、それは大変すばらしい評価であり、人物判定する試験では思いますが、平均というのがどこに持っていくかというのがありますが、私以前、数年前に1次試験の話を、足切りの話を聞いたときは大体平均点で足を切っていたのだという話も昔聞いたことございました。

多分昨年までは、こんなに1次試験合格者がなかったのも、今年だけが町長判断で1次試験の合格基準を変えて、1次試験は試験を受ける気持ちがあるのかなのかしか、これははからなかったのかなと、試験に臨んだ人たちが合格して、臨まなかった1名が不合格だったということは、そういうふうを考えるわけでございます。逆に考えますと、逆というか1次試験だけでは、つまり筆記試験だけでは人物評価判断できない、挨拶はどうだとか、総合判断できないということですが、やはり確かに町長がおっしゃるとおり公務員になるために勉強されてきた受験者ほど、1次試験の点数が高いという話はよそというか、一般論としてお話聞いております。試験のために一生懸命勉強してきた者にはやはりかなわないと、それは当然であります。では、1次試験というのは下郷町は今後参加しないのかというような問題になってくるのかと思います。作文試験と面接だけで採用に向けた2次試験の合格者を求めるということであれば、では町長は1次試験が判断できないという試験を、もうそれに対して参加しないのかどうかお尋ねいたします。

教育長、ありがとうございます、いろいろと。未確定な部分、不確かな部分に関して質問いたしまして、できるだけのお答えをしていただきましてありがとうございます。

やはり新しく学習指導要領が変わるといのは、その年代にたまたま出くわした生徒、児童、それから親御さんも大変不安になるわけですので、そういったケアも今後出てくるとは思いますが、主に学校現場とPTA、学校と児童生徒というお話にはなってくると思はますが、教育委員会のほうでもそういった学校や保護者、生徒に対する丁寧な対応をとれるように学校のほうにもぜひご助言されたいなと思はます。

それから、いろいろ教育委員会で子供に対するやりたいことといのはありますが、何せ予算といものが必ずついてまいりますので、こちら辺は町長どうですか。今後こういった先見性のあるアイデア等、よく検討して予算づけといのは町としては教育委員会の予算を握っているのは執行部側でございますが、随分強い力を持っていると思はますので、予算の面では今後こういった先見性のあるものに対しての予算づけといのはどのようにお考えあるのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 第1次試験の全員合格の件でございますが、合格基準については今回の1次試験の試験結果により判断いたしました。

それから、今後の職員採用につきましては県の町村会が実施している採用試験の日程に従って今後も進めていくことが一番ではないかと。町の採用試験についても、県の市町村会のテストによって判断していくということになるかと思はます。

それから、教育予算については教育の専門性を重視しながら、予算の配分をしていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 新しい学習指導要領に出会ったときの子供たち、または保護者の対応についての再々質問でございました。

やはり今お話あったように丁寧な対応が必要であろうと。パソコン等デジタル化によってその恩恵を受ける弱者もいれば、逆にデジタル化によって新たな弱者を生むこともある。なかなか私たちもついていけないとか、そういうところがあったりします、新しいことに。そういった誰にでもやさしい万能なものはないのだということ認識しながら、さらには特別の支援を要する子供、また生活指導上課題のある子供、あるいは外国籍の子供、または不登校の子供、いじめ、自死、貧困、DVということもござはます。子供を取り巻くさまざまな環境がある中でやはり変化につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、それから支援員等、学校の教職員とチームを組んで、丁寧に子供、保護者に対応していくように心がけてまいりますので、ご理解いただきたいと思はます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはござはませんか。

○8番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤勤君） これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時58分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前11時10分）

次に、1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。

今回も一般質問させていただきます。なお、今回3項目ほどでございまして、1つ目にいじめ問題について、2つ目に空き家情報について、3つ目に新たな改良促進期成同盟会について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、1番にいじめ問題について、日本各地の小、中、高の学校でいじめが問題視され社会問題になっております。平成27年9月、会津若松の高校でも女子生徒が自殺した問題を再検証する県いじめ問題調査委員会は女子生徒へのいじめがあったと認定をしました。では、本町の小学校、中学校でのいじめ問題は調査をしたことがあるのであろうか。調査したとすれば、どのような方法で行われたのかを伺いたと思います。いじめ問題の調査は、プライバシーと深くかかわるだけに慎重に取り扱っていただきたいと思ひます。

2番、空き家情報について、以前私は移住者と定住者について質問したことがあります。その後は、どのような対策または制度を整えたのか、また移住希望者あつせん窓口は開設したのか、専従者は用意できたのかを伺いたしたいと思います。

空き家についても今後ますます増加すると予測できる。早々に空き家バンクをつくり、空き家の状態などをまとめたデータを運用し、所有者と入居希望者の意向を踏まえて空き家の活用につなげていくように願ひたいが、当局の考えはどうでしょうか。

また、本町のホームページでは四季の観光地をPRしているが、観光地ではなく空き家情報や移住希望者情報も同時にPRできないかを伺いたしたいと思います。

3番目、新たな改良促進期成同盟会について、本町には観光客が大勢来ております。大変に喜ばしいことでもあります。しかし、国道121号線は道路が狭く渋滞が発生することもあります。少なくありません。観光客へ安全、安心をアピールするためにも町民を交えた下郷町区間の改良促進期成同盟会を発足させてはいかがでしょうか。当局の考えを伺いたしたいと思います。

以上でございます。答弁のほどよろしく願ひいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目のいじめ問題についてでございますが、教育長から答弁させますので、よろしく願ひします。

次に、空き家情報についてでございますが、1つにどのような対策または制度を整えたのかについては、移住・定住・二地区居住等の施策については、以前説明申し上げたとおり総合戦略の「新しいひとの流れを創り出す「交流人口の増加」」で基本目標を定め、その戦略施策として移住定住を促進するための各種支援を掲げております。

その内容は、姉妹都市である西東京市民との交流活動をきっかけとして、移住定住希望者の増加を図る、あるいは増加する空き家の改善と低負担で空き家に住むことのできる仕組みや制度の整備、Uターン、Jターン、Iターン希望者に対する受け入れ体制の充実や積極的な情報提供、体験型プランの取り組みなど、町外からの移住定住者の増加を目指すところでございます。

この2つ目の移住希望者あっせん窓口の開設については、移住定住を促進する上で必要なことは移住を希望される方への相談体制の充実と考えております。現在は、総務課総合政策係で移住希望者の空き家の情報提供等などの対応を行っておりますが、特に移住希望者につきましては住宅、就労、医療、教育、交通などさまざまな視点から問い合わせをいただきますので、関係部署と連携し、総合的、一元的に実施する窓口として対応に当たることが移住定住者の獲得につながるものと認識しております。そのためには、町内の総合的な情報をまとめたガイドブックの作成なども視野に入れながら、相談体制の充実を図っていききたいと思っております。

3つ目の専従者を用意できていたのかについてでございますが、移住対応の専従者につきましては現在のところ特に配置はしておりません。ただし、移住者がスムーズに地域に溶け込むような仕組みづくりについては、相談員的な役割を担う人材の確保が必要と思われまます。移住定住後の生活に対する不安や悩みについても、地域の協力や支援がなければなりませんし、また人材の育成も必要なことから、必要な検討策を講じていきたいと考えております。

4つ目の空き家の活用についてでございますが、いわゆる空き家バンクについては地域の方から空き家情報を広く募集して、移住や定住希望者に向け、町のホームページ上でこれらの物件情報を提供する仕組みのことで、全国的にもニーズが広がっていると認識しております。29年度につきましては、空き家に関する実態調査や対策計画づくりに関する費用を1,194万5,000円の予算を計上しております。調査が済み次第、十分利活用可能な空き家については所有者の意向を得ながら、空き家バンクの構築に向け準備を進める考えであります。

5つ目、移住希望者の情報発信についてでございますが、議員のご指摘のとおり移住定住を促進するためには、情報発信力が重要な役割を担っていると考えています。移住希望者の多くは、専用のポータルサイトや専門誌の情報に依存する割合が多いと言われております。例えばホームページによる情報発信のほか、ツイッターやブログなどソーシャルネットワークシステムを活用し、情報発信などは有効な手段でございます。移住定住交流活動希望者については、先ほどお答えしました空き家バンクのほかに実際に町内に移住した方々のアドバイスなどがあれば大変参考になると思っております。

次に、議員の言われる国道121号の下郷町区間の改良促進期成同盟会を発足させてはのおただしでございますが、現在国道121号改良促進期成同盟会が活動しておりますが、本町の国道121号線の狭隘渋滞対策について、町内各種団体等を含めた町内単体の協議会設立について今後検討していききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 1番、星議員のいじめ問題についてお答えいたします。

ご指摘いただいているとおり、いじめが関連したと思われるとうい命が失われる案件が本年も2月に須賀川市や南相馬市において発生しております。ご質問のとおりいじめは、子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命、身体を脅かすことからいじめの指導、いじめの防止、いじめの早期発見等、迅速な対応に努める必要があると強く認識しております。

本町においても、いじめはいつでも、どこでも、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであるということを認識し、教育委員会でもいじめゼロのチラシを、例えばこのようなものでございますが、昨年の11月、一昨年から配布して保護者と学校と連携して未然防止に努めているところでございます。

ご質問のいじめに関する調査についてでございますが、下郷町いじめ防止基本方針のもと、各学校ごとにいじめの防止基本方針を策定しております。その中で年間計画を立て、小学校においては年2回から3回、中学校にあっては年5回の学校生活アンケートを実施し、児童生徒の実態を把握し、指導に努めているところでございます。調査の実施につきましても、質問の中に好きな食べ物は何ですかなど、誰でもペンを走らせることができるような質問を入れて、あの子が書いているなどと目立たないように工夫して実施しております。また、アンケート調査以外にも学校の教職員による日常観察によるチェック、2者面談、3者面談、家庭訪問などを通して相談に応じており、計画的に実施しているところでございます。

本町のいじめの実態についてでございますが、各学校より報告があった件数として平成26年度2件、平成27年度1件、平成28年度、今年度は現時点ではゼロ件となっております。その都度事実関係を確認するなど、学校と連携して指導、対応をしているところでございます。現在までは深刻な事態に至っている事案はありませんが、いじめということの重大さを深くかみしめ、児童生徒のプライバシーに配慮しつつ、より一層の危機意識を持って対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほど5番目に移住希望者の情報発信についての答弁の中でポータルサイトをポータルサイトということで説明いたしましたが、ポータルサイトの誤りでございますので、ご訂正をお願いします。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） まず、いじめ問題についてでございますけれども、もし先ほどの中で答弁、教育長が話したのですけれども、いじめに関してはその担当課というのは教育委員会でもよろしいのでしょうか。そして、あと担当してくれる職員はどういった人が対応してくれるのか、そこら辺もお知らせ願いたいと思っております。

それから、2番目の空き家情報についてでございますけれども、大変に今町長さんの答弁の中で予算をつけるということであるのでございますけれども、大変にありがたく

思っております。私がなぜこれを質問しましたかということ、今年の1月に若松の20代の夫婦、子供さんが下郷町に住みたいということで2月の26日に現地建物を見せました。そうしましたところ、建物はよろしい、しかし中のトイレがくみ取り式になっておりまして、これではなということ、辞退をしまして、やはりそうした移住者、来てくれる人には温かいご支援のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番目の新たな改良促進期成同盟会でございますけれども、私たちは産業厚生ということで県、国に要望活動を行っております。しかし、121号線はないのです。それで、道づくり委員会、町にありますけれども、その場所で県の担当者に話をしまして、そうした町の職員が県のほうに要望活動を行い、大内宿入り口、あそこの隅切りをやってもらいました。それから、また新たな課ではあそこのカーブミラー、見えないということで県、それから会津鉄道に言ってもらい、そして立ち木の伐採、それから今回3月には回転灯をやっていただきまして厚くお礼を申し上げます。そういった観点からも、やはり町民を交えた新たな改良促進期成同盟会をつくれば、町民が安心して暮らせる町づくりになると思ひますので、ひとつそこら辺も重ね重ねよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 星議員の再質問についてお答え申し上げます。

担当課は、教育委員会でよいのかということと、対応するのは誰かということであったかと思ひますが、まず教育委員会で対応しております。一番最初には、相談しやすい人誰でもいいわけです。担任でも、担任がだめなら養護教諭でも、ほかの担任でも、教頭でも、校長でも、誰でも話しやすい人に話してもらおうということが基本になります。

そこから、つい2月27日も町のいじめ防止対策連絡協議会を開いたわけですが、そこでも確認したところでございますが、もし各学校または児童生徒、保護者からいじめられているという案件が上がってきた場合には、発生報告が教育委員会に上がってまいります。直接教育委員会に来ることもございます。そこから事実関係を確認しながら、調査してまいります。そして、必要によっては教育事務所、そしてまた町長を初め総合教育会議等で教育委員会で協議しまして対応をしていくと。

下郷町のいじめ対策連絡協議会のメンバーでございますが、民生委員、またお巡りさん2名、それからPTA会長さん、各学校の校長、そういったメンバーと教育委員会が事務局として入って協議したところでございます。そういった必要なことを進めながら、さらには重大事態となれば町長からの指示等、連絡をしながら、連携をとりながら、いじめ調査委員会を立ち上げていくというふうになっております。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 空き家対策の件につきまして、再質問にお答えしたいと思います。

先ほど会津若松市の若い夫婦の例を挙げられましたが、下郷町に住みたいという希望があった。非常に住めなかったことを残念に思ひますけれども、Iターン、Uターン、

Jターンに含めまして支援制度の検討を進めていきたい、こう思っております。

それから、協議会の設置の件でございますが、121号線の期成同盟会の設置でございます。それは、米沢から日光市、今市までの区間でございますして、非常に長い同盟会でございますして、なかなか一つの言葉で121号線の何々箇所を改良していただきと言っても、なかなかできないところがちょっともどかしさがあるために、期成同盟会ではなくて協議会という形で発足してはどうかと、こう思っています、地域を含めた同盟会。

それは、なぜかといいますと会津縦貫南道路の田代区域と、それで将来的にわたっては田代から小野区間が非常に混雑すると、こう私は思っています。ですから、今回2月に福島県の渋滞対策協議会に下郷町が加盟しましたので、ぜひそういうところから要望活動を続けていきたいなと思っていますし、町の渋滞対策協議会あるいは改良促進協議会、これ名目はいずれか検討するほかないと思うのですが、こういうものを立ち上げて将来来るであろう区間、そこの渋滞をいかに解消するかということを真剣になって取り組んでいかなければ、下郷町に来るお客様も来る人口も少なくなってしまうということになりますので、設置、発足について前向きに進めていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 答弁、誠にありがとうございました。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 11番、佐藤盛雄でございます。

通告書に基づきまして、これから5つの点をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくご答弁を願いたいと存じます。

まず初めに、商工業の活性化につきましてお尋ねいたします。（1）、ポイントカード事業についてお伺いいたします。この事業の内容及び目的は何なのか。また、事業主体は商工会と伺っておりますが、町ではこの事業にどのようにかかわるのか。私も商工会の理事をしておりまして、以前からこういった問題については議論がなされておりました。また、この事業が着手されれば、後年度の政策経費が発生すると思っておりますが、それはどのぐらい毎年計上をお考えになっているのか、この点もお伺いいたします。

（2）でございます。宿泊施設持続化支援事業についてお尋ねいたします。平成29年度の事業に1,000万円計上しております。28年度は、期間限定で商工会を通し実施いたしました。件数、金額等、その実績はどうであったのか。また、その事業をやる場合の審査の基準というものは、どのようになっているのかお伺いいたします。

一方、この事業を商工会に委託して進める必要があるのか、私は町事業として取り組むべきではないかと考えてございます。商工会もかなりの事業量がありまして、その中で人数、スタッフ等も制約ありまして、この中でこれを新たに取り組むというのは大変な事業であるというふうに感じておりました。このことにつきまして、町長のご見解を

お伺いいたします。

続きまして、空き店舗活用調査研究事業についての件をお伺いいたします。平成28年度一般会計補正予算（第6号）で110万円計上しておりますが、この事業の目的は何なのか。また、今後空き店舗の利活用にどのように取り組むのか。議会の議決後、年度末まで約1週間ということで、その1週間内に事業が完了できるのかどうか。

空き店舗や空き地の周辺をコンパクトにまとめ、ポケットパークなどとして整備し、人の集まりやすい憩いの広場を一体的に整備することにより商業地の活性化が図れるのではないかと考えております。要するに商業地がくしの歯が抜けたように点在しているということで、まとまりとしての商業地域の形が形成されていない。これでは、やっぱり人が寄ってこない。だから、そのまとまりあるクラスターをどういうふうにとめるかということも大きな課題だと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。調査事業の中に今申しましたような方法を取り込むお考えあるかどうか、町長のご見解をお伺いいたします。

3番目としてクラインガルテンの現状と対策についてお伺いいたします。クラインガルテンの現状はどのようになっているのか、以前このことについてご質問いたしましたが、その後改善されたのか。また、ラウベの使用料の見直しを検討すると答弁されましたが、このことについて話し合いがされたのか。さらに、宮城大学あるいは兵庫県立大学などと町とのかかわりある大学等のセミナーハウスとして利用も考えるべきといった提言について検討がなされたのかどうか、お伺いいたします。

平成29年度の予算では、昨年度より412万4,000円が増額になっておりますが、施設整備工事や一般備品の計上だけで利用率のアップにつながるのか懸念されます。市民農園の活動の様子を動画で町ホームページにアップするなどの工夫が必要と申ししてきましたが、何らかの販売促進対策が必要と思われませんが、町長のご見解をお伺いしたいと存じます。

次に、4点目でございます。物産館の直売所整備事業についてお伺いいたします。平成28年度予算400万円の調査委託費を計上し調査が終了したが、その概要についてお示しいただきたいと存じます。この件に関しましては、昨年度策定されました過疎自立促進計画の中に1棟150平米をつくるという計画がなされておりますが、29年度は物産館農産物直売所整備事業費として318万4,000円が計上されておりますが、場所、規模、その内容についてお伺いいたします。

続きまして、5点目でございます。地域おこし協力隊・集落支援事業についてお伺いいたします。平成29年度当初予算に地域おこし協力隊・集落支援事業として836万8,000円が計上されておりますが、事業の内容の説明を求めます。

まず、内容でございますが、何をやるのか、それから事業をやる場合は人員配置も必要でしょう。その人員配置は新規雇用であるのか、何人必要なのか、またそういった雇用した場合の雇用形態、それから何カ年計画でやるのか、その辺もあわせて説明を求めたいと存じます。

これを新規に取り組むことになった背景は何なのか。また、各集落とも限界集落が多

くなってきており、各地区の集落機能の維持管理が厳しくなっている中、集落の共同作業等にも支援が必要になってきているのが現状でございます。さらに、地域の埋もれた観光資源を発掘し、磨き上げ、新たな観光スポットとして再発見することも意義のある事業と思います。新たな観光スポットの整備にもこういったスタッフを配置するのか。例えばバイクとかウオーキングトレイルとか、あるいは100万年ウオークとか、従来のそのようなイベントに対する周辺の整備のための事業、こういったものにもこのスタッフの対応ができるのかどうか。このようなことにも、この事業に内在させておやりになるのかどうか町長のご見解を伺いたしたいと思います。

以上、5点お伺いいたします。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

1点目のご質問であります商工業の活性化についてでございますが、1つ目のポイントカード事業については、まず商工業の活性化に関するポイントカード事業についての事業内容と目的、町とのかかわりについてですが、この事業は各商店等などがお買い物をされたお客様に付与するお買い物ポイントと、町が健康診断を受けた町民の皆様が付与する行政ポイントを1枚のICカードに記録し、それぞれのポイントが満杯になれば商品券として利用できる仕組みを構築するもので、行政と商工会が連携したICカードを発行し、利用していただくことで商店街の振興、そして地域振興を図っていくこととしております。

事業は、国の補助事業を活用して商工会が実施するものですが、町としても支援すべく事業経費に対する3分の1をポイントカード事業補助金として、またこの事業の周知、PRを行うための経費を商工会補助金の中に特別事業運営補助金として、29年度に予算を計上をさせていただいております。

2つ目の宿泊施設持続化支援事業については、本事業は委託事業ではなく、商工会が行う補助事業として処理させていただいております。今年度の実績ですが、申請件数が2件で補助総額が97万4,000円、補助対象経費の総額307万2,926円となっております。審査に当たっては、補助対象者であることから補助対象の事業内容になっているかどうかを商工会が確認し、商工会が町へ補助金申請を行う流れとなっております。

次に、空き店舗活用調査研究事業でございますが、空き店舗対策につきましては総合戦略の「新しい仕事を創り出す雇用創出」を基本目標を定め、その戦略施策の中で新しい仕事の創出として位置づけております。この事業は、空き家、空き地、空き店舗の活用や地域のコミュニティーづくりなど、地域の課題に対応し、新たな視点を取り入れたビジネスへの支援を推進するため、町内における小売店や飲食店など、空き店舗に関するアンケート調査やセミナー等を実施し、遊休不動産の再生や創生に関する可能性について調査研究を実施する内容としております。さらに、創業に対する新たな支援など策定するためにも、この調査研究は必要と考えております。

なお、28年度の一般会計補正予算（第6号）におきまして、空き店舗活用調査研究事

業110万円を計上しましたが、この事業については平成28年度第2回地方創生推進交付金採択事業となっております。第2次交付決定の時期がおくれたことにより、調査研究の日数も要することから、県と協議を行い、繰り越し事業として実施したいと考えております。より効果的な調査研究のためには、29年度当初予算に計上しております空き家実態調査と関連づけて、事業を推進する所存であります。

さらに、空き店舗や空き地周辺をコンパクトにまとめ、ポケットパークを整理し、人の集まりやすい憩いの広場を一体的に整備することにより、商業の活性化が図られるものではないかとご提案につきましては、政府の地方創生の進化に向けた取り組みとして位置づけられている小さな拠点づくり、コンセプトにマッチしていると考えます。地域に合った多機能型のコミュニティービジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進のためには所得の向上、つまり地域における稼ぐ力の向上が必要であります。そのためには、空き店舗の解消が大きな課題であり、その課題に対して有効活用を図る対策が求められているところであります。

次に、クライנגルテンの状況と対策についてでございますが、まずクライングルテンの現状でございますが、本年度は22区画の利用であり、空きが8区画の状況でございますが、この3月末で8区画の退居が予定されております。しかし、4月からは新たに4区画の新規利用の申し込みを受けておりますので、平成29年4月時点においては利用が18区画、空きが12区画となる見込みでございます。

次に、ラウベの使用料の見直しを検討すると答弁されたが、このことについて話し合いがなされたのかとのご質問にお答えいたします。現在年間12カ月、40万円の利用料について利用者のアンケート調査の結果による減額希望の結果や、冬期間の積雪により畑が利用できないこと、さらにはラウベ自体が寒冷地の仕様を満たしておらず、冬期間の利用が困難であることなどを考慮しつつ、料金の減額について検討を進めておりますが、古いラウベで完成から8年を迎えようとしておりますので、今後の施設修繕費などを含む維持管理費を考慮しつつ、慎重に進めております。

次に、宮城大学など町のかかわりがある大学などのセミナーハウスとして利用も考えるべきといった提言について検討がなされているのかとのご質問については、6月議会の一般質問において空き区画対策について、宮城大学など町のかかわりのある大学などのセミナーハウスとして利用も考えるべきといった提言についてですが、その利用方法についてはまだ検討中の段階でございます。宮城大学では、毎年副学長の森山教授が担当しています景観デザイン論学外授業の一環として毎年下郷町を訪問していただいております。下郷町の文化、産業や景観について学び、本町の活性化に向けた意見や提案をまとめた報告書を提出していただいております。クライングルテンの空き区画については、積極的に対策を考えなければならない時期です。今後も宮城大学の協力や支援が必要と認識のもと、大学生の活用が可能のようなら大学側に働きかけをしていきたいと考えます。

次に、予算関係でございますが、平成29年度におきまして増額しました主な項目として、議員からご指摘のございました施設整備工事や一般備品の予算でございますが、町

施設整備工事につきましては、林側の一部の畑におきまして日陰の解消を目的とする立ち木などの伐採でありまして、一般備品は農作業資材等を収納できる収納庫でございます。短時間でさまざまな情報が世界中に拡散する世の中において、実際に下郷のラインガルテン施設を利用した利用者からの体験などに基づいた生活の情報発信や、知り合い、知人を伝って情報の広がりがPRとしてはかなり有効であると感じております。利用者からの声による改善やアイデアなどを慎重に判断し、可能な限り少しでも実現していくことが当ラインガルテンのイメージアップとなり、そこから新規利用者の獲得や継続利用者につながり、さらには当町への定住にも結びつくものと考えております。

次に、物産館直売所整備事業についてのご質問ですが、28年度の重点事業でも明記して説明をしているところでありますが、物産館の現在の農産物直売所は売り場面積が少なく、新鮮な農産物販売ができていないため、28年度予算で400万円の調査委託費で町物産館の敷地拡張のため、測量業務委託並びに農産物直売所の基本設計業務委託の2つの事務委託事業を実施しました。

まず、測量業務委託の概要ですが、新たに農産物直売所を建築するに当たり、建築用地に係る町物産館敷地の拡充と駐車台数を確保する観点から、町物産館に隣接する東側の田んぼ2筆、地元地権者2名、約1,330平米の土地について測量業務を実施させていただきました。次に、基本設計業務委託の概要ですが、委託履行期間が3月31日の年度末となっております。また事業完了に至っておりませんが、業務委託をしている基本設計の計画概要を申し上げますと、まず既存の町物産館の連携、相互の施設利用向上につながる基本設計になるよう委託コンサル設計会社に要望しております。

現在までの設計及び計画の基本的概要といたしましては、農産物直売所附帯施設として商品やバックヤード、事務室、トイレ等を合わせて面積300平米の内容となっております。また、施設の新築に伴い、一般車用の駐車台数は増設、50台から70台を盛り込んでおります。

なお、平成29年度予算では地質調査委託料としてボーリングにかかる経費を計上したところです。また、将来的には物産館農産物直売所をあわせ、新たな町の駅としての活用も可能な施設として物産館の一部改修も基本計画に入れており、今後検討したいと考えておりますので、いずれにしましても新たな本町の魅力となるよう本事業の推進をしていきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊・集落支援事業についてでございますが、まず事業内容につきましては制度の概要といたしまして、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に実際に住民票を異動し、生活の拠点を移した者について自治体が地域おこし協力隊として委嘱を行います。隊員は、一定期間その地域に居住し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PRなど地域おこし支援や農林業への従事、地域住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、地域の定住、定着を図る取り組みとなっております。

事業の実施主体は地方公共団体で、活動期間はおおむね1年以下から3年までとなっております。地域おこし協力隊は、自分の才能や能力を活動に生かすことで理想とする暮らしや生きがいを発見し、自治体や行政ではできなかった柔軟な地域おこし策を実施

することができ、さらには地域にとっても地域の活性化につながる施策として多くの自治体に取り組んでおります。なお、総務省の支援として隊員の1人当たり、報償費など200万円ほどの活動経費と200万円、計400万円を上限に特別交付税により財源支援が行われることとされております。

今後のスケジュールといたしまして、議決後地域おこし協力隊の導入に関するコンセプトを明確にしながら、設置要綱や募集要項を作成し、広報紙や一般社団法人移住交流推進機構サイトで全国から一般公募を行いたいと思います。隊員の身分につきましては、非常勤特別職として委嘱を行う予定です。

次に、新規事業として取り組む背景には総合戦略の「新しいひとの流れをつくり出す「交流人口の増加」」で基本目標で定めており、その戦略施策の中で移住定住を促進するための各種支援としてIターン、Uターン者支援の取り組みを位置づけております。Iターン、Uターン希望者に対し、受け入れ体制や制度への充実とともに、積極的な情報提供や体験型プランの提供などに取り組み、町外からの移住定住者の増加を生み出す内容となっておりますので、集落活動の支援や人口減少の対策の一環として地域おこし協力隊の導入を新規事業として取り組むことにいたしました。

活動内容につきましては、今後設置要綱で定めることとなりますが、農業、観光、商業、福祉などの分野を中心に活動を依頼したいと考えております。そして、地域資源、観光資源のブラッシュアップ化、協力につきましては総合戦略の中にも「観光資源の磨き上げと積極的な交流事業の展開」、そして戦略施策が位置づけられております。本町の歴史、文化、特産品などの観光資源を生かした交流事業を積極的に推進し、観光資源を磨き上げ、観光リピーターなどの増加を目指すこととしておりますので、地域おこし協力隊の活動についても、このような施策はもちろんのこと、積極的に取り組まなければならないと考えております。

地域住民にとって当たり前の自然や文化、歴史などについては、町の外から見ると意外と魅力的な観光資源があるかもしれません。埋もれがちな観光資源については、協力隊の新たな視点で再発見、再発掘して活用し、地域住民と一緒に魅力ある町づくり、地域づくりに取り組むことが地域おこし協力隊の役割であり、その活躍が期待される所でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 申し上げます。間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思っております。

再質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 再質問をいたしたいと存じます。

1番目の商工業の活性化ポイントカード、これは商工会が事業主体となって総額で2,150万円ほどの予算の中で国庫補助が3分の2、そのうち商工会が820万円ぐらいの自己資金でやるわけですが、それだけの資金捻出ができないから、町から665万1,000円の補助をするということだと思っておりますが、これは商工会単独でできなくて町とリンクしな

いとこの補助事業が成り立たないということで、こういう事業形態をとったことと思いますが、以前ふじっこカードをやっておりますが、これがもうかなりの年数が経過しておりますして、機械本体もかなり老朽化しており、そして加盟団体、加盟商店も27店舗ぐらいだったか、ちょっと少なくて商業振興にはちょっとやっぱりじり貧になっているというような現状で、これを何とかしなければならないということで商工会のほうでは前から検討しておりましたが、私もこの事業はいいことだと思います。

それから、町がかかわることで健康診断を受診した場合には幾らかポイントをあげるということですが、そのほか例えばいろいろな教育委員会事業とか、あるいは公民館、あるいはふれあいセンター事業、そういったイベントに参加したときも、やっぱりある程度のポイントは与えて、要するに町民が参加しやすいようなものにポイントカードを使う。そして、これをICカードで入力して、それをたまったポイントを買い物で使っていただくということで、町民のうちにこもるものを外に人々を出していただいて、そして健康増進にもつながるということで、健康増進のためにも広く考えていただきたいと思いますが、例えば隣の美里町なんかは以前、オムロンと提携して血压をはかる機械、これが電話回線で利用して例えばですけれども、はかればこれが町とオムロンの会社にその情報が入って、誰々はきょうは血压測定をした。ですから、お年寄りの不在確認といいますか、そういうものに役立つと、それからそれまでやるにはなかなかこの事業では金額的に大変でしょうけれども、やはりお年寄りも積極的に参加できるような、そういった幅広い利用を考えていただきたいと思いますが、その辺どの辺まで広げるのかお伺いいたします。

それから、当然こういった新規事業になりますと、後年度もそれだけの政策経費がかかるわけです。ですから、毎年それなりの経費はどのぐらい見込みになるのか、これやってみないとちょっとわからない点もあるでしょうけれども、そういった政策経費についても商工会への補助事業としてやはり今後も継続してやっていかないと、この事業が立ち行かなくなるものですから、後年度以降もそういった政策経費につきましたの補助を考えているのかどうか、その辺を再度ご質問いたします。

それから、2点目の宿泊施設持続化支援事業で昨年商工会でやったわけですが、当初の期間限定でやったので、なかなか手が挙がってこなかったということで期間を延ばしてやったのですが、思ったような成果が上がりませんでしたのですが、やはりまだまだ旅館、民宿等でもバリアフリー化とか、あるいはいろいろなお年寄りも訪れても支障ないような、そういったいろんな改良なんかもしなければならぬということで、現実的にそういった話は聞いております。これの実績が上がるような、そういった事業を展開していただきたいと思います。

本年度も1,000万円計上しておりますが、昨年は300万円ほどの実績だということでございますが、成果が上がる対策、これをもう少しやっていかなければならないと思いますが、町の考え、私は本来ならば町の事業でやるべきだと思うのですが、商工会の事業としては、やっぱりちょっと異を感じるわけですが、何でもまず町事業でできなかったのか、その辺の答弁がなかったのですが、商工会事業でやったということでございますが、町

事業でできなかったのかを再度ご質問いたします。

それから、空き店舗活用調査研究事業についてでございますが、国の第2次交付税の決定がおくれたということで、今回の3月補正になってしまったということで、繰越明許で次年度でやるということでございますが、やはり商店街、要するにシャッター通り、あるいはやっている商店街ももうぼつん、ぼつんと点在している。商業地域としての形成がなされていない。これは、やっぱり商業地域に人を呼び寄せる力にならない。ですから、ここにいかにか人を呼び込むかというような、そういうコンセプトがないと空き家調査やって、空き家の実態を明らかにして、それを利用どうしましょうといっても、やはり人が来て営業して、そこで利益を上げて商売成り立たなくなったら、本当に絵に描いた餅になってしまいますから、実効性のある内容を伴った調査をしていただきたいと思いますが、その具体的なことはこれからだと思うのですが、29年度の空き家の実態調査対策事業の計画、これ1,194万5,000円が計上しておりますが、それとリンクしながら、やはり特に空き家対策をきちっとやっていく必要があるかと思えます。ですから、小さな憩いの空間をつくるにポケットパーク、こういう補助事業もあるのです。

それから、全体をこれから各集落が限界集落でだんだん、だんだん人がいなくなってしまう。将来的には、コンパクトシティ、ですから商店街プラスやはり新しく家を建てる場合に行政の手の届く範囲内でコンパクトに地域をまとめるというコンパクトシティ構想、こういったのもやっぱり加味しながらやっていくべきだと思いますが、その辺もう一度町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

それから、建物を壊した場合の跡地、これに対する固定資産税の賦課の比率が、税率が変わってきますが、壊して更地にした場合の固定資産税の特例、減免あるいはそういったものも考えないとたしか上がるわけです。ですから、その辺もどういうふうにお考えになるかお伺いしたいと思えます。

それから、3番目のクラインガルテンでございますが、ラウベの使用料、年間40万円、29年度も40万の30棟で1,200万円計上しておりますが、先ほどの話ですとかなりの空き家が出るということで、やはりいろんなことが考えられます。先ほど町長が述べられたいろんな対策必要でしょう。その中の一つとしてやっぱりラウベの使用料40万、やっぱり空き家をただ置けるよりも、ちょっとラウベの使用料を下げることによって充足率といいますか、入居率が高くなれば結構利用料も入っていくわけですから、それもなるべく早く検討なされていくことを、結論を出していただいて、そして町ホームページ等にアップしながら、その最大限の宣伝効果を上げるべきだと思います。

それから、あとセミナーハウス、空きラウベがあるのでしたら、毎年宮城大学の学生、教授が来て、下郷に調査とかいろいろ来ておりますが、その人たちが夏休みの間にラウベをただでもいいから3棟、4棟、では1週間、10日使ってくださいと、そういう提供も可能ではないかと思えます。ですから、その辺の検討、検討なされていると思うのですけれども、その辺も今後検討すべきだと思いますが、再度お答え願いたいと思えます。

それから、生の情報をやっぱりホームページにアップして、やはり下郷のいいところたくさんありますが、下郷のホームページ見ますとかたい、動きのないということで前

から言っているのですけれども、ここにはやっぱりいろんな生の情報、動画を上げることによって、やはり今スマートフォンの普及率が7割以上になっているらしいのです、世界中で。ですから、そういったツイッターとかで必ず検索できるところにアップする、そして見てもらう。美しくいいものであれば、これは広がりがあるのです。ですから、ぜひそういったスキルを利用した町のホームページの策定、これは急ぐべきだと思うのです。ですから、その辺町長、これは今年の補正でも組んでもこういったものをするべきだと思うのです。ですから、下郷のイメージアップ、まだまだイメージはよくなると思うのです。ですから、その辺もう少し突っ込んだ対策というのが必要かなと思います。再度お答え願いたいと思います。

それから、4番の物産館の直売所についてでございますが、過疎自立促進計画では1棟150平米ということで計画なされているのですが、それからすると1,330メートルとかなり面積が多いのですが、これ当然やるとなれば過疎計画の変更も議案として上げる必要があると思うのですが、その1,330平米の東側の土地に建てるということでございますが、その地権者2人、これ用地買収やるのか、賃貸でやるのか、それから1,330平米の建物を建てるにしましては318万4,000円というのは、この予算で間に合うのかという、これは計画のあれかな、計画を立てるための予算だな。その辺ちょっともう一回お尋ねします。

それから、5番の地域おこし隊ですが、今町長のお話の中で国の総合戦略の交付税をもって移住とかIターン、Uターン者を町の地域おこし隊に採用して積極的なイベントとか、観光とか地域支援をやるということでございますが、これ1人200万で40万ですけども、2人でこれだけの対応できるのかという心配があるのですが、これ補助事業ですから2人分しか補助事業の対象にならないのかどうか。3人ぐらいできないのか。

それから、今まで従来あった例えば商工会がやっている100万人ウオークとか、そういったイベントにもこのスタッフで対応できるのか、応援できるのか、緊急雇用対策で商工会で2人採用していますが、商工会でやっている事業にこういった人たちがさらに加わって協力できるのかどうか。

それから、町外からの移住者ということでございますが、それ住民票を持ってくる。そして、ここでその事業にかかわるわけですが、これは町外にどのような形で採用の情報を提案するのか、何で提案するのか。

以上で再質問終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、佐藤盛雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

ポイントカードの件でございますが、町の行事にポイントカードでできないかと、1回目の答弁では健康増進などについて申し上げましたけれども、そのほかの幅広い対応していただけないかというようなことでございますが、この事業につきましても商工会と十分協議しながら、そのことは進めていく考えでございますので、ふじっこのカードのような尻窄みにならないようにやっぱり町も考えておりますので、今後のことについては事務レベルの中で進めていただければと、こう考えております。

それから、宿泊施設の持続支援事業については、実績が上がるようにひとつお願いしたいということですが、成果の上がるような対策、やっぱりこれは必要ではなかったかと思えますし、もう少しPRというのですか、やっていただけるような事業なので、これどんどん進めていかななくてはならいと、これからの観光誘客、インバウンド対策についても必要なので、この事業はしっかりとやっぱり実績が上がるように進めていきたいと思えます。

それから、空き店舗の活用調査研究でございますが、ぜひ実りのある実効性のある内容にしていきたいと思っております。

あとは、ポケットパーク事業、要するにコンパクトシティ構想については、この地域ではなかなか難しいと思えますけれども、そのような構想については今後検討していく必要もあろうかと思えますので、構想については検討していきたい。

それから、空き店舗、空き家の取り壊しの減免の考え方、取り壊した場合の空き地の課税の問題については、これは専門的なことからすると、これは私の判断ではなくて、これは国の法律の判断になると思えますから、これはどうしてもここで明確なお答えはできません。

それから、ラウベの使用料を下げることによって利用者も増えるのではないかと、私のほうの産業課ではいろいろ検討しておりました。しかし、結論には達していませんので、今後引き続き検討しなくてはならないと、利用者を多くすることがまずもって大切なので、このことについてもしっかりと検討させます。

それから、宮城大学のセミナーハウス、ラウベの利用者について、そういう大学生を利用して、宮城大学に限らずそういう希望者、大学があれば利用していただくことについても、これは要綱の中で何か決めていかないとまずいので、そういう要綱なども検討させます。ラウベ利用料の下げることも含めて、その利用方法についてももう少し庁舎内で検討しながら、皆さんのご意見も聞きながらやっていくべきだと、こう考えております。

それから、情報発信ですが、下郷町のホームページはかたいという内容でございますが、私も見ておりますが、そういう考える方もいらっしゃるのではないかと思えますが、力を入れてやっていますので、町のホームページ、イメージアップにつなげていく、これからもつなげていきたいと。

それから、直売所の関係ですが、土地を借地にするのか買うのかというようなことでございますが、これ今も借地の契約でやってお借りしているものですから、この2筆についても借地の考えで進めていく考えでございます。いずれにしましても、農産物、がんばる農業を進めていくためには売り場面積を広くするというのも、やはり必要ではないかと、こう思っております。

それから、地域おこし協力隊の2名ではなく3名にできないのかと、この2名が成功することによっていろいろな展開ができる。あと、担当者もやっぱり専門的に動かなければ、町外から入ってくる人ですから、なかなか地域のわかることではないので、そういうことも踏まえながら対応していくように考えております。

それから、いろいろな事業に参加していただくと、農作業でもあり、商工業事業の参加でもあり、そういうところで協力できるように、やはり応募してきた人には最初から理解をしていただいて、そして各種事業に協力できるような体制をしていただく。

町外に情報提供については先ほど申し上げましたから、交流推進機構サイトで全国から一般公募を行うということを説明しました。これは、かなり専門的にこの地域おこし隊のサイトでございます、結構応募者がいるというふうに聞いていますので、そういうことで町外者の情報はそのようにしていきたいと、こう思います。

以上でございます。

(何事か声あり)

○議長（佐藤勤君） では、町長、星學君。

○町長（星學君） ポイントカードの政策経費については、担当の課長から説明させますので、ご了解願います。

○議長（佐藤勤君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 後年にかかります政策経費についても補助等を考えておるのかというふうなご質問でございますけれども、商工会との当初のお約束というような部分の中で、今回ハード的な部分の投資をするよということによって600万ほどの補助を計上したところでございます。後年につきましては、補助ありきでは自助努力等も必要なことですので、その後年についてはとりあえずないですよというふうなことは明確にお伝えはしているところですが、商工会、一生懸命頑張っていたきたいという思いで今は答弁させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 今ほどのポイントカードでございますが、商工会で頑張ってもらいたいということですが、要するに健康診断を受けた場合にはポイントを与えるということで、要するに町も関与しているわけですから、やっぱり関与する部分としては応分のそれだけの経費を考えないと、ポイントカードといった場合にそのポイントカードに集積された金額、ではこれ誰が負担するのということになりますので、それはやっぱり来年度以降検討していただかなければならないと思っております。

それから、クラインガルテンのセミナーハウス、これは宮城大学に特化するものではないのですが、今後他の大学あるいは高校等のサマーキャンプとか、あるいは合宿とか、そういうものに大学等にも積極的にアピールすれば、やっぱり結構の利用する人がいると思うのですが、そこまで含めてきちっと要綱をつくって、そういう学校、大学あるいは専門学校、あるいは高校の合宿に利用されてもいいですよというようなことまで含めたきちっとした要綱をつくっていただければ、夏の間の空きラウベの利用率が上がるのかなど、これは空いた状態を置けるよりもやっぱり利用してもらったほうがいいわけですので、そういったことも積極的に検討すべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ポイントカードにつきましては、来年度以降も検討してまいります。

それから、ラウベ活用については要綱をしっかりと庁舎内で検討して、皆さんで検討していくということにしないと、なかなか値段を下げるには大変ですから、経費もかかってきますので、そんなところで要綱はしっかりとつくっていきたい、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○11番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（佐藤勤君） これで11番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午後 0時26分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開をいたします。（午後 1時30分）

次に、7番、小玉智和君。

○7番（小玉智和君） それでは、通告書に基づきまして議席番号7番、小玉智和でございます。今回は、3件ほどご質問をさせていただきますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

まず、1点目、県道下郷会津本郷線改良、バイパス化についてお尋ねをいたします。道路は、地域経済の発展と安全で安心な生活を支える基本的な役割を果たすと言われております。しかしながら、国や県の道路整備予算は年々減額され、いまだ県道下郷本郷線の栄富地区、板倉から倉水地区の区間は整備、改良されておられません。本区間は、狭隘区間が多く、大型車が通過する場合など大変危険で、一部の区間は大型バスハイデッカー、またサロン車の通行はできません。整備予定も二転、三転してようやくバイパス化がされることで既に測量も終えていると聞いております。そこで伺いいたしますが、本年度は用地交渉などの計画があるのか。

また、水抜地区から中山地区に上がる長寿の水付近の大きなカーブがあるわけですが、本年度に改良されると昨年聞いておりましたが、改良されるのかどうか伺いをいたします。

以上について、県事業であることは承知の上でございますが、要望の経過や町が県から得ている情報などについて伺いをいたします。

2点目、県道高岡田島線拡幅改良についてお尋ねをいたします。県道高岡田島線における落合地区は、集落の間までは数年前に改良されました。しかしながら、その後何年もの間工事が中断されたままであります。当区間は、日中は大型ダンプやマイカー等のすれ違いが大変危険な場合もあります。一日も早い改良が望まれます。また、未改良区間の用地が早く決まりませんと、地域の方々の民家も年々傷み、屋根のペンキ塗りかえや母屋の修繕の経費が出てくるなど、生活に大変支障を来している現状になりました。そこで伺いいたしますが、この区間の要望の経過と平成29年度はどのような計画になっているのか、町が県から得られている情報などについて伺いをいたします。

3番目、新しい観光地づくりについてお尋ねをいたします。4月21日からは、いよいよ新型特急リバティ会津が南会津に乗入れとなり、今後も観光地における南会津地域の主役を本町が担っていくため、隣接する市町村と連携を図り、今以上の努力が必要となります。歴史や文化、自然景観は大分知られてまいりましたが、これから新しい着地型の観光地を目指すには桜やもみじなどを植樹し、新しい観光客を呼べる里山や集落があってもよいと思いますが、町ではこのような計画があるのかどうかを、取り組んでいただきたいのですが、お伺いをいたします。

代表的なことを申し上げますと、皆さんがご存じのように県内では福島市の花見山公園、また喜多方市ではこれはつくったのですが、日中公園、これは桜並木でございます。また、記載はされておられません、富岡町の夜ノ森公園など、また本町では観音沼森林公園や湯野上温泉駅構内にあります。今後町としてこのような整備計画に取り組む考えがあるかどうかをお伺いいたします。

3点ご質問しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、小玉智和議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の県道下郷会津本郷線の改良、バイパス化についてのご質問でございますが、第1に板倉地区から倉水における整備に関することですが、当区間は未改良区間で幅員狭小や狭隘の連続で見通しも悪く、通行に支障が生じている区間であることを十分承知しております。このことから、改良促進期成同盟会や南会津建設事務所との事業調査会議にて早期の事業化、完成化に向けて長年要望を続けているところでございます。南会津建設事務所から得られた情報としては、隣接する栄富工区の事業促進、進捗等を総合的に見きわめながら検討しますとのことで、今年度及び来年度における事業化については特に示しておりません。

第2の水抜地区から中山地区間にある急なヘアピンカーブ箇所に関してですが、こちらについても板倉、倉水地区間の整備促進と同様に要望活動を行ってまいりましたところですが、この区間に関しては年度内工事発注及び契約が予定されており、新年度での予算化も見込まれているようでございます。

続きまして、2点目の県道高隣田島線の拡幅改良についてでございますが、現在のところ当路線は国道121号の迂回路線として利用されている重要な路線でありながら、落合地区の集落内では整備済み区間と未改良区間があり、その取り付け箇所は特に狭小箇所となっております。本区間についても、1番目のご質問と同じように県道高隣田島線改修促進期成同盟会及び南会津建設事務所との事業調査会議において要望を続けております。

なお、この区間において今年度は排雪時に対する要望のあった大型現場打ち水路のグレーチングを開閉式にする改修工事を実施しております。さらに、新年度においては改良事業に向けた詳細設計業務委託を予算化しているとの情報を得ているところであります。

次に、3点目の新しい観光地づくりについてのご質問にお答えします。ご承知のとおり町内におきましても、さきに桜の名所が幾つかございます。雪解けとともに美しい桃色が山肌に広がる戸赤地区の山桜、茅ぶき屋根の駅舎を包み満開の桜を咲かせる湯野上温泉駅、また春の桜から秋の紅葉と年間を通して自然を満喫できる観音沼森林公園や大川ふるさと公園など、これらはまた本町の皆さんが長年守ってきたかけがえのない財産であります。それぞれの名所につきましては、今後とも自然と調和を図りながら、貴重な観光資源として維持管理に努めてまいります。

なお、湯野上温泉駅の桜につきましては、この2月から東京TBSテレビ局内にある喫茶店内に桜の名所として写真を掲示し、本町の観光PRの一環を担っているところで

す。

町の取り組みとしては、毎年桜の苗植栽を希望する集落から要望をお聞きし、苗木を配布を行っています。平成27年度は、湯野上地区に中山風穴に向かう町道脇に植栽するための山桜47本、本年度は中山地区になかやま花の郷公園として河津桜40本、三ツ井地区の戸石川沿いに山桜15本を、それぞれ配布したところであります。平成29年度も、3行政区からの要望を受けておりましたので、苗木の配布を予定しております。町といたしましても、現在単独で桜の公園計画等はございませんが、既存の名所を後世に残すべく継続して努力するとともに、各行政区の取り組みを継続して支援し、新たな桜の観光名所となるよう、また町全体が桜でいっぱいである春から多くの観光客でにぎわいを見せられるような町づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

7番、小玉智和君。

○7番（小玉智和君） まず、1点目です。県道下郷本郷線の件なのですが、これはかねて私たちが議員になっても、平成16年からずっと長きにわたってお願いしてきたわけで、今町長が答弁したようなご回答はずっと同じような回答でございます。そんな中でずっと来たわけなのですが、もう既に20年近くになっているわけです、私たちが入る前からやっていますから。その前ですから、約半世紀にわたって。ただ、今回今町長から答弁ありましたように、この区間の中山と水抜、この間の一番きついカーブが今年内に改良されるということで大変ありがたく思っております。ありがとうございます。

それは、なぜかと私いいますと400号線から戸石、それから三ツ井、それから中山経由でこの戸石の戸赤分校の橋梁工事が終了して中山の上がり口が改良ができますと、400号線から中山経由で大内宿まで行かれるようになるわけでございます。そんな経緯からお願いしているわけでございますが、なお町長、これで私は栄富地区と言いましたが、121号線からもやはり真っすぐに行かれるようにあわせてよろしくお願ひしたいと思っております。

また、そういうことでこの1点目は町直轄でございませぬので、どうのこうのと言えませんが、今まで以上の要望活動をしないと絶対あかないと思ひます。ということは、皆さんご承知のように会津若松、これ年が明けたと思ひますが、話が違ひますが、

もう既にあくような状況なのです。そんな中で1軒のためにあかないなんていうのは、やはり俺たちの努力不足もあるのではないかなということで感じております。そういうことでよろしくをお願いします。

それから、2点目につきましては特に今やりますというような答弁なのですが、これ途中まできてどういうわけでやめたのだからわかりませんが、こういうことをやられますと、その沿線の人たちは本当に困って、大分この前も私のほうに来て、電話もいただいたのですが、今年ペンキ塗らないと雨が漏るといような状況なのです。しかし、それが来年、再来年あたり移動なんて言われてしまうと、結局は金の無駄遣いになってしまうということで、そういうことであとは別なうちには、もう戸障子がずれてしまってビニールで外側を、外観を囲っているよといような状況の現状でございますので、それをあわせまして強力なる要望活動、私たちもそうなのですが、町長のほうからもよろしく要望活動お願いいたします。

それから、3点目につきましては、これは私がお願いしたいのは春は桜、秋はもみじのキャッチフレーズで下郷町町内がやはり全てが観光地にふさわしいような町づくりに町長、実際はお願いしたいわけでございます。そうでないと、特に中山間部の集落については地区がなくなってしまいます、本当に。それには、まず道路網の整備とこういうような中山間に桜やもみじやコブシの花とかいろいろつくりまして、お客さんをお呼びし、やり交流人口を増やすというのが町の施策方法になると思いますので、よろしくをお願いします。その辺については町長、お尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、小玉智和議員の再質問にお答えしたいと思います。

1点目の下郷会津本郷線の道路改良の件でございますが、期成同盟会でも長年要望活動を実施してきたわけでございますが、今年度は中山、水抜間の改良が発注されたということで大変うれしく思いますけれども、その場所ばかりでなく、やはり議員がおっしゃったように400号線から三ツ井地区、中山地区に入る道路も戸赤線の橋梁が改良されれば大型バスが入ってこられるようになります。それから、栄富工区の促進をすることによって、何年後かには縦貫南が真っすぐに289号線から121号線に入って下郷会津本郷線に入っていただくといような構想も立てられますので、一日も早い道路促進の必要性が出てくると思います。町としても要望活動をしっかりとやっていきたいと、こう思います。

次に、高隣田島線の落合工区でございますが、これも期成同盟会で要望活動をお願いしているわけでございますが、特に落合工区につきましては改良がされてまだ未改良の区間がありますということで先ほども1回目答弁いたしましたけれども、県のほうで詳細設計の業務委託を発注するということになっていきますので、これに基づいて工事が進められると思いますので、地域の皆さんにはそのようにご理解いただければと思っております。

それから、3点目の新しい観光地づくりの桜の苗木の、桜の取り組みでございますが、

この事業につきましては年々少しずつですが、行政区の要望にお応えしながら桜の苗木を配布しています。これをやはり長く続けていくことが責務だと思っていますので、その辺をしっかりとやっていきたい。それから、中山間地域をいかに守っていくかということにも、交流人口を増やすことがその一点ではないかと思っていますので、交流人口を増やしながらか雇用を多くするという必要になってきますので、しっかりとこの事業についても前に進めていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

7番、小玉智和君。

○7番（小玉智和君） 1、2番につきましては、今の町長答弁でよくわかりました。私たちも一緒に要望活動をよろしく願いいたします。

それから、3番目の新しい観光地づくりにつきましては、これはまたほかに新しくそういう集落が申し出た場合には、町では積極的にバックアップをお願いしたいと思っております。

以上、要望でございますが、そんなことで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 桜の苗木についての要望が行政区から出てきた場合には、それにお応えしたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○7番（小玉智和君） はい。

○議長（佐藤勤君） これで7番、小玉智和君の一般質問を終わります。

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 議席番号2番、玉川邦夫です。本日最後となります。よろしく願いいたします。私の通告内容としましては、大きく3つの柱を立てさせていただきました。

まず1つ、下郷町の財政分析から見えるものは何かという内容でございます。ちょうど2000年の地方分権一括法施行によって、決算カードを中心にした財政情報が公開され、総務省のホームページを見るとすぐ出てきます。市民にとっても専門的な視野からの財政分析が可能になってきました。町民からの声も町の財政は大丈夫なのか、あるいはどのくらいの赤字を抱えているのだ、何億円もの施設をつくって維持費だけでも大変ではないのかといった非常に素朴な疑問を私たちに投げかけられます。しかし、私自身も若干力不足でうまく説明できないのが現実です。そこで本町の財政及び予算について、この機会に4つほど町長に質問いたします。

1つは、執行部にとってこの1月、2月、いわゆる予算時期でございます。第5次振興計画をもとにした、笑顔あふれるまちづくり推進のために、町民からの貴重な税金をどう生かしていくか、町政の方向性を決めていく最も重要な予算編成の時期だったので

はないか、そんなふうに思います。また、同時に町政の活性化に向けて次年度こんな改革が必要ではないか、あるいはこの事業にもう少し予算を増やしてもらえないかといった町長とのヒアリング、予算交渉、これもまた楽しみの一つでもあります。そこで、各課から次年度に向けたすばらしい事業企画への予算要望などが執行部と町長の間にあったのかどうか聞かせていただきたい。

2つ目、財政の余裕を見ると言われる経常収支比率、あるいは財政力指数、私は今挙げます数字は全て決算カードの26年度のがホームページに出ておりますので、26年度ちょっとさかのぼるのですけれども、その数字で申し上げます。26年度経常収支比率は82%、財政力指数は0.35のようでした。近年どのような傾向にここ数年の中で変化しているのか、隣接の南会津町や会津美里町との比較も含めてお示しいただきたいと思います。

3つ目、将来の返済負担にかかわってくる借金です。26年度の地方債現在高、私見間違いないと思うのですけれども、約39億5,000万の数字が出ていました。これは、1年の一般予算に匹敵するほどですが、実質公債費比率から見ると6.5と健全化に入っています。それにしましても、今後いろんな起債事業を起こすに当たって国側から起債制限などがやっぱり考えられるのではないか、その財政不安はないのかお伺いします。

4つ目として、施設を抱えている以上、この維持費は避けて通ることはできない。概算でどの程度年間予算にその維持費計上されているか教えていただきたい。なお、下郷中に隣接しております旧寄宿舎施設のように今後の維持費で町として課題になっている施設はあるのかもあわせてお願いいたします。

大きな柱、農林業の活性化に向けた施策ということで申し上げます。第5次振興計画も3年目に入ります。本町の基幹産業は、農林業であることは言うまでもありません。厳しい財政ではありますが、他の項目の予算からすると意外に低い、7番目ぐらいに毎年なっているわけですけれども、決して多い予算額ではありません。農林業を取り巻く環境は、経営者の高齢化、耕作放棄地の増加、設備費、肥料、資材の高騰、さらに木材需要の減少、林業従事者の生産意欲の減退など大変厳しいものがあり、きれい事では済まされない。町民に見える施策をしていかなければならない。そんなふうに考えます。

過日、会津The13、いわゆる会津には17町村あるわけですけれども、南会津郡を除いた13の事業協議会による会津創生シンポジウムが開催され、会津平の13の市町村がスクラムを組んで会津の森林資源をフル活用しようという構想が話題になりました。林業による雇用創出、自然共生を会津から発信していこうというもので、これからは単独の自治体ではなく、近隣の市町村と手を携え、林業の再生を図っていかなければならない。このことは、強く感じさせられたシンポジウムでした。

そこで、町長に3つ伺います。1つは、南会津の4町村、一步おくれをとった感じになりましたが、4人の首長でこれからの南会津の林業振興について話題にしていることはあるのだろうか。

2つ目として、国は自助努力によって整備が期待できない森林を公的主体により森林整備を推進するための事業として、国ですから1,200億円を予算化したと新聞に出ておりました。事業の詳細を見ると、森林整備の低コスト化、鳥獣被害対策、間伐や再生林の

実施を支援していく。鳥獣対策については、当町議会でも一般質問何度となく提案されていますが、なかなか歩みの鈍い状況であるようで、これらの事業を取り入れる考えはあるのか伺います。

3つ目としまして、田畑でも既に実施されている多面的機能の直接交付金事業、林業においても29年度から33年度の期間で始まるようでございます。里山林景観を維持するための活動に1ヘクタール当たり16万、侵入する竹の伐採除去に1ヘクタール当たり38万、さらにはシイタケ原木などとしての伐採活動に1ヘクタール当たり16万が補助されると、そういうふうに乗っております。こうした国の補助を生かし、率先して森林を守る事業を進める考えがあるか伺いたしたいと思います。

大きな3つ目でございます。日本遺産認定により付加価値のついた観光産業、過日日本遺産認定記念シンポジウムで「観光は、地域の総合的な戦略産業である」、私は大変この言葉が印象に残りました。改めてまち・ひと・しごと創生総合戦略で本町でも観光産業がいかに大事であるかを再認識したところです。

会津の三十三観音めぐりは、歴史的建造物や祭りなどを対象に外国人にもわかりやすい物語性があるということで、南会津の御蔵入三十三観音も入ります。下郷には、該当する観音様は4つ入っていると思います。それだけではなく、大内宿・下野街道も日本遺産の認定を受け、本町の観光産業、さらなる付加価値がついたというふうにもいいのではないかなというように思います。さらに、国はインバウンド観光ビジョンの中で環境整備緊急対策事業に85億円の予算をつけて、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を目指すとしており、この施設をきっかけに環境整備を一層充実に向けて進んでほしいというふうに考えております。

南会津の晩秋に行われるサイクリング、真冬に行われた雪上体験、かんじき、雪月花でしたね。旅行業者関係者のモニターツアーにより、これらについて意見交換があり、外国人の方々には非常に好評なプログラムだったようです。あとは、受け入れ側がいかに積極的に官民一体となってかかわっていかなければならないのではないかと、そういうふうを考えます。

そこで、町長に下記の2つ施策についての考えを伺います。1つは、案内板、三十三観音の表示も含めて、それからパンフレット等の多言語表示やWiFi環境整備、トイレの洋式化等を早急に進めてはどうか。

2つ目として滞在型観光事業を推進するために、訪日外国人誘客促進事業に関係団体、観光協会とか、商工会あるいは我々民間の中にいろいろな愛好会もあります。そして、保存会、これらが協力し合って取り組む体制を築いてはどうか。

以上、大きな柱3つ、ご回答ひとつよろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、下郷町の財政分析から見えるものについてはでございますが、1つ目の第5次振興計画をもとに笑顔あふれるまちづくり推進のために、次年度において事業企画への

予算要望があったかとのおたただしですが、次年度におきましては重点事業の中の「安全で住みよいまち」として挙げております生活環境に3億5,588万9,000円の予算で、高齢者など除雪支援事業及び空き家実態調査対策策定業務といった今後の下郷町が抱えるであろう問題を取り組むための予算を計上しております。

また、「健やかに暮らせるまち」として健康福祉の面においても3億4,679万1,000円の予算を計上しております。まず、各種定期検診、予防接種、こどもの医療費無料化事業、健康ポイントカードの取り組み等にも充実した予算を計上しております。また、高齢者福祉の充実として引き続き高齢者タクシー事業や介護職員養成事業、また高齢者ふれあい事業、交流事業などの予算を計上しております。そのほか新規事業としまして松川通り旧街道など整備事業、東武鉄道の高速列車リバティの会津田島駅乗入れによる循環バス委託事業、または地域おこしを推進するため、地域おこし協力隊・集落支援事業といった予算計上もしております、今後もさらなる発展につながる事業予算の計上をしております。

次に、経常収支比率、財政力指数の隣接町の比較を含めたおたただしですが、経常収支比率につきましては経常的経費に充当された町税や地方交付税といった経常一般財源が、経常一般財源総額に占める割合を示すものであります。つまり経常一般財源を経常的経費に充当してもなお残余が生じ、臨時的経費に回せるだけの余力があれば弾力的な財政状態にあると言えます。経常収支比率については、平成27年度決算における福島県全体の平均が84.6%、同規模5町村、中島村、塙町、平田村、古殿町、飯舘村の平均が83.1%、南会津、会津美里町が82.5%、南会津町が83.9%になっております。下郷町においてはここ3年で見ますと平成25年度が77.5%、平成26年度が82.0%、平成27年度が78.7%と福島県全体及び同規模町村、隣接町村と比較しても弾力的な財政状況と言えます。しかし、経常収支比率については歳入において町税及び地方交付税、歳出において人件費、扶助費、公債費といった義務的経費による影響が大きいため、今後の国の動向を注視するとともに、義務的経費の削減等に努めることが必要と思われれます。

また、財政力指数については、普通交付税において算定された基準財政需要額に占める基準財政収入額の割合を示すものであります。1を超える場合は、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合は、普通交付税の不交付団体となります。平成27年度決算における財政力指数は、会津美里町が0.27%、南会津町が0.23%、下郷町は0.37%となっております。地方債の借り入れ状況、人口面積など普通交付税の算定に用いられているため、一概に他町村との比較はできませんが、固定資産税の償却資産の額が大きいことが隣接町村に比べ財政力指数が高い状態となっている要因と思われれます。

次に、今後起債不安がないのかとのおたただしですが、地方債残高につきましては平成26年度末時点で39億5,627万3,000円となっております。平成27年から28年にかけて微増傾向にありますが、平成29年度は発行予定額が2億9,680万円に抑えたことから、平成26年度末と比較して1,000万円の減となっております。健全化判断比率の1つに将来負担比率がありますが、これは地方債残高や退職手当負担金見込み額などの将来見込まれる経費に対して、基金などの充当可能財源などで賄い切れない部分が標準財政規模に対し

てどの程度あるのかを示したものです。本町においては、将来負担額よりも充当可能財源が大きいため将来負担比率が算出されておられません。地方債残高が一般会計の規模に近い数字であります、この観点から大きな問題はないと考えております。

実質公債費比率につきましては、健全化判断比率の1つとして算出しておりますが、これは地方債の元利償還金が標準財政規模に対してどの程度あるのかを示したもので、平成26年度においては単年度で5.1、3カ年平均で5.7で、その後も減少傾向が続いておりますが、早期健全化基準とされる25.0を大幅に下回っております。起債制限につきましては、実質公債費比率が18.0%以上の団体から制限が発生しますが、現状を維持していけば大きな問題はないと考えております。

地方債の発行につきましては、世代間の公平性や交付税措置等の観点から事業に対する適債性を見きわめ、安易な発行をしないことが重要でございます。また、平成29年度以降、次年度計画により南会津広域消防本部建設に係る緊急防災・減災事業債の発行が予定されておりますので、そのほかに事業に係る地方債の発行についてはより慎重に期することが必要かと考えております。

次の施設維持管理費について、年間の概算での予算と今後の維持費での課題についておたがしですが、次年度の当初予算では維持補修費として1億763万1,000円の予算を計上しておりますが、これについては建物としての施設での維持修繕費でありまして、そのほか道路や施設補修工事としての予算で一部は建設工事等に入っております、全体としての維持補修費としての予算となります。建設工事での内容では、維持なのか新設として捉えるのかによるところがありますので、細部については判断できかねます。また、今後の維持費の課題となっていることについては、ご存じとは思いますが、この役場庁舎の建設も同様です。同時期に建設された建物が20年以上経過にて老朽化が進み、今後の財政負担となっていくことでありまして、計画を立てて維持管理に努めていかなければならないと思っております。

次に、2つ目の農林業の活性化に向けた施策でございますが、①番の南会津の林業振興につきましては、会津The13の参加団体である会津流域活性化センターに本町も含めた南会津4町村も加盟しており、森林整備事業や就労対策、研修会などに参加し、情報の共有を図っております。今後林地台帳の整備や森林吸収源対策など南会津ではならぬ事業の展開を図れるように引き続き4町村が一体となり、林業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

2の公的主体の森林整備、環境林整備の事業につきましては、本事業は山奥で遠い、傾斜がきついなどのため手入れができない人工林の伐採や造林とあわせて作業道の整備、または台風等などにより被害を受けた壊滅状態の山林への整備など、共有者の努力では整備が困難なものとあわせて、鹿などの食害等により被害を受けた山林の鳥獣対策、被害対策などの一体的な整備を通して、森林整備の低コスト化を進めながら実施する事業となっております。本事業の実施については、所有者との2者協定が必要、かつ事業実施後において間伐が10年間不可などの条件があり、この協定を結ぶに当たり境界確定測量が必要となりますが、他県や他の市町村で生活されている方や所有者の高齢化、所

有者の関心の低さに加え、所有者が自ら境界が不明という状況など課題も多く、困難なのが現状となっております。

③の林業における多面的機能事業につきましては、本事業については平成29年度から創設されたもので、補助金の内訳につきましては国と町が3分の1の支援をする場合は許可するまでには持続性のある活動計画や財政基盤があるかなど、町との協議が必要となります。いずれにしましても、県が行っている里山林整備事業とあわせて今後各集落への周知を図り、前向きに検討してまいりたいと考えています。

次に、日本遺産認定による付加価値のついた観光産業についてでございますが、1つ目の中ですが、案内看板についてですが、会津の三十三観音めぐりに認定された場所については、共通した案内看板が今年度から始まっております。下郷町では、小野観音堂に設置されており、説明書きには英語で表記されております。

次に、パンフレットですが、会津三十三観音めぐりについては、事務局であります極上の会津プロジェクト推進協議会で多言語のパンフレット制作を進めています。町のパンフレットにつきましては、今年度地方加速化交付金を使いまして町の総合パンフレットを英語、台湾語、中国語、韓国語の多言語パンフレットを作成しております。

ワイファイ整備についてですが、議員のおっしゃいます国のインバウンド観光ビジョンの中にもワイファイ整備について盛り込まれております。ワイファイの整備については、過去に設置後のランニングコストの経費の問題で設置を断念したという経過がありますので、観光施設等に設置に当たっては地元観光協会など関係する機関と十分に協議を進めながら行っていきたいと思います。

トイレの洋式化についてですが、大内宿観光案内所、食の館、湯野上温泉駅、塔のへつり駅、中山風穴トイレ、会津下郷駅、主な観光施設ではトイレは洋式となっております。今後も使用状況等を考慮し、整備をしていきたいと考えております。

2つ目の滞在型観光を推進するための体制づくりですが、議員がおっしゃられる各観光協会、商工会、愛好会、保存会、その他町の観光関連団体で組織されている下郷町観光協会により、訪日外国人の誘客はもとより、日本人観光客の誘客にも力を入れているところでございます。この組織をさらに磨き上げ、観光客誘致を進めていく考えでございますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 再質問させていただきます。

1つ目は、幾つか大きな重点ということで予算化されたと、大変よくわかりました。そのほかの、実はこれがなかなか住民というか、町民に見えない。今見える化という活動でなく、そういう姿勢で我々はいかなければならない、見える姿、見えるものに。その一つでちょっと思い出したものでお願いになりますけれども、4月になると「広報しもごう」が出ます。ここ三、四年のを開きますと大体2ページでおさめられている。その中には、ほとんどパターン同じで、難しくて数字が。あとは、細かい重点事業が上が

っていますけれども、もう2ページぐらい割いていただいて、もう少しわかる、ちょっと見てみたい、のぞいてみたい、町の予算に非常に関心を示すようなページにしていきたい。

具体的にどういうことかという、せつかく5つ、6つ重点で町長は予算化していますので、そういうものをどかんと思い切って福祉の充実に予算化とか、新聞記事見るとああいう感じがありますよね。そんなふうのひとつ「しもごう広報」で来年度、29年度の予算を町民が興味を持って見て、我々にとっては見てもらいたいわけです。そういうページをひとつ工夫していただきたい。

先日は、都民ファーストで話題の小池知事さん、子供用にも都はどのようなふうにお金を使っているかというのをつくったのです。私ここにちょっと持っていますので、皆さんも興味あった人はのぞいたのではないかと。小学校から中学校、税教育というのは入りますので、「知っているかな？みんなのくらしと東京都」、いわゆるこの中見ると大変楽しく町の金を、都の予算がどんなふうに使われるかと出ているのです。

私もう一つ、これはぜひまねしろとは言いませんけれども、そういう姿勢が必要だろうということで申し上げます。ここに話題のニセコの予算、説明書あります。これ1,000円で譲られたのです。これを各家庭に渡す。実に細かいので、すごいと思う。5,000円の予算が上がっている、事務費とかそういうのも含めて、この中ではこういう仕事を町民のためにやるのだと、福祉のためにやるのだというのが克明に書いてあるのです、クエスチョン形式で。こういったところもあるわけで、町民にぜひやっぱり予算ということで、赤字はどのぐらいだと心配も実際はあるわけです。そういうことも想定してもう少しページの工夫をできたらなど。ぜひ町長のリーダーでお願いしたいというふうに思います。

それから、2番目、これ私なぜ挙げたかという、私もデータいろいろとこれは引っぱり出しました。福島県の中でも28番目ぐらいに安定している、下郷町。これは、本当に執行部に頭が下がるというか、すばらしい予算を組んでいらっしゃるのだな、そんなふうにつくづく表を見ていくと感じます。私出たのは、24年度のデータですけれども、76%の経常収支比率、安定している。80超えると指導が入ったり、危ないぞと。それにしても、計算するとわかりやすく言えば20%しか思い切って自由に裁量のある金を使うことはできない。あとは、いろんなところに機械的に人件費も含めて、維持費も含めて払っているのだという計算になるわけですが、非常に全国から見てもそれでもいいデータになっている。全国1,700ぐらいの市町村ですけれども、670。という、大変いい位置にあって私はうれしくなってしまったのですけれども、努力されているな。

ただ、反面やっぱり赤字という言葉をどうやって住民に説明するかというのを私ちょっとこれから勉強しなければならないのですけれども、いわゆるこれも赤字という言い方がいいのか、未来の前回私は投資だと、子供たちやっぱり未来への投資だ、財産として。この赤字というのも決して無駄に赤字をしょっているわけではなくて、長い目でいくとこの庁舎、やっぱり赤字少々厳しいけれども、しっかりしたものを建てる。そういうことで未来の投資なのだなど私なりに解釈するわけで、ただ夕張市は一番最高で今40%

のこれは健全化でいくと、我が町は6.5%、非常に健全であるほうに入りますけれども、夕張は40%。夕張を私らもニュースでは聞きましたけれども、ある専門家から言うと誰が悪かったのだと。執行部も悪かった、しかし議会も悪かった。わかっているけれどもこれをブレーキかけられなかった。いや、町民も悪かった。いろいろ建物いい思いはしたけれども、赤字をどどこ、どどこ増やしながら、そのときはバブル期もあったのでしようけれども、だから決して執行部だけではなく、我々3者がこういうものを数字は難しいけれども、常に財政がこういう状態だということを知らなければならない。特に我々議会もそのとおりだと思うのですけれども、そういう意味でやはり他町村と比べて、あるいは全国的な位置を調べるの今は決算カードというのがありますので、もうどこからでも開けます。だから、私たち自分たちの財政状況をしっかり把握しておきましょうという意味合いで、私はここ質問して決してイエローカードをもらわないように、ひとつ管理していきたいものだなというふうに思っております。

もう一つ、その中でこれだけちょっと細かいことかもしれませんが、ずっと調べていたら積み立て現在、いわゆる基金です。基金は、3つに分かれていて財調基金と減債の基金、特定目的、これは特別な目的をしっかり持った積み立て。ところが、減債についてはここ数年下郷町はゼロになっているのです。借金したのを目的もある程度結構決まってしまうのでしようけれども、この減債の積み立てをしていないのは何かというのを、ちょっと大変細かいところで申しわけないのだけれども、後でちょっとお答え、ご説明いただきたい。そんなふうに思います。

もう一つ、いろんな意見の中でふるさと納税が出なかったのかなと、今年こそふるさと納税、町長さんもいろんな面で今年は増えたぞと、四、五十万になってきたのかなというふうに思いますけれども、この政策がこれはあさっての中でもふるさとのあれでまた出てくるのかもしれませんが、このふるさと納税施策、ぜひ予算も最初ですからつけなければならないのだらうと思いますけれども、ぜひお願いしたい。

南会津は、2年前ですけれども、730万円、下郷町は65万円、只見も1,150万円、檜枝岐だって75万円と我々よりは上です。いろいろ何を贈り物にしようかという話し合いも今若い人たちがチーム組んでやっているという話も聞きました。この間の道の駅では、「おらの出している野菜などもふるさと納税に入れてくんねかい」と、本当にこれはすばらしい声なのです。だから、それを徐々に検討していきますよではなくて、4月からでもそういうふうな声を入れることは可能だと思うのです。ぜひこのふるさと納税の、こういうことがあります。全国での住民税やると12兆円、その中で対策として20%がふるさと納税として控除される、20%、いわゆる2兆円。2兆円がふるさと納税の市場に今出ているのです。それをいただかない手はない。私たち昨年9月に行政視察させてもらいました、豊浦です。私たち実際に研修も含めしたと思うのですけれども、そういう意味ではこのふるさと納税をしっかり柱にしてほしかったなというふうに思っております。

次に、2つ目の大きな柱で農林業、なかなか厳しい。特に森林関係、私は山持っていないので、本当にそこまで大変さもわからないでいるわけですが、先日農地中

間機構を本格的にやろうというふうに回覧板が回りました。私の地区では、いわゆる農業の多面的機能で直接交付金、昨年お世話になりました。これはなぜ、塩生地区なのですけれども、動いたかというと役場の方々が一生懸命通ってくれた、どうですかと。わかりやすく説明してくれたことが1つ。

もう一つは、先進的な地区が来てくれて「大丈夫だからやってみせ」と、今までどおりやればいいのだからというような非常に心強い先進事例が我々にとっては非常に地域の方々を動かしたのです。ですから、ぜひ森林関係においてもこういうケース、これから国では頑張ってはどうか、補助を出しますよ、3分の1というようなことの事業があるわけですから、どうぞひとつモデル地域になるような呼びかけ、働きかけを1つつくるとではうちらもやってみるか、そういうふうになるのかなというふうなことでございます。これは、これからのお願いということでよろしくお願ひします。

最後に、日本遺産についてでございます。三十三観音、奥会津三十三観音、私も去年、おとし奥会津に参りました。三十三観音のなかなか皆さん回ったことがないのだろうと思うのですけれども、今どんどん、どんどん壊されてしまっているというか、余り維持されていないので、西部のほうに行ったり、高田の尾岐へ行くともうないところもあるのです、雪に潰されて。というのは、そこに行くところとここにありそうだなという、お堂があってお寺があって、その後ろのほうに観音様ですからささやかにあって、それがもうほころび始めている。そういう状態なのが三十三観音というぐらいで、ちょっとお粗末になっている。私たちの町の4つは、しっかりしていると思うのですけれども、ぜひはっきり明示していただいて、ここが日本遺産の一つになっている三十三観音、御蔵入の一つなのだ、という明示だけでいいのです。金をかけてでなくて、多分上のほうからの金というのは出ないのだと思うのですけれども、そういった明示をしっかりと観音堂にやってもらいと、これからそういう趣味で回る方、巡回する方も増えてくるのではないかなと思うので、ぜひその環境整備をお願いしたい。

あと、トイレについては町で公共としてつくっているのは、みんな洋式だと思います。ただ、これからインバウンドを考えると何か補助が出ると、民宿とかいろんなどころではないところもあったり、ないというのは失礼かな。あるいは十分整備されていないところがあったら、そういう補助も出るのだということで、できるだけトイレの洋式化というのを進められるのがいいかなと、そんなふうに思います。

そんなところで以上でございます。要望と質問、ちょっと入りまじりましたけれども、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、2番の玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

町の予算について町民が見る姿、要するに町民がわかるような内容で広報に掲載できないかと、子供もわかるようにというようなおただしでございますが、広報のページの活用については十分検討して出すべきところは決まっておりますから、それを枠を範囲を超えない。それは、しっかりと広報の担当者に申し上げてやっていただきたいと、こ

う思います。十分広報ページの活用について検討させていただきたいと思います。

それから、財政運用、それから未来の投資と赤字の問題でございますが、25年の後半ですが、私が町長になったの。東北財務局の福島財務事務所長さんがおいでになって、財務状況把握ヒアリングが出て、その結果が出されました。下郷町の財務状況については、今後の見通しとして固定資産税の収入の減少を初めとする行政の経費収入の減少により、行政経常収支は低下する見込みであるが、一定水準の償還原資は確保される見通しであると、以上のことから債務償還能力は平成25年度においても留意すべき状況にはないと考えた。それから、過去の大型事業に係る地方債の償還が進むため、現在高は減少し、一方で積立金等残高が増加する見込みであることから、資金繰りの余力の水準は上昇する見込みである。以上のことから、資金繰り状況は平成25年度において留意すべき状況にはないと考えるということで、25年。

それで、そのときのキャッシュフロー計算を見ますと、実質債務が10億9,800万円、それが29年度にいくと6億900万円、それからうち地方債残高が25年度で39億8,800万円でしたが、39億4,600万円、それから積立金等の残高については28億9,100万円でしたが、現在は33億3,700万円、積立金の残高です。基金の残高、そういう状況でございますので、キャッシュフローの計算書を25年度に合わせますと、その財政状況については先ほども答弁したように、財務局でも言っているように問題ではないということ、留意すべき状況ではないと考えているという判断でございました。

それから、ふるさと納税につきましては昨年の12月に33件ほど増えまして、当初予算よりも倍ぐらいになったところでございますが、引き続きふるさと納税についての対応をしていきたいと思っております。

それから、森林の関係事業につきましては周知徹底を図って、そういう県の里山林事業についてと一緒に周知をして働きかけていくということが必要ではないかと思っております。

それから、日本遺産、会津三十三観音、御蔵入三十三観音、客が見られるようにというようなことでございますが、ぜひ御蔵入三十三観音についても所有者は別でございますが、その整備についてはやはり考えていかななくてはならないと。まず調査というか、町の指定になるのか、指定にならないのか、まずその辺を研究しなくてはならないし、調査もしなくてはならない。大変国の指定にもなっているところもございまして、県の指定にもなっているものもございまして。というところですので、調査をして町の文化財保護審議会なんかと検討させてもらうことが日本遺産を守ることになるかと思っておりますし、また松川通りの史跡なんかも発掘して磨き上げるといことも一つは日本遺産の指定にはならないけれども、そういうところの文化財の磨き上げも必要であると、こう思います。

それから、観光地のトイレの洋式化でございますが、当然先ほども前の議員にも説明しましたけれども、大いに資金利用について活用させていただきたいと、こう思っております。今年度もその予算が計上されているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

(何事か声あり)

- 議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。
- 参事兼総務課長（星修二君） 大変申しわけございませんが、減債基金については資料手元にありませんので、後ほどお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（佐藤勤君） それでよろしいですか。再々質問はありませんか。
- 2番（玉川邦夫君） はい、ありません。
- 議長（佐藤勤君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。
- これで本日の一般質問を終わります。
- 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
- 再開本会議は、あす3月19日であります。
- 議事日程を配ります。

(資料配付)

- 議長（佐藤勤君） では、総務課長よりお話ございます。よろしくお願いいたします。
- 参事兼総務課長（星修二君） 今ほどの減債基金については、明日回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。申しわけないのですが、よろしくお願いいたします。
- 議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長（佐藤勤君） 配付漏れなしと認めます。
- 本日はこれにて散会いたします。
- 本日はご苦労さまでした。(午後 2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成29年3月9日			
本会議の会期	平成29年3月9日から3月22日までの14日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成29年3月15日	午前10時00分	議長 佐藤 勤
	散会	平成29年3月15日	午前11時56分	議長 佐藤 勤
応招議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	4番 星 政 征	5番 湯田 純 朗
	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜	9番 湯田 健 二
	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤	
欠席議員	3番 室井 亜 男			
会議録署名議員	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 修 二	参事兼税務課長 室井 孝 宏
	町民課長 大竹 義 則	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 渡部 芳 夫
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 渡部 清 一	代表監査委員 渡部 正 晴
	農業委員会会長 渡部 功	農業委員会事務局長 横山 利 秋	事務局 長 室井 哲	書記 荒井 康 貴
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 大竹 浩 二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成29年3月15日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 請願・陳情

委員会報告

（産業厚生常任委員会）

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。3番、室井亜男君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（佐藤勤君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、2番、玉川邦夫君の質問に対する答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 皆さん、おはようございます。昨日の玉川議員さんのご質問の減債基金についてお答えいたします。

減債基金につきましては、国の指導によりまして平成元年9月27日に下郷町減債基金条例が設置、公布されております。その目的は、公債費については、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されるものでなければならぬ義務的経費でございます。公債費の増嵩が町財政の弾力化を失わせ、住民福祉に支障を来さぬよう設置された基金でございます。この基金が設置されて22年が経過した平成22年第2回の議会定例会におきまして、この基金に頼らずに公債費の償還に見通しがつくと理由から、本基金の廃止する条例が提案され、6月28日に議決され、6月21日に公布されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 大変ご丁寧な説明ありがとうございます。

まず、積み立て基金についての条例改正があったという、7年ほど前になりますか、ちょっと勉強不足でそこを把握しないで質問してしまったということに、まずおわびしたいというふうに思います。

1つだけこの減債基金、もうご存じのように地方債の償還の目的のみといいますか、それが大事なわけで、たまたまいろいろ調べている中で下郷町と南会津町だけが途中からその基金をやめられているということで、大変ちょっと疑問に思ったと、そういう経緯があって質問させてもらったわけです。現在非常に下郷町は健全な財政管理されているということで、私も安心はしているのですが、地方債いろんないわゆるこれに頼った事業が多い中でありますので、今後この目的の基金がないことがどうなのかなというのを私も見守っていきなさいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に質問の通告がありましたので、発言を許します。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 皆さん、おはようございます。6番、小椋淑孝、一般質問2点ほどさせていただきます。

最初に、雇用対策についてお聞きしたいと思います。昨年第2回の定例会においてお聞きしました雇用確保に向けた企業立地団地計画の件で、有識者会議において検討されていくと回答されておりましたが、その後検討された結果でどのようなになったのかお聞かせ願いたいと思います。また、有識者会議は何回開催されて、どこまで話が進んでいるのかもお願いしたいと思います。

2点目に水道本管の取りかえについて、生活する上で水道は欠かせないものであります。町に整備されています水道本管も老朽化が進んでいる箇所があると思われまます。漏水修繕など対応しているようですが、不安を感じている町民の方々もおります。もし火災など発生した場合に自然水利が近くにない場合は頼るのは消火栓だと思います。水道本管が老朽化していて、いざというときに断水してしまったなど、可能性がないわけではありません。そうなる前に老朽化した水道管の取りかえも必要ではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の雇用対策についてであります。有識者会議における具体的な検討についての雇用確保に向けた企業誘致、工場立地に関する具体的な検討の結果についてご説明を申し上げます。

昨年8月に開催されました第2回地方創生有識者会議においては、長年県の企業誘致に携わってこられた県の専門家職員を招いて、企業誘致に対する基本的な考え方や工場立地の選定方法など、県の施策をベースに県内外の動向を踏まえながら説明をいただきました。さらに、質疑の中ではまず工業団地を整備する時期かどうかについては、先行投資を行うリスクもあるため常に議論の余地があること、ただし受け入れ体制として支援策や優遇措置は必要であり、整備していかなければならないこと、さらに今後企業を立地する場合は大規模な面積を必要とする企業よりは、むしろ物流拠点も含めて地域性に見合った大きさの企業規模のほうがリスクが少ないことといった意見をいただいております。

また、12月に開催されました第3回の地方創生有識者会議においては、町内における企業誘致の状況や企業立地関連の優遇制度について説明を行い、企業誘致における今後の方向性について委員の方々から政策提言をいただいております。受け入れ体制の必要性については、企業に対する税制面での優遇措置や支援制度の充実化を図ること、雇用者に対する支援制度も少子高齢化対策と関連づけて充実させること、現存する地元企業に対する支援策についても充実化が必要と、また空き家を活用した事業者への支援策を移住定住政策として関連づけて検討すべきといった意見をいただきました。

今後の方向性については、町の将来を見据えた企業誘致の考え方については、町内における労働力不足が否めない中、高校卒業の人材確保も難しくなっている状況ですが、新たな雇用の創出を図ることは重要な施策であり、就業者数の減少の抑制が強く求められていることも実感しております。町内への企業誘致や創業支援など、新しい仕事づくりを出す体制整備に努め、新たな働く場所の拡大を目指すことを総合戦略の中で位置付けておりますので、毎年首都圏への企業訪問を初めとして町内の企業にも積極的に訪問し、情報収集や経済動向等について調査や研究を進めております。国道289号には、会津縦貫南道路のインフラ整備の優位性を生かし、下郷町の魅力をアピールしながら、企業を受け入れる支援体制づくりを進めるという有識者の提言のもとに企業誘致、工場立地施策については引き続き検討していきたいと思っております。

2つ目の水道本管の取りかえについてでございますが、現在町内には6つの簡易水道施設がございます。本町には、大規模改修事業で整備した湯野上簡易水道、統合簡易水道、水門簡易水道、大内簡易水道の4事業のほか、供用を開始した当初より既設本管を使用し、布設替えが未実施となっている中山、小出の2カ所がございます。今後は、供用開始から布設替えをしていない中山、小出、統合簡易水道の栄富簡水については、統合簡易水道などの拡張工事等の償還完了が平成50年度予定にされておりますので、それらを勘案して老朽化している本管布設替えを計画していかなければならないと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありますか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

企業誘致の件なのですが、確かに少なからずリスクというのはかかってくるのかと思います。それで、今町長おっしゃいました国道インフラ整備の優位性を重点にとおっしゃったのを聞いて、その辺は先に場所だけでもやはり先行しないと、企業誘致するときに場所が決まっていけないのかなと私個人的は思いました、場所だけでもやはり先に先行していくというのは、少なからずやらなくてはいけないのかなというふうに考えますが、その辺どうお考えなのかお聞きします。

それと、先ほど企業訪問も行っていると言っておりましたが、去年は企業訪問やっていて、やったとすればどのような企業に企業訪問なされたのかお聞かせ願いたいと思います。

水道のほうなのですが、確かに老朽化している水道本管といっても町民の皆さんはわからないと思いますので、この辺は役場さんの対応でお願いしたいというふうには思いますが、私先ほど言いましたもし有事の際、火災など発生した場合に町民の皆さんがすぐ近くに消火栓があるのとないのでは、やはり生活する上で不安を感じる面が多々あるのかなと思います。

消防団員の人がいれば、防火水槽があればそこからとれる、自然水利、川などがあればそっちからとれるというところもありますが、そういう自然水利とかがない場

合は、やはり頼るのは消火栓だと思いますので、この辺町民の不安をとるためにもし申請とかがあれば、そういうのは早急に設置していただけるのかというののもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋淑孝議員の再質問にお答えします。

企業誘致のことですが、先行投資することはリスクはあると、これはご承知だと思いますし、やはり289号線あるいは高規格道路が完成した場合に、供用開始した場合の優位性を踏まえながら、場所を決めていったらどうかということですので、有識者会議で議論していただいた結果を今回の3月になろうかと思いますが、その有識者会議で提案をしていただきます。提案をしていただければ、また専門的な人にまたその場所について検討していただくと、専門者で。そういうことで場所の決定については、もう少し今月末あるいは来年度の有識者会議においてもある程度のめどがつくのではないかと私は思っていますので、その辺を尊重しながら進めていきたいと思っています。

それから、企業訪問の関係ですが、今年に入ってグリーンハウスさん、これはグリーンハウスさんは町の給食関係をしていただいている会社でございまして、町からの先代社長は出身者でございます。訪問してきました。それから、三峰川電力に行ってきました。これは、小水力発電所の関係でございます。それから、A I T e c h n o l o g y さんを訪問してまいりました。それから、今年ですが、セコニックさんに訪問していろいろなことを協議してまいりました。

企業訪問は以上でございますが、いずれにしましても社長さんたちと会って、下郷町の支援をひとつお願いしたいというようなことをお願いしてきました。特にグリーンハウスさんは、ヒルクライムで協力していただいていますから、今年も引き続きお願いしたいと。三峰川電力さんについては、小水力発電所がどういう箇所がまだあるのかどうかということについて検討してもらっているし、ふるさと大使にもなっただくというようなことを約束してまいりましたので、返事が来るものではないかと思っています。A I T e c h n o l o g y さんには、やはり今雇用者が少ないので、足りないので、ぜひ町のほうでも協力できないかというようなことをお願いはされてきました。

それから、水道管の布設でございますが、統合簡水の償還期間が平成50年になりますが、今からですと22年後になるわけです。そういうことで22年後ではなくて、22年前にどのような償還の数字が変わってくるのかによって判断していかなければならないと思いますし、例えば林中なんかは道路がコンクリート道路ですし、そういうところをやりますとなかなか時間的にかかってしまうということの障害というか、大変なことの事業になってきます。それは、県のほうと協議していかななくてはならない。

それから、消火栓についてはこれについては、ぜひ積雪が多いところについてはやはり対応していかなければならない、こう考えております。集落座談会でも申し上げましたけれども、そういうところは必ず改良というか、見直しをかけていくということ考

えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） ありがとうございます。

企業誘致の件に関しては、これから3月に有識者会議のほうで検討してもらおうという形でわかったのですが、1つだけ新しい仕事をつくるというふうに先ほどもおっしゃっていましたが、その辺も有識者会議の中で検討されていって答えが出るのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

水道のほうに關しまして、消火栓のほう町長言いましたように設置のほうはすぐにも検討していただけるということで、その辺はこれからぜひよろしくお願ひします。

企業のほうの1点だけよろしくお願ひします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、小椋淑孝議員の再々質問にお答えしたいと思います。

企業関係でございますが、新しい仕事の創出ということは有識者会議でも議論されていますので、有識者会議の会長であります副町長のほうから答弁させます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤勤君） 副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 副町長の玉川です。

今有識者会議での新しい仕事の創出ということで、今有識者会議でも今まで3回ほど有識者会議を28年度実施しております。7月と8月と12月と、それで今後あともう一回ということで3月に開催する予定になっております。それにつきましては、地方創生の総合戦略の計画に基づいて検証しながら、どの目標がどのぐらいまで事業を起こして実施しているかというものを検証しながら、皆さんと議論しております。

それで、先ほど町長から答弁ありましたように、企業誘致についても下郷町にも新しい仕事の創出ということで、その企業誘致についても検討されております。それで、第3回目の12月には企業誘致についての方向性について、下郷町には南縦貫道路とか、あと289号線とか、もうインフラの整備が大分進んできて今企業を設置する時期になっているのではないかとということで先ほど小椋議員が言われたように、一刻も早くやはりその場所を選定したりすることが必要でしょうということで、第2回目には専門家の先生、それで第3回目にはその方向性について協議をしてきました。それで、3回目にはそういう企業誘致を早目に来ていただくようにということで、町のほうに提言しましょうというところまでいっております。

それで、今度第4回目ということで3月に開催する予定になっておりますが、先ほど町長から言われたように総合戦略の各施策の検証をしながら、今後企業誘致の件も含めまして検討させていただく予定になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○6番（小椋淑孝君） はい、ありません。

○議長（佐藤勤君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） おはようございます。5番、湯田純朗、一般質問させていただきます。

まず初めに、町営住宅建設についてお聞きしたいと思います。平成28年9月定例議会において、公営住宅姫川団地建てかえ事業についてご質問いたしました。また、今年2月23日開催の議会全員協議会において、事業の概要を説明を受けました。計画戸数が8棟、16戸、総事業費が6億円、国からの交付金が3億円、町持ち出し3億円ということでありました。

そこで、質問申し上げます。まず、第1点目といたしまして地権者に係る事件であります。現在の住宅が昭和53年、54年に建設され、賃貸借契約により現在まで住宅用地として使用されておりますが、過去において何度この契約が更新されたのか、また現在の契約期間がいつまでの期間なのか。

2つ目といたしまして、16名の地権者により賃貸借契約がなされていると伺っておりますが、その16名の地権者のうち登記上の権利者が死亡している者が何人いるのか。

3つ目といたしまして、宅地に変更がなされていないものがあるのか、あるとすれば地目変更登記事務ができるのかご答弁をお願い申し上げます。

次に、町内小学校におけるいじめ問題及び教師による体罰等についてお尋ね申し上げます。マスコミ等報道でご承知のとおり、体罰やいじめが全国的に多発し、事件まで至るケースが続出しております。体罰やいじめ等の事件が後を絶つことなく生起している実態は誠に遺憾であります。被害に遭われた子供、その保護者のことを思いますと許すことができません。3月8日のテレビ等で報道されたいじめを訴えていた須賀川市の中学1年生が1月27日に自殺をしていたという報道がありました。

そこで、本町における小中学校ではいじめ、あるいは教師による体罰などがなかったのか、あったのか。あるとすれば、どういう事件、事案であるのかお聞かせいただきたいと思っております。

最後になりますが、地方公務員の兼業違反及び職務に専念する義務違反について、昨年の12月議会で産業課長が町の観光協会の副会長につかれている件で、私は地方公務員は地方公務員法第35条、職務専念義務、また地方公務員法上の兼業に違反するのはないかというふうな質問を申し上げます。そのときは、町当局から回答がございましたので、再度明快なご答弁をお願いします。

以上で5番、湯田純朗の一般質問終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の町営住宅建設についてでございますが、まず過去において何度この契

約が更新されているのか、また現在の契約期間がいつまでの期間であるかのご質問でございますが、これまで2度更新しており、現在の契約期間は今月末の3月31日となっております。

2つ目の16名の地権者のうち、登記上権利者が死亡している権利者は何人いるのかにつきましても、現在7人が死亡しております。

3つ目の宅地地目変更がなされていないものがあるのか。あるとすれば地目変更登記ができるのかにつきましても、現在変更準備が22筆で、未変更の4筆中3筆については間もなく変更となる見込みでございます。残り1筆は、分筆後地目変更の予定であります。

次に、町内小中学校におけるいじめ問題及び教師による体罰等についてでございますが、教育長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

次に、地方公務員法の兼業違反及び職務に専念する義務違反についてお答えします。湯田議員のご質問につきましては、12月の議会定例会において地方公務員法第35条、職務専念の義務及び第38条、営利企業等への従事制限の関係で問題があるのではないかとのご質問でございました。本町の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、職員がその職務に専念する義務を免除される場合の規定第7号により、法令違反に当たらないとお答えしましたが、12月定例会終了後も地方公務員法第35条、職務専念の義務及び第38条、営利企業等への従事制限について、町の顧問弁護士にご意見をいただきながら検討してまいりました。

結果的には、下郷町観光協会規約の第5条で3号会員は下郷町と定めており、町としては町長である私を指していること、また当規約第10条で会長、副会長、理事の互選と定めており、第11条で理事は会員で構成されることとしております。さらに、第38条、営利企業への従事制限については、観光協会業務の中に売店業務があることから営利団体に抵触するおそれがあること。以上の2点から産業課長が副会長につくことは適当でない判断し、今年1月31日の観光協会理事会によって副会長職を辞する旨を伝え、承認を得ております。

今後このようなことのないように注意してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 5番、湯田純朗議員の町内小中学校におけるいじめ問題及び教師による体罰等についてのご質問にお答えいたします。

町内小中学校におけるいじめ問題でございますが、福島県では2017年に入り、いじめが原因と思われる自殺が立て続けに2件起きました。誠に残念で無念であります。本町内の各学校でも緊張感を持って現在取り組んでいるところでございます。いじめ自殺があったから大変ではなくて、いじめがあることが問題であり、いじめ加害者を出さないことが教育の力だと私は思っております。今後も学校、家庭、地域と協力しながら、教育力を高めてまいりたいと考えております。

きのうも答弁で触れましたように、本町においても下郷町いじめ防止基本方針のもと、各学校ごとにいじめ防止基本方針を作成しております。その中で年間計画を立て、小学校においては2回から3回、中学校にあっては年5回の学校生活アンケートを実施し、児童生徒の実態を把握し、指導に努めているところでございます。本町のいじめの実態についてでございますが、昨日もご報告申し上げましたとおり、各学校より報告があった件数ですが、平成26年度2件、平成27年度1件、平成28年度は現時点において0件となっております。その都度事実関係を確認するなど、学校と連携して指導対応をしているところでございます。現在までは深刻な自体に至っている事案はありませんが、いじめということの重大さを受けとめ、児童生徒のプライバシーに配慮しつつ、より一層の危機感を持って対応してまいりたいと思っております。

次に、教師による体罰の質問でございますが、教師は児童生徒にとって単なる学習を指導する先生としてだけではなくて、人間としての生き方のモデルになる存在であると考えております。そのような教師が体罰などの不祥事を行うなど、教師としても人間としても許しがたいことであり、体罰は教育の敗北であり、保護者や町民を失望させる由々しきことであると厳しく受けとめております。平成24年度に大阪市立桜宮高等学校において、バスケットボール部のキャプテンが体罰による自殺という事件がございました。大きな話題となったことはご承知のとおりであります。

それを受けて平成25年度から27年度まで文科省の方針を受けまして、教職員等による不適切な行為に関する実態把握アンケート調査を教職員と児童生徒、保護者に対して実施してきております。児童生徒と保護者については、自宅で保護者とともに実施するようになっております。その結果、この3年間に於いて本町においては、教職員、児童生徒、保護者からは体罰についての報告はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます、答弁といたします。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありますか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 再質問させていただきます。

まず初めに、町営住宅建設についてお伺いします。今まで2回町長から説明ありましたように契約更新がなされたということでございます。私この26筆、全部法務局行ってとってきました、登記簿謄本。今持っているのです、これ。まず、町長が言うとおりの7人が死亡している、それも確認しております。その2回の契約というのは、例えば今現在が、登記簿謄本がずっと当時の昭和五十何年ごろの所有権者なのです、ここに記載されているのは。それにもかかわらず、2回契約更新というのは誰としたのですか、そのころは。死んでもういない地権者にどうやって契約更新なされているのか、それが今続いているわけです。

ただ、今そういう登記関係の事務処理上が進んでいるとなれば別ですけれども、でも例えば私言いたいのは今多分成岡とかどこかにいたと、その長男坊が後を継いでいると、それ代表でとはいかないのです、登記簿は。相続権限が全部違いますので、これはちゃんと憲法で保障されているわけですから、それ誰と契約して今日の29年3月31日までの

契約になっているのか、そのことが問題です。あとは、私やかましく物申しますけれども、私農業委員会13年いましたので、なおやかましいのです。

それから、今成岡のある方、きのうもきょうも朝窓口おりましたけれども、「いや、大変だ」と、「直すのが容易じゃない」と、こう言っていました。現にその方も3代前の所有者なのです、今現在登記簿謄本が。ちょっときのう私確認したらば、俺のおやじのおやじだと、こういうふうな話していました。そういうのがいっぱいあるのです。それを今の現在のものに持ってくるには、例えばその前だと多分今の人だとじいやになると家督相続で自分の親に来ているかもしれません。でも、そこから先には来ていないわけですから、それを全てクリアしていかないと今の現在の1人の方にはならないはずで

す。

ならなくても3人でも5人でも構いません。共有持ち分登記をかけてその方に契約すれば構いませんけれども、ただ1人の方を代表にして賃借の契約とか、そういうことは私できないと思うのです。地権者が、その相続人が何人いるかわからないですから、それを明確にするのは共有持ち分登記をしないとできないのです。それは、相続権の所有するものが、所有する書面があれば、誰でも1人で10人分はできるのです。地目変更もできるのです。構造物の変更とあるのです。それを今多分1人の方がそういうことやっているのは、私わかります。昨年12月28日付で法務局に地目変更登記したの私何件も見えています。

私がこんなに声を大きくして言いたいのは、やっぱり公共団体がやるわけですから、それも6億円もかけてやるのです。やっぱり土地をしっかりと、権利関係をしっかりとやらないと、それまずいのではないですか。例えば皆さん、町長さん、自分のうちつくる時に地権者が相続権か誰かわからない土地を借りて住宅建てますか。その中には、根抵当権も入っているのです。抵当権も入っている物件もあるのです。そのよううさん臭いものに、果たして公共財産投資して町営住宅をつくるということ自体が私は、当時の昭和53年、54年のときは全員が生きていたのです。16名全員生きていたのです。それから、何十年もたっていますから死んでいないのです。そのころの農業委員会の方もいらっしゃいますけれども、そのころの農地法の許可を連名でもらったと、これは正当なもらい方なのです。今地目変更されている。私の思うには、多分1筆だけは地目変更できないと思うのです、相続関係で。これは、農業委員会さんおいでになります。農地法の関係で、その当時農地法の許可をもらったと、もらったから宅地になると考えていませんから、あくまでもそれをやらないとならないですから。もうなっつとつとつとやらないと、法務局はそういう地目変更認めないはずで。現に今建っていますから、認めないのですけれども、もし1軒の方が地目変更できない場合、これどうするのですか。農地のままで建てることになるのです。そんなの農地法で許されますか。後でお答えください、農業委員長さん。

それから、私はつくることは前々から質問して、前も12月議会も水道料を払わない方、払えない方、家賃も払えない方ということでいろんな質問私もしました。でも、それはあえて払えない方も保護するものが公共団体のこういう施設だと、私はそういう理解を

しておりますから、建てるのは全然私反対しません。ただ、土地をしっかりと問題解決しないとそれはおかしいのではないかと私は思っているのです。そこら辺町長さん、ひとつお答え願います。

それから、2点目のいじめ及び教師による体罰でございますが、今教育長さんがご返答申し上げましたのは私も知っております。まず、正直言って私このいじめ、教師による体罰、それに近い体罰とは言いがたい点もありますが、そういうことで私下郷町教育委員会教育長さんのほうに内容証明を送りました。その結果来ました。今申し上げた教育長さんがご答弁されたようなことでございますが、例えば具体的に申し上げます。

まず、教育長さんのほうの教育委員会の行動でございますが、即アンケート調査をしました。これは、教育委員が集まったというふう聞いてますが、そのアンケート用紙私もいただきました。学年、名前を書いたアンケートです。例えば教師が体罰をしていた場合、自分の先生の名前書いて、私受けましたと書けますか、2年生、3年生の子供が。どうです、教育長さん、名前を書いて、鉛筆です。担任の教師が消したってわからないではないですか、つけ間違えたって。そういうのが、ちゃんと本気でその問題に対応している態度ですか、あれ。

言いたいこと、教育長さん、私個人的には渡部岩男さんに何にも恨みありません。あなたが教育長だから質問しているのです。名前を書いて学年書けと、いじめがあったかどうか校門に立たされたとか、そんなこと書いてありました。普通は、アンケートというのは学年、名前書かないでアンケート出して、それで集約してやるのが本当でしょう。義務課程の子供ですから、普通だと保護者宛てにやります。よく相談してお子さんから聞き取って出してくださいと、こういうのが普通ではないのでしょうかと私は思うのですけれども、初めからこのアンケートというのは隠すためのアンケートなのですか。

それで、まずいろんな案件あります。この際ですから私はっきり申し上げます。檜原小学校2年生17人中15人が低学年の教室に机持ってやられたと、1つ目。5年生の男子生徒が3年生の教室にやられた。授業中にもかかわらず、あなたは保育所に帰りなさいと言われて学校の校門に立たせたのです、2人にそうです。体罰以外何のものでもないでしょう、これ。これが教育委員会の教育委員の会議で体罰に当たらないと、懲戒の処分と相当であるとここに書いてありますけれども。

あとは、給食時間に食べては遅いという理由で廊下で食べさせたとか。体罰でしょう、これ。2学期に2年生の女の子が怒られて6年生の学年にやられたと、6年生の教室にやられたとはどんなことですか、これ。何か指導か何かあるのですか、それとも優秀なのでやられたのか。2年生の男子児童が廊下に机ごと出されて勉強させられたとか。旭田小学校で私も3件確認しております。

私、教育長さんに3月2日だか何かに内容証明書差し上げた、その日だってやっているのです。檜原小学校の4年生の男の子が妹のいる2年生にやられたと、そこに送り込まれたと、これ人権侵害、人権問題になるのではないですか、これ。体罰なんていう問題ではないです、これ。侮辱罪、辱めを受けたと、こういうことです。教育長さん、勉強しているのですか。そんなことあっていいのですか。自分のあんちゃんが自分の教室

に来てやっているのですよ、座って授業受けているのですよ、人権侵害でしょう、これ。私、子ども人権110番に電話しました。そういうふうに戻ってきました。侮辱罪です。相も変わらずやられているのです。

そして、きのう檜原小学校の校長から電話来ました。保護者2人行ったのです。行ったら1時間何十分、48分の会議の中で話私確認したらば、アンケートは教育委員会がやったことで私は知りませんでしたという話です。こういう事件があった、そんなことどこの学校であったか私わかりませんと言っていました。それ、隠蔽どころか知らぬ存ぜぬの一点張りです。そんな教師私知りませんですと、それが檜原小学校であったかどうか、それもわからないと言っていました、佐藤校長が。教育委員会が勝手にまとめたから、どこの学校でその事例があったか私は知りません。

もっと申し上げますか。そうすると、きのう電話来たのです。16日説明しますから来てくださいと、こういうのです、保護者に対して。全くふざけていますよ、これ。こんなことあってよろしいのですか。私、教育長がちゃんとしておわびしないと、私は県の教育長に内容出しますから。そこら辺をちゃんとやはり指導を徹底してほしいと、私は、町長も言っていたではないですか、子供に夢が何とかかんとかと。29年予算でも上がっているのではないですか。あなたは何をしているのですか。

私は、この前の教育長さんにこの返事をもらうときに来てくださいと来たのです、教育委員会。私は、教師の処罰とかそんなこと望んでいないのです。速やかに今からやめさせなさいと私言ったはずですが、教育長、覚えていますか。次長さんもいましたから、速やかに今からやめさせなさいと、それで結構ですからと私言ったのです。それにもかかわらずこういう事件まだ出ているのです。全く下郷町教育委員会の指導方針、町の指導方針が各先生に全く伝わっていないのです。私それに怒っているのです。私は、お願いしたのです。

私、県の教育事務所に行きました。所長、次長さんと一緒にしゃべりました。とにかくすぐやめさせてくださいと、そういう事例があるのならやめなさいと言ってくださいとお願いしてきたのです。全然やっていません。そうすると、学校でこれをやめさせないとか、完全に徹底しないと人権侵害と侮辱罪で私は個人的に教師を訴えるのです、よろしいですか。そのときに校長は管理責任者でしょう、教育長もそうです。法的手段に出るしかないのです、人権侵害と侮辱罪で。子供にも十分通じるのです。

私再々質問も言っていますけれども、文部科学省に電話しました。そうしたらいいですか、私再々質問で言うのも言いますけれども、文部科学省の初等中等教育局児童生徒課に相談しました。どこの教育委員会ですか、電話差し上げますと言われたのです、私は返答は。私のほうから電話差し上げますと。今回は、とりあえずもう一回町のほうに交渉しまして、その経過によってはもう一回電話しますので、このやつを処分してくださいと。私そういう子ども110番と弁護士会でやったやつ、それはもう正式にその生徒の処遇を、学校の先生の処分をやるしかないでしょうと、こう言われました。

教育長さん、私、町こんなちっちゃな町ですから、そんなことはしたくないのです。あなたのやっていることは、名前を書いて学年を書いてアンケートってどこにある、そ

んなのは。私は、昨年からそういうものはあると言ったのに、昨年から今現在まで続いていると言った、その揚げ足とって。現在を3学期と答え、限定してとったのです、アンケート。3学期はありませんよ。2学期、1学期です。ここに付箋あるのです。子供はみんな書いてよこした、私に。後で見せますから、子供はみんな書いてよこすのですよ。私はこうやられました、名前書いて。こんな字、子供の字ですよ。空手の先生お願いしますと持ってきたのです。それを3学期と、3学期は、長いのです。この前1件ありましたけれども。そういうこと自体が私は、体罰とか精神的なそういうものでしょう。人権問題までなっているのです、これ。

長くなりました、それでは再質問終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 町の住宅関係の建築の関係については、建設課長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 議員のおっしゃられております2名の相続登記につきましては、非常に難しいということで町側としても認識しております。ですが、従来どおり相続代表人の方と契約をしていただいて、今後抵当権も含めまして権利者同士でお話し合いをしていただきたいというようにお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 5番、湯田議員の再質問にお答え申し上げます。

今ほど再質問の中でもありましたように、3月3日に内容証明付きの通告書を5番議員からいただきました。それによりまして、3月3日通告書受領をいたしまして、同日臨時町校長会、臨時町教育委員会を開催し、協議してまいりました。そこでは、アンケート実施により事実確認をしますと、そしてその事例に対しては上がってきたものに対しては誠意を持って対応する。最後には、3つ目は再発防止に努めるという3段階を踏んでやっていきたいと思いますということを確認しました。

3月6日に臨時町内小学校PTA会長、校長合同会議を開催いたしました。そこでは、アンケート調査実施と保護者、通告者への説明は文書で行うということを確認して決定しております。3月9日、臨時町教育委員会を再度開催いたしまして、アンケートの結果と個別の事例について検討いたしました。その結果を通告者である湯田議員のほうに報告したところでございます。

調査の結果、その通告書に述べられるような事案について、今現在は確認できませんでした。先ほど申し上げましたように、このアンケートは今議員がお持ちということでございますが、通告書の内容に4点ほど、1つは保育所に行けと学校の校門に立たされた。2つ目は、下級生の教室に机を持って移動させられた。3つ目は、給食を食べるのが遅いと言われて廊下で食べさせられた。4点目は、運動着の着がえが遅いと言われ、廊下で着がえさせられた。この4点が事例として挙がっておりましたものですから、こ

のことについて今現在も続いているという表現がございましたので、そのようなアンケートをあるかどうかということで実施したものでございます。アンケートの仕方には、不手際があったかもしれませんが、担任をかえて実施するように指示したところでございます。そのような中で確認はできませんでした。ただし、2名の児童が過去に下級生の教室に机を持って移動させられた。学校の校門に立たされた。廊下で着がえさせられたことがあるという報告がありました。

また、教職員の中では1名の教職員が廊下で着がえをさせたことがあると記載しております。これらの事例につきまして、個々にさらに聞き取りを行いまして、結果を3月9日の臨時教育委員会で検討した次第でございます。

その結果、3事例とも児童の自己教育力や規範意識の育成を期待する範囲内の指導、懲戒であるというふうに判断いたしました。体罰とは認定いたしませんでした。しかしながら、このような通告書を受け取るような疑義があったことは事実であります。保護者の皆様にご不安とご心配をおかけしたことは、誠に申しわけないと思っております。深くおわび申し上げたいと思います。

今回のことで教職員の児童に対する指導のあり方や管理職への指導について深く考えるよい機会となりました。教職員の指導が子供たちの心や体を傷つけてしまうことがあることを町内全教職員で再認識し、これからのよりよい指導につなげていきたいと、これは臨時校長会の中での校長の言葉の中にあつた言葉でございます。

さらに、これで終了ではなくて、今後も不安なことが出てきましたら、個々の事案に対して丁寧に対応してまいりたいと思っております。このたびの湯田議員のご指摘を真摯に受けとめ、さらに下郷町に自信と誇りを持った児童生徒の育成のためにしっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（佐藤勤君） 農業委員会事務局長、横山利秋君。

○農業委員会事務局長（横山利秋君） それでは、湯田議員の再質問にお答えします。

農地法第5条とは、権利設定、移転を伴う農地転用で農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、所有権移転または使用収益を目的とする権利設定、移転をする場合でございます。農地法第5条の許可を受けなければ、当事者間の法律行為、売買契約や賃借契約など権利設定に関する行為の効力が発生しません。

今回の案件でございますが、農地法第5条の申請で申請日、昭和53年4月19日に受理しました。申請人で譲り渡し人または被設定人が14名、譲り受け人、設定人が下郷町となっております。地目は、田んぼ25筆で面積が4,031.56平米、利用権の設定移転の理由でございますが、賃借権設定で町営住宅敷地となっております。

農業委員会の審議でございますが、昭和53年4月24日、意見は可決ということで県へ昭和53年の4月24日に進達をしております。県の許可日でございますが、昭和53年の6月13日許可日となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） まず、第1点の姫川住宅の件でございますが、先ほど建設課長さんから話ありました懸命なお答え、23日の説明会でもそれを片づけてから建設にしたいというふうなことはわかっております。やはり土地問題は、しっかりしてやらないといけませんよね。そうしないと上物がぐらつきます。基礎中の基礎です。そういうふうなちゃんとしてやるのが地方公共団体の仕事の沙汰だと私は思います。

それから、またこれ同じこと蒸し返すようになりますけれども、25年に買収した塩生地区の住宅用地あるのです。町長は、前の議会の質問のとき県道と1メートルくらいの盛り土をしなければならぬと言われました。見ても私もわかります。ただ、あその地は所有権問題は全く権利問題ないです。ただ埋めればいいのです、河川の砂利持ってきて。こちらは埋められないのです。地目も直らない。農地でそこに建てるということは、農地法違反なのです。農地法というのは、やって履行して初めて証明持って地目変更して農地として非農地になるわけですから、それが今もって1筆残る可能性があるとなると、それは今もって農地の扱いです。ですよ、多分。もう一回農業委員会会長さんのほうにお返事いただきましたのですけれども、それもう一度お話してください。それをあえて難しい問題の土地につくらなければならない、確かに昔借りたいきさつもあるのしょうから、それはわかりますけれども、やっぱりこの際しっかり6億円ものつくるのです。それは、やっぱりしっかりもう一回やらないと私はいけないのではないかと思います。この件に関しては、後で説明はもう一回質問をお願いします。

それから、今の教育長さんの話ですけれども、私は子供は憲法13条、幸福をもっと追求する権利、それから憲法26条、教育を受ける権利なのです。有しているのです。教育基本法の前文では、個人の尊厳を重んじ、個性豊かな文化の創造を目指すと書いてあるのです。私は、どんな子でも授業を受ける権利なのです、義務教育ですから。それが校門に立たされているということは、その時間帯は授業を受けていないのです。

私もよっぽど調べました。ここにあります文科省のガイドライン。体罰関係のガイドライン。体罰、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為の中で間接的に長時間にわたる正座、起立、校門に立たせるのは起立でしょう、これ。ではないですか。これが体罰と言っているのです。あと、不適切な行為、精神的な苦痛を与える不適切な言動です。中には、先生が教室座ってこうやって棒持ってこらと、こうやるらしいのです。その先生は恫喝している、子供たちを。

○議長（佐藤勤君） 議長から申し上げます。

もう少し簡潔に述べてください。お願いします。

○5番（湯田純朗君） 簡潔って、これが一番実態を私申し上げているのです。

そういうことありますので、しっかりした対応しないと私飛び越えて県の教育長宛てにやるようになります。そこはよく考えて、私は何回も申し上げますけれども、処罰とかそういうこと考えていないので、今すぐそういう事例があればやめてくださいということを周知徹底してほしいと言ってきているのです、私。県の教育事務所所長にも、教育長、あなたにも。それをあなたは聞く耳持たないではないですか。だから、今後やる

のです、私。

それから、3番目の、時間申しわけないです。3番目の町長さん、産業課長も関係で、身に関する事で好ましくないと、やめたということですが、私はこの前監査委員にもちょっとお願いしましたが、風評被害ということで5,000万円とか何千万円来ているわけですから、何年かして。4年で、2年で1億も来ているわけですから。そういうところのただの民間になったり、体育協会みたいにああいう団体に5,000万円も4,000万円も行っているやつをそのままにして、実績上がってくるから、はい、オーケーと、それが国庫交付金、特交とかそういうものの取り扱いでいいのかどうかということも、これもちょっと含めて質問しました。やめるのは当たり前ですが、でもそれやめた後、そういう事務的なものがあるからということで町長さんがお話ししましたが、もしやめた後、そういう事務的なものが入っていかないと、これは町の対応としてはまずいのではないのかと思って改めてここで申し上げますけれども、やっぱり町の監査委員が2人いらっしゃるわけですから、そのうち1名を監事として送り込んでちゃんと精査して監視していくという、監視って悪い意味ではなくてしっかり使い方見きわめていくというのも、私大事ではないかと思えます。その点でひとつお答えください。

以上で再々質問終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長、横山利秋君。

○農業委員会事務局長（横山利秋君） 湯田議員の再々質問についてお答えをいたします。

まず、農地法においては相続による権利取得は法律行為ではなく、相続という事実によるものであり、規制の対象として取り扱っておりません。

また、許可の条件を履行したことの証明申請ということで、農地法第4条または第5条による許可を受けた後に許可の条件に沿って転用事業が完了し、許可を受けた農地が非農地化したにもかかわらず、農地の権利設定、移転及び地目の変更に関する登記をしなかったため、登記申請の際に当該証明を要するためにする証明でございます。証明の対象とするものは、農地法第4条または第5条による許可を受けたもので、転用事業が許可条件のとおり実現しなかったものが証明の対象となります。証明者は、農地法第4条または第5条による許可を受けた者、もしくはその継承人でございます。証明は、農業委員会となっております。今回平成28年の6月24日付で許可の条件を履行したことの証明申請が町から出されており、提出されてございまして、6月30日付で証明してございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 湯田純朗議員の再々質問についてお答えしたいと思いますが、まず住宅の建設についての土地問題については、しっかりと手続をするように指示してまいりたいと思います。

それから、観光協会の副会長の関係でございますが、もちろんこの前12月に申し上げましたが、風評被害対策で地方特別交付金をいただいているわけですが、金額が金額な

ので、その辺の監査についても十分に協会との協議をして、それで間違いのないようにしていくようにこれから徹底して指示していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 5番、湯田議員の再々質問にお答え申し上げます。

体罰の定義につきましては、文科省の通知に教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の対応等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある、その懲戒の内容が身体的性質なもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は体罰に該当するというふうになっております。

今ほど湯田議員がご指摘した具体的な事案に関しましても、この場所的、時間的、さらに発達段階、そういった個々の事案ごとに対応してまいる所存でございます。今ほど例示にありました校門前に立たされたということに関しましても、一つの事例でございますが、教育委員会で検討した結果、それがいつの時間であったのかは未確認でございました。そして、教師、子供との食い違いもございました。ただ、そのとおりであったとしても、子供も数分という言葉で答えておりました。そういった点から、これは懲戒に当たるということで考えてございます。

ただ、何度も申し上げますように湯田議員がそういう疑義を持たれたということは、誠に遺憾でございますので、そういう疑義の持たれることのないような指導をこれからも先生方と話し合って取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 教育長さん、人権侵害と侮辱罪に当たらないのですかと私質問した。

お答え願いたい、それをお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れですか。

先ほど何か体罰についてはお答えしたと思いますけれども、答弁漏れで。

○5番（湯田純朗君） 私は、再々質問の中で人権侵害、侮辱罪というのはならないのですかということも含めて質問したはずで。それについてどう思いますか、お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れですね。

○5番（湯田純朗君） はい、そうです。

○議長（佐藤勤君） では、教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 今ほどご答弁申し上げましたとおり、体罰も定義に照らし合わせて検討した結果、体罰には当たらないという教育委員会としての判断でございます。よって、その2つのことについても今回は抵触していなかったという判断でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはありますか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 体罰に当たらないと、私今質問したのは人権侵害と侮辱罪に当たらないですかという質問しているわけです。体罰は体罰で結構です、私とあなたの感触の違いですから、人権侵害と侮辱罪に当たらないですかと私質問したのです。

○議長（佐藤勤君） 教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長（渡部岩男君） 体罰に当たらなかったということが今答えたことでございますが、人権侵害ともう一点、侮辱罪、これについても教育委員会等で検討いたしました結果、他教室で指導したりすることは現在においてよくあることであるということでございます。

例えば他学年で生徒指導主事であるならば、その生徒指導主事に指導をいただく、また教頭、校長の指導をいただく、そういったことは学校がチームとして動いている場合あることであるということでございます。そういった点からも、そのことには当たらないというふうに考えております。

○議長（佐藤勤君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時12分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前11時20分）

次に、9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） おはようございます。議席番号9番、湯田健二、通告に基づき3件について質問いたします。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。あの日3.11から6年が過ぎました。東日本大震災、いまだ県内外に1万八千余人々が仮設住宅で避難生活を余儀なくされております。また、原発事故による風評被害が続いております。これら一日も早く収束し、もとの生活に戻れるよう願うものであります。

それでは、質問に入ります。1、町の水道について、私たちの住む下郷町は山々に囲まれて大自然の中での生活を営んでおります。町の中心を流れる1級河川、阿賀川、通称大川の支流に点在する集落であります。外から見れば誰もが水不足はないというふうに見えます。しかしながら、農業用水にしても飲料水にしても、これらの取水に苦労している現在でございます。

昔は、川の水を飲料用水としておりましたが、環境の変化により全て水道水となっております。平成の大水道改良と言われるように、町では湯野上簡易水道の拡張工事、その後旭田地区を水源とする統合簡易水道等、水道事業には力を入れてまいりました。しかし、一部の施設はそのままの状態にあり、その一つが栄富簡易水道施設であります。特に昨年干ばつのため水源が渇水し、給水不足に陥りました。今年は降雪もあり、何とかかなりそうに思われますが、これら水源対策はどう計画されているのか、また中山簡易水道も一時水不足と聞いておりますが、その後解消されたのかお尋ね申し上げます。

水道の維持管理で一番大事なのが漏水対策でございます。町全体の施設で漏水はない

のか、その対策はどのように計画されているかお聞かせ願います。

次に、集落での給水施設についてお尋ねします。現在計画されている芦ノ原地区の給水施設は水源が確保され、水量調査を実施中と聞くが、完成までのスケジュールはどうなっているのかお尋ねします。

また、集落で管理している給水施設は何集落あるのか、その施設の改良等の要望あるのか。以上、答弁を求めます。

2つ目、地方創生事業について、今国では地方の時代と称し、アベノミクスを地域の隅々まで浸透させると声を高らかに叫んでおります。いわゆる地域の成長戦略、地方創生であり、人口流出に伴う少子化が進み、地方が崩壊している。少しでも和らげるといふことでもあります。この地方創生を活用するかしないかで町の行く末は決まってしまうのです。これをチャンスだと捉え、有効に利用しなければ未来の下郷町はないと私は考えます。

安倍首相は、1月24日の衆議院本会議での代表質問で地域の成長戦略について、本町の大内宿を例に挙げ、意欲的な挑戦を応援すると考えを示しました。公明党の井上議員への答弁で、地方にはそれぞれの魅力、観光資源、ふるさとの名物があると強調し、大内宿が観光産業として開花させたと力説されました。経済を活性化させる意欲的な挑戦を地方創生推進交付金などで応援すると述べられました。私もこの中継をテレビで見させていただきました。

町でも昨年の3月に創生総合戦略が作成されましたが、つくっただけではだめなのです。できることより実行に移すかである。本町には、埋もれた観光資源が山ほどあります。これらを点として線で結べば会津有数の観光地になるのです。今なぜ東武鉄道が浅草から会津田島まで特急を走らせるのか、私の個人の考えではありますが、当面は赤字です。それは、会津地方が東武にとって最後の開拓としているのではないか。これも地方創生なのです。近い将来、会津地方の観光資源を期待し、黒字が見込まれるから支援すると私は考えます。そのためにも、下郷の魅力掘り起こし、利用していただくほかに手はないのです。また、今進められている湯野上地区の地域開発もその一環であり、計画を進める必要があると考えます。

これらを踏まえ、町の将来を見た場合、町長はこの地域の成長戦略をどのように捉え、まちづくりを進めていくか答弁を求めます。

3つ目、町長の任期について。町長は平成25年9月、新しい風、流れを変えるとスローガンに3つの政策、①、地域の特性を生かした活力あるまちづくり、②、安全・安心・健康で暮らせる住みよい町、③、思いやりのある教育と文化の町とし、8つの公約を掲げ当選されました。これらの実現のため日夜努力されていることに対し、感謝を申し上げます。特に小学校入学祝い金の支給、学校給食への補助、高齢者タクシーへの助成については町民各位が助かる、ありがたいという声が大であります。また、生活の糧となる町長の給与50%カットは公約とはいえ、同情心が出ているところでございます。

一方、本町を取り巻く環境は厳しく、自主財源の少ない中、インフラ整備を図るには

国、県等の財政支援が必要であります。こういう中、町長はパークゴルフ場整備は当初単独事業であったが、補助事業での実施となり、町道沼尾線のシェッド工事は国直轄権限代行事業に、さらには携帯電話整備事業、枝松、戸石地区の完成等、これら町長の国、県へのトップセールスがあつての実績であります。財政状況が厳しい中での補助事業は、国交省、総務省等々の太いパイプができていているという証拠であり、今後も期待されるどころであり、今後も続けなければならないと考えております。

今本町には、熱い目線が注がれております。それは、高速交通ネットワークが着々と進められていることである。地域高規格道路会津縦貫南道路の着工、国道118号線鳳坂峠の着工、国道289号線甲子道路の平成30年度開通、また鉄道においても東武鉄道が浅草より会津田島までの直通運転、特急リバティ会津が4月21日に運行される。これら道路網の整備により、地域間や首都圏との物資の流通はもちろん、交流の町づくりにも大いに期待される所であり、

しかし、これらの受け皿づくりが大変であります。会津地方でもトップクラスの観光地を有する本町は、大内宿を初め湯野上温泉、自然の中で他に類を見ない資源が豊富にございます。これらをいかに利活用し、観光客等を下郷にとめ、滞留させるか、受け皿づくりはこれからであります。

星町長は、当選から3年6カ月、町民のため精力的に活動してまいりました。当選時より今までに全町に種をまいてきました。厳しい環境の中、少しずつではあるが育っております。これから実をつけ、収穫し、販売しなければなりません。町長の任期、残すところ6カ月余りとなりました。公約も道半ばと思料されますが、町長の心中をお聞かせ願いたい。

以上、3点を申し上げましたので、よろしく答弁お願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員のご質問にお答えします。

まず、第1点目の町の水道についてでございますが、栄富簡易水道施設における水源対策について、6番議員の小椋淑孝議員にもお答えしておりますが、本施設は未改修施設であります。今後優良な水源の確保に向けた調査とあわせて、財政状況を勘案しながら、施設の改修をしていかなければならないと考えております。

また、中山簡易水道における一時的な水不足についてですが、その当時本施設において漏水事故が発生しており、漏水箇所は埋設深さが約2メートルと非常に深かったことから、箇所の特定に時間を要し、その間に配水池が減水して水不足となる経緯がございましたが、現在は修繕を実施し解消しております。

次に、漏水対策でございますが、町全体の簡易水道施設においては数多くの漏水箇所が存在すると思われ、そのためには、簡易水道施設監視装置による配水池水位及び配水量のチェックとあわせて、各給水区域における漏水調査を実施し、早期発見と修繕に努めているところであります。今後とも安定した給水事業に努めていく考えでございます。

ます。

次に、集落での給水施設についてのご質問でございますが、今年度は農村集落基盤再編整備事業により、芦ノ原地区、沼尾地区、三ツ井地区の3地区におきまして、水道施設整備の基礎となる水源予定地の水量、水質調査を実施しております。今後のスケジュールですが、来年度は10月ころまでに県が国のヒアリングを受け、11月には県から国に対して本事業採択申請を行う予定となっております。実施の採択が国より県に下りますと、来年4月から県営による事業を開始する予定となっております。なお、本事業においてはそのほか事業にもあわせて計画しており、町としましては生活に直結する水道施設整備を優先的に行いたいと考えておりまして、今後県との協議を進めていく所存であります。

現在の集落で管理している給水施設の集落でございますが、桑取火、大倉、戸石、枝松、大沢、赤土の計6カ所でございます。うち施設改良等要望ですが、戸石地区の給水施設で落石によるフェンスの破損があり、今後施設本体の破損も懸念されることから、落石防止ネット措置により対策を講じることとしております。

次に、地方創生の事業についてでございますが、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び長期ビジョンにおいては、国が目指すべき将来の方向として将来にわたって活力ある日本社会を維持することを掲げ、人口減少に歯どめをかけていくため、今後の基本的な視点として東京一極集中の是正、若い世代が就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に応じた地域課題の解決を挙げております。しかし、依然として人口減少には歯どめはかからず、東京圏への一極集中の加速化傾向が見られ、地方経済と大都市経済は格差が大きくなっていることが明らかになっております。

こうした状況を踏まえ、特に東京圏と地方の間にはいわゆる稼ぐ力の差が依然として大きいと、2016年の改定においてはまち・ひと・しごと創生の好循環の確立をし、アベノミクスを浸透させるため、地方の平均所得向上を実現することを目標として、本格的な地方創生事業を展開しております。下郷町においても人口減少対策として、下郷町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略を地方創生先行型交付金を活用して、第5次振興計画と整合性を図りながら策定した次第です。

さらに、総合戦略に基づく町の取り組みについては、地方創生加速型交付金を活用し、デジタルDMOの整備推進広域連携事業の一環として、湯野上地域の整備及び外国人観光客の受け入れに向けたソフト的な体制整備を推進しながら、インバウンド誘客に結びつける施策を実施しております。

今後は、さらに地方創生の進化に向け、自主的な自治体を支援する地方創生推進交付金を活用して、総合戦略に位置づけられている施策や事業を進めていきたいと考えております。特に湯野上地域の整備計画については、第5次振興計画と総合戦略の将来像、「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷」の具現化を目指す取り組みとして、新しい交流人口をつくり出す交流人口の増加を基本目標に設定し、観光施設の整備と美しい景観づくりを戦略施策として定めております。

観光客入り込み客数を平成31年度までには230万人と目標数値を上げ、湯野上温泉周辺

を初めとする観光施設や美しい景観整備に取り組み、観光客や宿泊客の増加を目指す内容としています。さらに、湯野上地域の特色を生かした景観整備や多目的交流施設、多目的広場の環境整備を図ることにより、湯野上地域を拠点として本町の魅力ある観光地を周遊しながら、長時間滞在できる仕組みづくりを目指すとしております。

また、観光産業は農業や商業、交通など幅の広い産業に経済効果をもたらすとともに、観光客が増加することで多くの声を生み出し、さらには移住や定住促進など波及効果も期待されます。定住人口の減少に伴う消費減少は、旅行客の増加による消費で賄うことが可能となるため、経済対策、雇用対策としてはかなりの有効な資産であると考えております。観光の持つ地域に対する高い経済効果、新たな雇用創出効果をもたらすためには、総合戦略に位置づけられた施策を確実に実行し、目標数値を達成することが重要であると考えています。このように地方創生については、本町においても交流人口の拡大を考える絶好の機会と捉え、さらに関係者が連携して協力して交流人口の拡大に取り組むことにより、観光、町づくりを推進し、人口減少を抑制しながら、地域社会を活性化することが町の将来像を実現することにつながっていくと考えております。

次に、町長の任期についてでございますが、町長就任以来私が掲げた3つの大きな施策、地域の特性を生かし、活力あるまちづくり。安全・安心・健康に暮らせる住みよいまちづくり。思いやりのある教育と文化のまちづくりを推進して3年6カ月余りが過ぎようとしております。本町においては、少子高齢化の加速に伴う人口減少が顕在化するなど、さらに地方を取り巻く状況の急激な変化や地域間競争などに対応するために、中長期的に平成31年度までに5年間の町づくりの指針として第5次振興計画を作成したところでございます。

また、平成26年11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、下郷町人口ビジョン及び下郷版総合戦略を平成27年3月に作成いたしました。人口減少、少子高齢化という大きな課題に対応し、本町の特性を生かし自立で持続可能な社会を創生する内容となっております。雇用創出や交流人口の増加、子育て、コミュニティー環境づくりの推進など戦略的な施策を推進しております。また、施策の実行として小学校入学祝い金の支給、学校給食費の扶助、高齢者タクシー助成、農林業の機械等購入貸付育成制度、直売所納品手数料等支援などの施策を実施し、「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち」の実現に向け、行政運営に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、いまだ東日本震災風評被害の払拭がされない状況の中で、本町を取り巻く状況は少子高齢化、過疎化などの課題への対応は継続して取り組んでいかなければならないと考えています。そこで、今後の町政のかじ取りについては後援会からの温かい出馬要請もございました。大変ありがたく思っております。山積する課題も多く、さまざまな諸問題を解決するためには、私の3つの施策と町の第5次振興計画、地方創生総合戦略と人口ビジョン計画の整合性のとれた事業を引き続き進めることが私の使命であると考えております。町民が安全、安心して暮らせるため、これらの対策を継続し、着実に丁寧に進めることが町の総合力を高めていくものと考えていますので、今後とも町民の方々のご支援とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 町の水道について再質問させていただきますが、本当に私も職員在職中に数年間水道に携わったことございます。漏水がありまして、朝の明けるころまでやったなというのが今記憶にございます。そういう中で24時間体制で建設課、そして水道係が待機して夜中にも吹っ飛んでいくという姿見た場合に、本当にやはり今も続いているのかな、大変だなというように感じるところでございます。

やはり特に去年は、栄富簡水が濁水で日夜問わず下から飲料水を配水に上げたというのは本当にご苦労だなと思います。そういう中でお金はかかりますが、やはり漏水対策には設備等が今ありまして、委託すれば相当のお金はかかりますが、やはり漏水対策が大事でございますので、ある程度お金かかってもやはりここに力を入れて町民の皆さんも安心できますし、職員も休まれると思うのです。本当に職員の皆さんにはご苦労だなというふうに感じます。私の経験から申し上げましても、本当にご苦労さまというところでございます。

あともう一点、芦ノ原地区、これは県営でいよいよ始まるということでございまして、本当に少子高齢化の中で今まで何人かでグループで水道を引いていたのですが、やはり高齢化になりますと管理も大変だということで、芦ノ原の住民の皆さんは本当に苦労しているところでございまして、これの一日も早い完成を願うものでありますし、強力で県のほうに一日も早い完成を強力的に推し進めていただきたいと思います。

また、地方創生については本当に今がチャンスということでございまして、今いろんな補助事業をやりたいと言ってもメニューがないのです。我々職員時代には、いろんなメニューがございましたが、今は地方が、前は国から押しつけのような事業ございましたが、早く言えばラーメン屋さんに行って、ラーメン専門の店に行って御飯が食べたいと言ってもそれはだめだというのが国の施策でございましたが、今はラーメンでもうどんなでも何でも御飯でも食べられるのです。それは、町がつくり出すことなのです。ですから、今厳しい中ではいろんな事業が盛り込んで、我々の時代とは大変違うと思いますが、やはりその場の職員の皆さんにも首長を中心して、やっぱり自分たちの町は自分でつくるというのをモットーに頑張ってもらいたいというふうに思うところでございます。

3つ目、町長の任期についてでございますが、本当に町長さんからは力強い言葉でこの目的のために頑張るということで、次期も候補に出るというふうに確認しましたので、あと残されたところ6カ月でございますが、まずこれを一生懸命やっただきまして次期に目指して頑張ってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 町の水道の漏水対策でございますが、栄富簡易水道あるいは中山簡易水

道、小出簡易水道につきましては予算がかかるかもしれませんが、その対策については今後検討しながら、財源と検討しながら実施の方向で考えていきます。

それから、農村集落基盤再編の整備事業でございますが、県が行う事業でございますが、必ず採択されるように要望してまいって、そして一日でも早い安全な水が供給できるように対策を講じていきたいと、こう思います。

地方創生については、国の方針に従って総合戦略版をつくり、人口ビジョンをつくり、策定しましたので、それに基づいて進めていくということになると。

それから、私の任期の関係の質問でございますが、ありがたく受けとめておきます。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○9番（湯田健二君） ありません、ありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

## 日程第2 請願・陳情

○議長（佐藤勤君） 日程第2、請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、星輝夫君。

○産業厚生常任委員長（星輝夫君） 皆様、こんにちは。産業厚生常任委員長の星輝夫でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成29年3月9日。件名、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成29年3月9日。出席委員は、湯田純朗君、室井亜男君、猪股謙喜君、小椋淑孝君、佐藤盛雄君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。以上でご報告申し上げます。

○議長（佐藤勤君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は3月22日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。(午前11時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第1回下郷町議会定例会会議録第4号

招集年月日	平成29年3月9日			
本会議の会期	平成29年3月9日から3月22日までの14日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成29年3月22日	午前10時00分	議長 佐藤 勤
	閉会	平成29年3月22日	午後 0時30分	議長 佐藤 勤
応招議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 修 二	参事兼税務課長 室井 孝 宏
	町民課長 大竹 義 則	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 渡部 芳 夫
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 渡部 清 一	農業委員会会長 渡部 功
	農業委員会事務局長 横山 利 秋			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井 哲	書記 荒井 康 貴	書記 大竹 浩 二	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年第1回下郷町議会定例会議事日程（第4号）

期日：平成29年3月22日（水）午前10時開議

開 議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について            |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について               |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について                  |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について                      |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について                    |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第6号）                        |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                  |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成28年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）                    |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）                  |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成29年度下郷町一般会計予算<br>（予算特別委員会報告）                |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算<br>（予算特別委員会報告）          |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算<br>（予算特別委員会報告）         |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算<br>（予算特別委員会報告）            |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算<br>（予算特別委員会報告）          |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算<br>（予算特別委員会報告）        |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算                         |

(予算特別委員会報告)

- 日程第 2 0 議員提出議案第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見  
書の提出について
- 日程第 2 1 議員派遣の件
- 日程第 2 2 閉会中の継続審査申出について
- 散 会
- 閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。今定例会の説明のため、出席を求めた代表監査委員、渡部正晴君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ここでお知らせします。議案第5号にかかわる資料が追加提出され、お手元に配付しておりますので、お知らせいたします。

---

### 日程第1 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 日程第1、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、私から議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、今回の改正は育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、介護時間制度を導入する等のため、所要の改正をするものでございます。新旧対照表1ページから2ページになります。

まず、8条の3でございますが、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務、それから第8条の4、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限でございますが、ここでは対象となる子の範囲を拡大するものでございます。具体的に申しますと、現行では法律上の親子関係がある実子、養子とされておりましたが、法改正ではこれまで同様、法律上の親子関係がある実子、養子に加えまして特別養子縁組の監護期間中の子、それから養子縁組に委託されている子、3つ目に将来的に養子縁組里親になることが見込まれる里親に委託されている子という範囲に拡大されております。

次に11条、休暇の種類でございますが、現行での職員の休暇は年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とされておりますが、今回の法律改正に伴い、後ほど説明いたしますが、第15条の2に介護時間が追加されることに伴い加えるものでございます。

次に15条、介護休暇でございますが、こちらでは介護休暇の分割取得について定めるものでございます。現行では、職員が要介護者を介護するため、1名につき1回限り、

連続6カ月の期間内で介護休暇を取得することが可能とされておりますが、改正後では職員が要介護者を介護するため、1名につき3回を上限として合計6カ月の範囲内で介護休暇を分割取得することが可能と定めるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページ、第15条の2でございますが、これについては介護時間でありまして、こちらは新設となるものでございます。最長3年、1日2時間まで介護のため勤務しないこと、介護時間ができる仕組みを設けたものでございます。

次に、16条関係では病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認でございます。先ほど申し上げました第15条に新設されます介護時間についても、休暇承認の項目に新たに加える改正でございます。

以上、説明終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 役場職員の中にこういうふうな該当者という者は現在おるのか、今後見通し、今後該当者という者は出てくるのか。

それと、時間だとか介護だとかといろんなことでこれから職員の休暇は年次有給休暇、病気、特別、介護、いろんなことで休暇があるわけですが、こういうふうな場合、今までやっていた仕事というものが例えば臨時職員を雇って対応しないと、例えば年次有給休暇なんかやった場合に対応しないと間に合わない、それほど役場の事務というのは暇なのか、そういうことを考えられるわけですが、そういうふうになった場合の今現在休暇をとって休んで臨時職員という者が対応している箇所、または何人ぐらいいたならば教えていただきたい。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） まず、この制度の改正によりまして、そういう対象者が出ますかというご質問だと思いますが、現行制度においてそういうもちろん介護休暇とかとる職員は対象としております。ただ、今回の改正によりまして拡大されたものを見ますと、なかなか特別なケースのように思われますので、そんなにはないのかなというような感じはしております。

それから、臨時で対応しているのかというご質問でございますが、今職員の中で若干2名ほど長期の休暇をとっております。ただ、現時点でそこに臨時職を充てるというふうなことにはしておりません。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） そうすると、2名現在臨時やらなくてもいるということで、2名いなくてもその仕事のポスト、仕事というものが間に合っているのか、よそのそれが余りで補佐しながらやっているということになると、時間外というものが出てくるのではないだろうか、そういうことで間に合うのかどうか。間に合っているのか、この1点だけお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） ただいまのご質問ですが、間に合っているのかと言われてますと、業務はそれなりに遂行しておりますので、間に合っているということになります。その分さまざまな職員にその負担のしわ寄せが来ているというようなことになっておりまして、当然時間外のほうも若干増えているということになっております。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 介護休暇を連続して3年間とれるということで法改正なのですがけれども、その場合の職員の待遇、給与がどうなっているのか、それから病気で休んだ場合には傷病手当として後で社会保険のほうから充当されるという形なのですが、そういう形になるのかどうかお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） まず、介護時間についてですが、勤務しなかった時間についてはその時間相当額を減額するというございますので、今ほど傷病関係で手当ができるのかということですが、それはちょっと確認はとっておりませんが、多分できないと思います。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 当然介護休暇をとった場合には、月額の基本給に対する何割減という規定があると思うのですが、同時に期末手当とかあるいは関連したいろんな諸手当も同時に減額されると思うのですが、その基準というもの、それで減額された分をどのような形で補填されるのか、先ほど申しましたが病欠の場合ですと傷病手当という形で後ほど手当でされるという形なのですが、そのような形になるのかどうかお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今ほどの質問については、ちょっと今手元に資料がございません。ただ、先ほど申しましたとおり、介護時間、休暇をとった場合はその時間の相当額を減額するというございますので、今ほどの設問については後ほどお答えしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） 総務課長さん、その資料はすぐ手元にできますか。

では、暫時休憩します。（午前10時12分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前10時22分）

答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 介護休暇休業時の補填でございますが、全く給与が支給されない場合は標準報酬月額に対して40%支給するというございますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） 11番議員、よろしいですか。

○11番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 次に、日程第2、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、議案第2号でございますが、議案書の4ページをごらんください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、今回の改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表の4ページをごらんください。まず、第2条では、育児休業をすることができない職員を定めたものでございます。育児休業を取得できる要件としまして、1点目に現行どおり申し出時点で過去1年以上継続して雇用されていることについては改正はございません。

2点目で、子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあることとされていましたが、今回の改正では廃止されております。

3点目に、子が2歳までの間に雇用が更新されないことが明らかでないこととされて

いましたが、今回の改正では2歳から1歳6カ月に改正されております。非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和された改正となっております。

次に、第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者であります。先ほど議案第1号でもご説明申し上げましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正で、子の範囲が拡大されたことに伴う新設でございます。

次に、5ページになります。第2条の3及び第2条の4については、第2条の2を新たに加えたため、条ずれの改正でございます。なお、第2条の3につきましては、法改正に伴う文言の改正でございます。内容の変更はございません。

次に、5ページ、6ページにまたがりませんが、3条関係でございますが、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情と、それから第8条、6ページになりますが、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情であります。先ほどの2条の2項の改正に伴いまして、再度育児休業及び終了後1年経過せずに育児短時間勤務をすることができる特別の事情としまして、第2条の2でご説明申し上げました対象となる子供の範囲を拡大し、家事審判による特別養子縁組が成立しなかった場合等を加える改正でございます。

7ページをごらんください。16条でございますが、部分休業の承認でございます。部分休業の時間については、特別休暇または介護時間の時間数の調整を追加、部分休業と特別休暇または介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間を超えない範囲で調整します。介護時間育児部分休業及び育児休暇の時間調整で、時間調整の対象になる介護時間を新たに加える改正でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 1つだけちょっと聞いてみたいのですが、これ全部で非常勤職員と、こうなっています。常勤でないということでしょう。非常勤職員というのは、誰を該当するのですか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 現在対象としておりますのは、臨時職員になるかと思いますが、ですから最初の改正、1年以上連続して雇用されていることについての改正ということありますが、これについては今11カ月雇用で対応しておりますので、この対象者は現段階ではないというふうに考えております。

○議長（佐藤勤君） 何か質疑ありませんか、ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 次に、日程第3、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、7ページをごらんください。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告に準じまして、職員の給与の扶養手当について改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案書の8ページ、9ページ及び新旧対照表の9ページから11ページになります。人事委員会勧告の内容を踏まえた配偶者に係る扶養手当の見直しするものでございます。配偶者に係る扶養手当の手当額を現行の1万3,000円から父母等の扶養親族と同額の6,500円とし、子に係る手当額を現行の6,500円から1万円に引き上げるものでございます。ただし、平成29年4月以降段階的な実施のため、平成29年度においては特別措置としまして、配偶者が1万円、子供が8,000円と、父母等については現行、改正後も同額の6,500円となる改正でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 今現在役場職員でこの扶養手当、最高で何人ぐらいもらっている人がいるの。5人とか4人とか、そういうのは金額が出ると思うのですが、そういうことがわかれば教えていただきたい。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 人数的には、現在資料ございませんが、この制度改正によりまして29年度について79万2,000円ほど増額になる見込みでございます。配偶者につい

ては減額されますが、子供のほうが増額ということで子供の数が多いということで増額になる予定でございます。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） それだけの数字が出ているのですから、最高で例えば何人ぐらいとか、そういうふうなものがある程度調べておくということもやっぱり一つの議会ではないかと、こういうふうに思いますが、ひとつ今後はそういうようなことが出た場合にそのぐらいのことまで調べておいていただけますようお願いを申し上げ、質問を終わります。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 申しわけございません。

扶養手当の額の一番大きいものだけだと、年間48万円になっております。この方ですと、新制度によりますと前年比9万円ほど増額になっております。金額で申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） ご質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 次に、日程第4、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 議案書の10ページをごらんください。議案第4号 特別職

の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新旧対照表の12ページをごらんください。

今回の改正につきましては、新たに地域おこし協力隊員及び鳥獣被害対策実施隊員を加え、報酬額については地域おこし協力隊員については月額16万6,000円としまして、鳥獣被害対策実施隊につきましては月額9,000円にするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

地域おこし協力隊は、2名を新規に採用するというお話でございます。非常勤特別職員としての位置づけだと思うのですが、この人たちが活躍する勤務する時間というのは、土日とか祝日とかいろいろな職種によってそういうことも出てくると思うのですが、この場合は当然日曜日ですと日曜出勤、休日出勤という形で残業等の手当の加算もあると思うのですが、そのように勤務についてのそういう手当、そういう場合にどうなるのかちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今考えていますのは、土日、祝祭日は基本的には役場職員と同じく休みというふうに考えておりますが、当然いろんなケースが出てくると思えます。非常勤の報酬でございますので、これについて超勤とかは出せないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 役場職員と同様に土日、祝日等は勤務しないということですが、現実的にいろいろな各区からの要請等で土日、祝日等の勤務もあるということが想定されるわけですが、その場合はやはり地域おこし隊という新たなこういう形でいろんな問題に対処するわけですので、やはり土日、祝日等に出勤した場合には何らかの措置を講ずるべきだということを提案したいのです。ですから、その場合のいろんなものが町長が別に定める要綱等も出てくると思うのですが、そういうのもぜひ検討していただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今言ったように議員おっしゃったとおり、土日当然そういうことが出てくると思えますので、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤勤君） よろしいですか。

○11番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） まず、この地域おこし協力隊は2人ということなのですが、男ですか女ですか。男と女1人ずつなのか、まだ決まっていないか、これから募集すると言わ

ればそれまでなのですが、希望としてはどういうふうになっているのか。

もう一つは、今時間外どうのこうのと言いましたけれども、この1人額年収はどのぐらいになるのか、わかれば教えていただきたい。

それと、この下の鳥獣被害対策実施隊もそうなのですが、特別委員会でおっしゃいましたけれども、実際に4月1日からできるのかどうか、きのうあたりも落合のほうに猿が30匹もいたという話が私のところに入ってきましたけれども、今だと1万3,000円ですから、4月1日まで野放しにしておいて5,000円上がるのを待っているのかなと、こういうふうなことも考えられないわけではないのですが、これを実際に委員会のおきも申しましたけれども、2人ペアで軽トラックでやる場合に、軽トラックの予算も140万ほどとっていますけれども、この軽トラックが例えば4月1日にこれから買った場合には間に合わないと思うのですが、乗って歩く軽トラックなんかはこの実際というものはどういうふうにご考慮されるのか。

もう一つは、この9,000円の日額の中に鉄砲を持って歩くということになれば、鉄砲の弾というものがいたら撃つわけですから、こういう鉄砲の弾というものは個人持ちなのかどうか。

この協力隊員または実施隊員、こういうものは交付金というもので見られると思うのですが、全て実施隊の場合には交付金で見るということなのですが、このあれがどこからどのような形で出て町の持ち出しはないのかどうか、両方お願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 地域おこし協力隊員についてご説明いたします。

男、女どちらを採用するのかということですが、現段階ではまだ決まっておりません。これから募集をかけまして、その辺の人物を見きわめまして男、女が決まるのかなと。

（「希望はないのか」の声あり）

○参事兼総務課長（星修二君） 現段階では希望はございません。

それから、年報酬ですが、16万6,000円というのは交付税措置人件費としまして、年間200万円が基準になっておりますので、それを12カ月で割った数字でございます。ですから、年収は200万円ということになるかと思えます。

ただ、そのほかに自動車の借り上げということで軽自動車2台、それから住居のほうも負担させていただきますので、なかなか厳しいとは思いますが、何とか生活はできるのかなとは思っております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 3番、室井議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、4月1日から実施できるのかというふうなおたしでございましたけれども、下郷町の捕獲隊とも今までいろいろ協議しておりまして、4月1日から実施できるように進めていきたいと考えておるところでございます。

2点目の軽トラでございますが、間に合うのかというふうなご質問でございますが、当然間に合いません。早急に軽トラの購入を事務を進めていきたいと思いますが、その間におきましては役場庁舎内に軽トラございますので、そういった部分で調整をさせていただきたいと考えているところでございます。

4点目の銃に係る弾の部分の個人持ちはどうかというふうなお話でございますが、今回の実施隊についてはその部分まで考えてございませんでした。ただし、捕獲隊によります別途地域環境保全対策推進事業補助金というのが予算措置してございまして、そちらの部分については捕獲に要する経費としまして銃弾処分料なども含めた別途の補助を差し上げてございますので、猟友会とも話し合いながら今後決定させていただきたいというように思います。

また、5点目になりますけれども、町の持ち出しと、財源の内訳でございますけれども、先ほどの総務課の協力隊と同じように特別交付税として措置をされる費用の措置費につきましては、80%が特別交付税として今年措置されるというふうな内容になってございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 先ほど総務課長から地域おこし協力隊員が月額16万6,000円で住居手当とか、そういうようなもので私聞き間違いかどうかわかりませんが、700万円という数字があったと思うのですが、700万円という数字を報酬としては年間200万円、残りの700万円というのは2人合わせてという解釈なのか、先ほど言った700万円を分解して、ちょっと教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 先ほど700万円という数字は、私言わなかったと思いますが、地域おこし隊にかかる経費としましては全体で836万8,000円を見ております。この交付税措置でございますが、人件費については1人当たり200万円、それから活動費が上限1人当たり200万円ということで、合わせますと800万円の交付税措置がされるというふうに見込んでおります。この地域おこし隊に係る経費、先ほど言いました836万8,000円でございますので、予算上は36万8,000円は町負担というようなことで考えております。

その経費の内訳でございますが、報酬につきましては先ほど申しました16万6,000円の2人分、それから社会保険料、雇用保険、それから研修旅費、それから普通旅費、消耗品等、車の燃料代、それから先ほど申しました軽自動車2台借り上げの車両の借り上げ料、一般備品としましてパソコンそれぞれ1台、負担金としまして住居手当としまして1人当たり5万円の12カ月ということでございます。

○議長（佐藤勤君） 3番議員、よろしいですか。

○3番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第5号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 次に、日程第5、議案第5号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長(室井孝宏君) それでは、13ページをお開き願いたいと思います。議案第5号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の地方税法等の改正は、国税の改正を踏まえたものとなっており、地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布、施行されたことに伴い、町条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、新旧対照表の13ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条による改正、附則第7条3の2につきましては、いわゆる住宅ローン控除で住宅ローンなどを利用して住宅を購入、新築または増改築工事をしたとき、一定の要件を満たせば入居した年から年末借入れ金残高の1%を10年間にわたり所得税の控除を受けることができることになっております。この場合、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額の残額がある場合、翌年度の住民税から控除されます。今回の改正では、その適用期間を2年間延長するものでございます。

次のページ、14ページになりますが、第2条による改正につきましては27ページまでとボリュームがございりますが、内容的には当初、平成29年4月1日から消費税の10%引き上げ措置に伴い、平成28年6月定例議会において軽自動車改正等の、これは平成28年3月専決でございりますが、このご承認をいただきまして、今年の4月1日から施行されることになっておりました。しかし、その後再度消費税の引き上げ措置が平成31年10月

1日まで延期されたことに伴い、自動車取得税の廃止や環境性能割の導入、法人税引き下げ措置が延期されることになりました。したがって、町条例につきましてもあわせて改正することとなります。

改正条文は、長文となっておりますが、要約いたしますと先ほど申し上げました平成28年6月定例議会における軽自動車税改正等を延期する町条例の改正文という形になります。つまり現行の平成28年度軽自動車課税内容が延長され、平成29年度におきましても今年度と同様の軽自動車税が適用する形になります。

附則にてこの条例は、公布の日から施行する形になります。

なお、平成28年度の軽自動車課税の内容資料等を配付してございますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ、税条例の第7条の3の2、先ほど言った2年間延長する、こういうふうな人は町で何人ぐらいいるだろうか、これだけ、この1点だけお願いたします。

もう一つ、この軽自動車税は今説明のあったとおり、去年が値上がった分があるわけですが、それと同じという解釈をもう一回念を押して聞きたいのですが、同じでよろしいのかどうか、この2点についてお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 住宅ローンの控除につきましては、所得税の控除がまず第1番目に適用となります。その中で適用されなかった分について、その分が住民税の対象という形になりますので、所得税の申告を受けてその分で控除し切れなかった分の住民税という形になりますから、人数等につきましては把握していないというか、現在のところは把握できておりません。以上でございます。

あと、税条例の改正の内容につきましては、28年度の税制改正による内容と29年度につきましても、例えば別紙をお渡ししてあるのですが、50ccのバイクでありますと従来27年度までは1,000円であったのが、28年から2,000円になったという形の内容資料を配付してございますが、29年度につきましても同様に2,000円という形で、28年度の内容と同様な形となります。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 今年の分の7条の3の2は、今年の延長はわからないということなのだけでも、では昨年は何人いたのか教えていただきたい。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 昨年度が住民税の対象は何人いるかのご質問だと思います。

ますが、現在その何人かは調査しておりませんので、すぐにはお答えできない内容でございます。電算からもその分につきましては、引き出しはできない形だと思います、間違いなく。そういうシステムになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 3番議員よろしいですか。

3番、室井亜男君、3回目。

○3番（室井亜男君） 我々に税条例を一応出しているわけですから、去年までのを今年延長2年間しますよということになれば、その中身というのが出るとか出ないとか、そういうことではなく、やっぱり私はおかしいのではないだろうか。やっぱり我々にこの税条例を可決しなさい、議案として出したわけですから、そういうようなことはちょっとおかしいのではないだろうかというようなことを考えまして、答弁は先ほど出ないということであれば出ないでよろしいのですが、ちょっとおかしいのではないだろうか。だったら我々に何もこんな議案として出す必要ないわけですから、やっぱりおかしいのではないだろうか、こういうふうに思いますが、答弁は結構ですが、一言申しておきます。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第6号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 次に、日程第6、議案第6号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、議案書の21ページをお開きいただきたいと思い

ます。議案第6号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、大きく分けて2点の改正点がございます。まず、1点目でございますが、現在介護保険制度におきましては第1号被保険者の介護保険料の段階の判定には所得をはかる指標といたしまして、合計所得金額が用いられております。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がございます。

土地の売却等には、災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合がありますことから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料の段階の判定に現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定されます長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするよう、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年9月に公布されまして、平成30年4月1日から施行されることとなったところでございます。

なお、介護保険料は原則として3年間同一の保険料を用いることとされておりますが、被災地等で順次防災集団等が進むこと、また本町におきましては会津縦貫南道路関連で土地収用等が進むことなどが想定されます。当改正は、平成30年度から運用開始とされておりますが、保険料算定においては自治体判断で条例を定めることにより、特例的に平成29年度から新たな所得指標を用いることも可能とされておりますことから、本町におきましては前倒しで実施するものでございます。

2点目の改正点でございますが、現行の介護保険料は平成26年度の介護保険条例の一部改正により制定されまして、5段階制から9段階制へと多段階化されました。当時は、第1段階から第3段階までの低所得者層への負担軽減を図るため、財源として消費税増税分を充てる計画でございましたが、8%から10%への消費税の増税が見送られましたため、平成29年度から拡充措置がなくなりまして、現行の第1段階のみの負担軽減を継続するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、いずれも新たに追加するものでございますので、議案書によりご説明申し上げます。下郷町介護保険条例の附則に第8条を加えるもので、第8条第1項の第1号から第9号は現行の介護保険料となっております。第2項、第3項、第4項におきましては、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除を適用した所得基準額を定めております。

第5項におきましては、第1段階の公費による軽減措置を引き続き平成29年度も実施し、年額保険料を通常より10%減額した2万6,460円とするものでございます。

また、附則により29年4月1日より本改正条例を施行するものでございます。いずれも特例による改正でございますことから、附則による改正となります。

以上が改正内容でございますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。(午前11時04分)

---

○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午前11時15分)

---

日程第7 議案第7号 平成28年度下郷町一般会計補正予算(第6号)

日程第8 議案第8号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第9 議案第9号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第10号 平成28年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第11号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第12号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(佐藤勤君) この際、日程第7、議案第7号 平成28年度下郷町一般会計補正予算(第6号)の件から日程第12、議案第12号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)までの6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第7号については総務課長、星修二君、議案第8号及び議案第9号については町民課長、大竹義則君、議案第10号については健康福祉課長、渡部善一君、議案第11号については建設課長、渡部芳夫君、議案第12号については総務課長、星修二君、順次説明を願います。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 議案書の22ページをごらんください。議案第7号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第6号）であります。既決予算の総額から906万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,995万3,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正でございます。27ページをごらんください。過疎対策事業債の減額でございます。当初1億220万円を予定しておりましたが、事業費の確定によりまして110万円を減額し、1億110万円にするものでございます。減額の要因としましては、パークゴルフ場整備事業で40万円、携帯電話等エリア整備事業で70万円をそれぞれ減額するものでございます。

次のページをごらんください。繰越明許費についてでございますが、今回は2件ございます。初めに、地方創生推進交付金事業110万円、これにつきましては空き店舗活用調査委託料でございますが、国において28年度地方創生推進交付金事業が予算化され、地方公共団体においても28年度予算化し、29年度に事業実施が可能となったことから、本定例会において補正予算を計上し、繰り越し事業とするものでございます。

2つ目の通知カード・個人番号カード関連事業につきましては、カード発行に伴う事業費、手数料等分については予算措置しておりましたが、地方公共団体情報システム機構に精算払いすべき国からの補助金が年度内に交付できないということから、国の指示によりまして本事業に伴う精算額の上限額48万円を繰り越すものでございます。

次に、32ページからは歳入になります。歳入の主なものにつきましてご説明いたします。まず、1款町税関係でございますが、収入見込み額増によりまして個人、法人合わせて811万7,000円の増額計上となっております。

次に、6款地方消費税交付金においては、1月末現在の収入済み額によりまして1,734万4,000円の増額計上となっております。

次の11款分担金及び負担金の総務費分担金では、携帯電話等エリア整備事業分担金について、通信事業者からの分担金として119万3,000円の増額計上となっております。

一番下の民生費の負担金でございますが、これにつきましては保育所入所負担金でございます。園児の減少等によりまして487万8,000円の減額計上となっております。

次のページ、33ページになりますが、12款使用料及び手数料関係でございますが、ラウベの使用料につきまして、これはラインガルテン入居者の減少によりまして346万6,000円の減額計上となっております。

13款国庫支出金、民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、対象児童数の増によりまして97万円の増額計上、児童手当国庫負担金につきましては、事業見込み額の減によりまして109万7,000円の減額計上となっております。

その下、1目の民生費の国庫補助金でございますが、民生費の補助金から4目の教育費国庫補助金までは、それぞれ事業費の確定によりまして減額するものでございます。

次のページ、34ページになります。5目の総務費国庫補助金につきましては、先ほど繰越明許費のところでもご説明いたしましたが、空き店舗の活用調査研究事業委託料の

補助金としまして50万円の増額計上となっております。

次に、1目民生費県負担金の子どものための教育・保育給付費県負担金につきましては、先ほど説明しました国の負担金同様、48万5,000円を増額しております。

その下の2目民生費県補助金の子ども医療給付補助金につきましては、見込み額の増によりまして110万9,000円の増額計上となっております。

次に、35ページでございますが、一番上になりますが、カシノナガキクイムシ駆除事業補助金につきましては、当初町で実施する予定でございましたが、県が事業を実施したため、296万円を減額計上しております。

次、飛びまして36ページをごらんください。5目のふるさと応援寄附金につきましては、見込み額増によりまして56万6,000円の増額計上となっております。

次の17款繰入金関係では、宅地分譲事業特別会計繰入金につきまして、今年度の売却見込みがございませんので、579万3,000円の減額計上となっております。

その下の生活環境整備基金繰入金、過疎対策基金繰入金、教育施設整備基金繰入金、それぞれ事業費の確定によりまして合わせて640万円の減額計上となっております。

次に、37ページになりますが、19款の諸収入の6目雑入でございますが、農道舗装集落協力金につきましては事業費の確定によりまして3万2,000円の減額、県振興協会交付金につきましては交付額の決定によりまして22万7,000円の増額、立ち木売払収入では町道湯野上中山線に係る売払収入としまして117万4,000円の増額計上となっております。

一番下の20款町債の過疎対策事業債では、パークゴルフ場整備事業で40万円、携帯電話等エリア整備事業費の確定によりまして合わせて110万円の減額計上となっております。以上が歳入の主なものでございます。

38ページからは、歳出になります。主なものにつきまして説明いたします。初めに、給料、職員手当、共済費等につきましては予算の精査により精査したものでございます。

総務費の6目企画費の空き店舗活用調査研究事業委託料としまして、先ほど繰り越してもお話ししましたが、110万円の増額計上でございます。一番下の工事請負費で携帯電話エリア整備事業について、請け差によりまして271万1,000円の減額計上となっております。

次に、39ページになります。8目交通対策費の地方路線バス運行委託料につきましては、額の確定によりまして192万8,000円の減額計上となっております。

中段の12目教育施設整備基金積立金では、各事業等の確定により予算を整理し、結果発生しました余剰金3,000万円を基金に積み立てするための増額計上となっております。

その下のふるさと応援基金積立金につきましては、歳入のふるさと応援寄附金と同額の56万6,000円を増額計上しております。

次に、40ページをごらんください。3款の民生費の1目社会福祉総務費の扶助費の年金生活者等支援臨時給付金関係で、額の確定によりまして975万円の減額計上となっております。

次に、41ページ、1目児童福祉総務費の支払基金委託料、社会保険料分になりますが、子ども医療の見込み額増によりまして122万円の増額計上となっております。

その下の国民健康保険特別会計繰出金、これは国民健康保険分になりますが、同じく見込み額の増によりまして97万6,000円の増額計上となっております。

次のページをごらんください。衛生費関係では、各種事業の確定によりまして予算を整理しております。特に一番下の合併浄化槽設置整備事業補助金につきましては、設置基数の減少によりまして380万3,000円の減額計上となっております。

次、43ページになりますが、1目の簡易水道費、簡易水道事業特別会計繰出金で簡易水道事業特別会計の事業費の減少によりまして252万9,000円の減額計上となっております。

次に、農林水産業費の3目農業振興費では、補助金関係の農地利用集積推進事業補助金で、本事業の利用者の増によりまして251万5,000円の増額計上、有害鳥獣対策事業補助金につきましては、事業費の確定によりまして260万6,000円を減額計上するものでございます。

次のページ、44ページをごらんください。2目の林業振興費でございますが、歳入でもお話ししましたが、カシノナガキクイムシ駆除委託料について当初町で実施する予定でございましたが、県が実施したことによりまして329万円を減額計上しております。

次に、45ページになります。土木費の2目道路維持費の除雪委託料でございますが、予算不足が見込まれたため2,200万円増額計上、工事請負費の町道舗装工事につきましては、事業終了によりまして451万3,000円の減額計上となっております。

次のページをめくって見ていただきまして、このページにつきましては各種事業の確定によりまして予算を整理し、結果発生しました余剰金3,000万円については基金に積み立て、増額計上しております。これは、橋梁整備基金積立金ということで3,000万円の増額となっております。

次、47ページになりますが、一番下、消防費では測量設計委託料で請け差によりまして240万9,000円の減額計上となっております。

次のページ、48、49ページの教育費では、各種事業の終了によりまして予算を整理するものでございます。

次に、50ページになります。4目の文化財整備費で、大内宿の整備事業関係で事業終了によりまして修繕料、委託料、補助金関係で合わせまして363万3,000円の減額計上となっております。

その下の1目の保健体育総務費につきましては、町民プールの改修工事が終了した請け差によりまして275万円を減額計上しております。

以上、平成28年度一般会計補正予算の主なものを説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） それでは、議案第8号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げたいと思います。

52ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ698万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,886万6,000円とする内

容のものでございます。

53ページから57ページは総括でありますので、歳出の60ページから説明いたします。2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費、その下の1目一般被保険者高額療養費、またその下の1目出産育児一時金につきましては、財源内訳の補正となっております。

61ページをお開きください。7款共同事業拠出金、これは国保連合会の算定によるもので、拠出金の精算により1目高額医療費共同事業拠出金は10万円を減額し、2,365万3,000円となります。高額医療費共同事業は、後ほど歳入でご説明いたしますが、国、県とも4分の1の補助でございます。

同じく2目保険財政共同安定化事業拠出金は、494万9,000円減額し1億9,279万4,000円となります。

12款予備費につきましては、財源調整により193万7,000円を減額し、1,526万2,000円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。58ページをお開きください。3款国庫支出金、2目高額医療費共同事業負担金でございますが、国保連合会算定によるもので、2万5,000円減額し591万3,000円となります。先ほど歳出で説明いたしましたが、国4分の1の補助でございます。

6款県支出金、1目高額医療費共同事業負担金でございますが、国保連合会の算定によるもので、2万5,000円減額し591万3,000円となります。これも県費4分の1の補助でございます。

7款共同事業交付金でございますが、県内市町村が拠出金を出し合って高額な医療費が発生した市町村に交付する再保険的なものであります。

1目高額医療費共同事業交付金は、国保連合会算定により1,041万2,000円減額し2,618万6,000円となります。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、これも国保連合会の算定によりまして833万円減額の2億649万3,000円となります。

次のページ、59ページをお開きください。9款繰入金、1目一般会計繰入金ですが、180万6,000円の増額補正です。内訳といたしまして、出産育児一時金として83万円の増額、これは12月に増額補正していただきました出産育児一時金に伴うもので、支出経費の3分の2を繰り入れるものでございます。子ども医療費分につきましては、国保の乳幼児から高校3年生までの自己負担助成分が予算不足となったため、97万6,000円を計上いたしました。

同じく1目国保基金繰入金ですが、1,000万円増額の4,000万円となります。これは、58ページの歳入でご説明いたしましたが、高額医療費共同事業交付金等の歳入額が1,041万2,000円の減額となったことから、歳入の不足分に充てるものでございます。

以上、今回の補正でございますが、去る3月2日開催の第1回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。よろしくご審議願います。

続きまして、議案第9号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) についてご説明申し上げたいと思います。62ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,206万5,000円とする内容のものでございます。

歳入について申し上げます。68ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料につきましては、現年分の収入見込み額を70万9,000円減額し2,551万7,000円とするものでございます。

2目普通徴収保険料につきましては、現年度、過年度分合わせまして26万6,000円増額し1,503万1,000円とするものでございます。

3款繰入金、2目保険基盤安定繰入金でございますが、県後期高齢者広域連合の通知によりまして86万3,000円を減額し2,973万7,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付費につきましては、保険料と保険基盤安定負担金を合計した130万6,000円を減額計上いたしまして、保険料納付費として広域連合のほうに支払う内容でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勤君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、70ページをお開きいただきたいと思います。議案第10号 平成28年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,063万2,000円とするものでございます。

次に、77ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。11款町債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金であります。これは前年度繰越金の見込み増と給付費の見込み減によりまして、借り入れの見込みがなくなりましたことから1,200万円を減額し、ゼロとするものでございます。

続きまして、78ページでございますが、3の歳出についてご説明いたします。10款の予備費であります。財源調整のため1,200万円を減額するものでございます。なお、財政安定化基金貸付金の減額補正によりまして73ページ、第2表、地方債補正により、地方債の限度額1,200万円をゼロ円に変更するものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 79ページをお願いします。議案第11号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,124万円といたします。

85ページをお願いします。歳入でございます。3款繰入金、1節一般会計繰入金でございますが、252万9,000円の減となります。内訳は、高料金対策分235万2,000円、町単工事費分として17万7,000円、総額9,235万9,000円といたします。

86ページをお願いします。歳出でございます。1款簡易水道費、7節から15節全て事業費の確定で、賃金として20万円の減額、需用費で38万3,000円減額、委託料45万8,000円の減額でございます。内訳は、量水器取りかえ業務委託料、配水池内清掃業務委託料でございます。その下使用料及び賃借料でございますが、131万1,000円の減額となります。この金額でございますが、昨年9月議会で専決と補正分を合わせまして332万5,000円を議決させていただきましたが、9月議会終了後、台風16等の接近によりまして栄富簡水の水不足は解消いたしましたので、この金額分のみ不用残といたしまして減額いたします。その下15節工事請負費でございますが、統合日暮簡水の中央監視装置の更新工事の不用残といたしまして17万7,000円の減額となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 次、総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 87ページをごらんください。議案第12号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から592万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9万8,000円とするものでございます。

93ページをごらんください。歳入につきましては、残り1区画が販売に至らず、土地売払収入で579万3,000円の減額、それから一般会計繰入金としまして12万7,000円の減額するものでございます。

次のページ、歳出関係になりますが、普通旅費で2万9,000円の減額、それから繰出金で579万3,000円をそれぞれ減額計上し、予備費で調整しております。

以上が宅地分譲特別会計補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 事業が確定したからということで、総務課長の説明であったわけですが、ただ確定したからということで、ではなぜ減額したのかというようなことが我々はもう一つ聞きたいということがあるのですが、ただ単なる確定をしたからというようなことでなかなかわからない点がございます。

1つは、除雪費というものの委託料というものが大きく2,200万円今回とられております。誰に、どこの業者にどのような方法でこれから払うのか、きょうは22日です。そうしますと、今月いっぱい土曜、日曜も含まれるわけですが、非常に短期間のうちに振り込むということで請求書は大体できているのでしょうか、1つ聞きたいのは最後に除雪をした日は何日だったのか、私も雪降った日ちょっとわかりませんが、そういうようなことを計算した場合にもう少し余計に予算というものが前もってとるといふか、専決処分というものもあるのですから、やはり途中で専決処分をとってもう少し業者に早く払うという方法はまずできなかったのか。そして、我々に報告という今回の議会でのいいわけですが、そういうふうなことがまずできなかったのか。余りにもこの予算の中で支払う委託料という金額で2,200万円というのは非常に大きい金額でございます。どのようなってられるのか、中身というものをひとつ教えていただきませうようお願いを申し上げます。

もう一つちょっと聞いてみたいのですが、37ページの雑入で湯野上中山の立ち木売払収入ということが出ておりますけれども、117万4,000円、こういうようなものは何がどういうふうなことで切ったのか、私いつも言っているのは町道の脇の杉の木を皆さん買収してきれいになれば、例えば大沢あたりの道路というものは凍らないで大分済むのではないだろうかということをお願いしましたが、そういうようなことが立ち木売払収入というものはどこでどういうふうになったのか教えていただきますようお願いを申し上げます。

48ページ、49ページの中で教育費という中で学校管理で臨時雇用賃金33万円、それからその下の中学校の教育費の中でまた臨時雇用賃金19万8,000円、教育振興費の中でまた臨時雇用賃金22万7,000円、ずっと見ますとその下の49ページの文化財保護費というものはまたここで賃金の中の臨時雇用賃金、臨時事務員となっていますが、177万2,000円、こういうようなもの全部合わせますと252万7,000円ほどになるのです。当初の予算が間違っていないのかどうか。賃金というものがそんなに減ったりなったりするのかどうかという、臨時雇用賃金というものが余りにも合計しますと大きいように見受けられます。そうふうなことがどのようにになっているのか教えていただきますようお願い申し上げます。

この教育費の中で中学校費の教育費ということになるのですが、生徒の通学費助成金というものが81万円、結構大きいと思いますが、この減額というものが中学校、小学校で一番遠いところで補助金を出して最高5,000円ぐらいの個人負担があると聞いておるのですが、この通学費の補助金で5,000円の計算をしますと約16人、生徒が少ない。そういうふうなことだと思えるのですけれども、なぜこのような生徒が少ないような、こういうふうな助成金というものが少なくなっているのか、わかっただらばひとつ教えていただけますようお願いを申し上げます。

ちょっと先にのぼって44ページの先ほどからカシノナガキクイムシ駆除委託、こういうふうになってございますが、新年度にも予算委員会の際にこの言葉が出たように思うのですが、去年から今年のやりとりというものの、何か総務課長の話では県がやったと、県がやったらば新年度からなぜこんな予算つけたのかということをお我々疑問に思うわけでございますが、また今度の新年度予算に載ってございますけれども、県がやったらば県にまたやってもらって、何も新年度予算にとる必要はなかったのではないだろうか、このように思いますが、いかがなものでしょうかお願いします。

○議長（佐藤勤君） ご連絡申し上げます。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。

答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） まず、除雪費の補正額2,200万円に対してご説明いたします。

当初予算委託料として4,000万円計上しておりましたが、1月31日の中間払いをもちまして3,982万3,000円を消化いたしました。残金17万7,000円ということでございましたが、3月補正、2月10日時点での残金が17万7,000円ということでございますので、今後

の不足額、平成26年と平成27年の実績につきましては極端な豪雪と暖冬ということでカウントいたしません。平成23年、24年、25年度の3カ年平均をもちましてその不用額の平均額を算定いたしました。それに基づきまして2,200万円を計上しております。これにつきましては、3月の末日に各委託業者から請求行為が行われる予定になっております。

もう一点、雑入の立ち木の売払金の収入でございますが、117万4,000円、これは町道湯野上中山線の大沢区間に向かいます日陰部分の解消区間ということで杉の木、所有者を湯野上の財産区及び大沢の5人の方の協力を得まして、杉の木740本を切らせていただきました。この740本を切る工事費といたしまして、維持費のほうから下郷町森林組合へ324万円を発注しております。その中で町が買い取りをいたしました119万2,306円、これを町が買い取りましたが、これを下郷町の森林組合経由といたしまして、この金額の10%の13万円ほど引いた117万4,000円がこの金額の内訳という数字になっております。

以上でございます。

(「カシノナガは」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 教育次長、渡部清一君。

○教育次長(渡部清一君) 議案の48ページ、小学校費の臨時雇用賃金の減額でございますけれども、用務員として3名雇用しております。33万円減額した内訳でございますけれども、これは日々雇用賃金ですので、休んだ分が減額となったもので、積み重なって3名分で33万円、それからその下の中学校費の19万8,000円の減額、この方は1名雇用でありますけれども、同じ内容で休んだ分が減額となっております。その下の22万7,000円についても、TT加配分で休んだ分が減額となっております。

49ページに行きまして、19節の負担金補助及び交付金81万円の減額でございますけれども、これは通学費の助成としてバス、電車、タクシー関係でございますけれども、その分でございますが、減額となった理由については使わなかった未使用者の分、それから使用者が減っているという、子供たちが減ったという内容で総額81万円の減額となっております。

次に、49ページ下のほうの賃金で177万2,000円の減額でございますけれども、これは雇用を行いませんでした。

以上です。

○議長(佐藤勤君) 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) 議案書44ページのカシノナガキクイムシ駆除委託料に関することでございますが、その流れはというふうなお話でございますが、当初カシノナガキクイムシ駆除委託につきましては県の補助をいただきまして実施する予定でございましたけれども、県の予算上、里山林整備事業という事業がございまして、そちらのほうで予算があるということで、そちらのほうで実施していただくことができました。当然29年度も同じように要望したところでございますが、カシノナガキクイムシにつきましてはかなり県内全ての部分で被害が甚大だということで予算の確保上、今回は県の補助金の部分で実施したいというふうな内容になってございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、いかがですか。

○3番（室井亜男君） 結構です。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 8番、それでは質問いたします。

まず、39ページの教育施設整備事業への積立金3,000万円についてですが、この剰余金を、この積立金を基金に選んで積み立てた理由をお聞きします。当初は、この金額の積み立て予算はなかったと思いますので、これを説明をお願いいたします。

それから、49ページ、小学校芸術鑑賞教室という事業がこれ満額当初予算そのまま減額となっていますので、恐らくこの事業を行わなかったということであろうと想像しますが、この減額の理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 教育施設整備基金に積み立てした理由でございますが、本来財調に積むというのは現段階の残額を見ますと余りよろしくないということで、目的基金に積み立てしたほうがよいというような判断でございます。その中で教育施設関係と橋梁関係が今後一番修繕等、それぞれ予算がかかるというような意味で教育施設整備基金のほうに3,000万円を積み立てしております。

○議長（佐藤勤君） 教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 49ページの委託料、小中学校芸術鑑賞教室についてですが、これについては山形の自衛隊のオーケストラを呼んで実施してございます。この費用については、大変安く上がっておりまして、委託契約を結ばないで報酬で出してください、かかった分だけもらえば結構ですと自衛隊のほうで申し出ありましたので、報酬のほうで支出してございます。この科目からは、一部流用して報酬のほうに回しましたが、この科目からは支出してございません。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） では、再質問いたします。

基金の積み立ての件ですが、目的のある基金に積むべきだという説明でしたが、この教育施設整備基金は大規模改修とか、そういったものを目的としていたと思うのですが、これ当面そういった修理等、大規模な金額、多額な金額がかかるようなものは予定されているのかどうか。

それから、芸術鑑賞教室は初期の日程が合わなくていろいろ日にちを移動したとか、調整したというような記憶もありますけれども、報酬に回したということは、1回戻して報酬を支払ったということですが、自衛隊に支払った報酬額というのは幾らなのでしょう。

それから、この芸術鑑賞が新年度予算には入っていなかったと思いますけれども、新年度予算のことはいいのですが、失礼しました。この報酬額わかれば、よろしければ教えていただきます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 現段階で教育施設整備基金で考えておりますのは、まず町民体育館の耐震関係、これは課題になっております。それから、町民プールもかなり古くなっているということで、その辺の大規模改修も必要になるというようなことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 済みません。

先ほどから報酬と申しておりましたけれども、報償費の誤りで大変済みません。支出した額でございますけれども、何分にも正確な数字ではございませんが、10万円程度で、内訳としては高速料金、それからガソリン代、それから17名ほど来たので、その方々の昼食代ということで10万円若干出るくらいだったように記憶してございます。それを支出してございます。

○8番（猪股謙喜君） はい、了解しました。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 一般会計の補正予算の教育費の中で50ページになりますけれども、下野街道保護事業ということで42万5,000円減額しております。当初予算では46万8,000円で計上しておりますが、実質4万3,000円ぐらいいかかかっていないのですけれども、下野街道に関しましては最近いろいろ民間の団体等で歩いたりということで、かなり人気が出ているわけですので、やはり歩いてみますとまだまだ行政でちょっと手を入れなければならない点もあるのですが、この事業がどの程度の事業をやったのか。また、今後こういう事業を継続していくのかお尋ねします。

それから、同じ13節の委託料の中で大内宿の保存事業として108万円減額しております。当初予算でも108万円同額計上をしておりますが、要するに委託事業でこれだけのものをやらなかったということは、次年度の整備計画に反映できないではないかという懸念があるのですが、29年度は計上してありますけれども、この大内宿の保存整備事業で全額減額したという理由、教えていただきたいと思います。

あと、先ほど総務課長が教育費の積み立ての中で町民プールなんてこと申し上げたのですが、同じ50ページに町民プールの改修工事として275万円減額しております。多分当初ですと1,000万円ぐらいいは計上してありまして、実質770万円ぐらいの工事を実施したと思うのですが、それでもまだまだ改修する必要があるのかどうかをお尋ねいたします。

それから、前のページ、49ページになりますが、文化財保護費、臨時雇用での賃金で当初予算の177万2,000円計上してありますが、全額減額したと。これは、埋蔵文化財関係の発掘事業で高規格道路関係の現場の発掘作業の臨時賃金だと思いますが、雇用しないで間に合うのかどうか、これからまだまだ埋蔵文化財の発掘調査必要だと思いますが、今後こういったことを想定しているのかどうかをお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 初めに、49ページの臨時雇用177万2,000円の減額について説明申し上げます。この臨時雇用賃金は、発掘調査の人夫賃金ではございません。事務をとっていただくための賃金でございます。雇用がなかったということで減額してございます。

次に、50ページの修繕料42万5,000円の減額でございます。下野街道保護事業でございますけれども、三、四万円ほどは消耗品として使用してございます。42万5,000円については、修繕料として計画しておりましたが、大内の先の一里塚の周りの囲いを改修計画しましたが、県のほうから改修の許可がおりませんでしたので、この改修を実施することができませんでした。そのため修繕料を減額するものでございます。

13の委託の108万円の減額につきましては、これは翌年度に建物の改修工事、改修事業があった場合は、屋根改修ですと予算つくることのできるのですけれども、建物に関しましては設計委託をして予算を獲得しなくてはいけないという考えから、委託料で設計委託を頼むことになってございます。29年度は、建物の改修ございません。全て茅屋根改修でございますので、設計の委託をする必要がないということで108万円、設計委託分ですけれども、全て減額ということになりました。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 39ページの交通対策費の中で交通教育専門員の報酬39万4,000円、これ2人と書いてありますけれども、2人いらっしゃいますか。平成29年度も80万7,000円上がっています、2人になって。これ実際1人ではないですか。

それで私が聞きたいのは、今現在林中に立っていた方がいらっしゃらないわけです。今後それ見込みあるのですか、29年度も含めて。非常にあそこは横断したり檜原小、旧檜原、倉村から来るバスで歩いたりとか、あと一番朝もそうですけれども、帰りがあそこ横断して大星商店から乗っていくというふうなことなので、それは帰る時間はさまざまですからやむを得ないと思うのですけれども、ずっといない状態が続いているのです。それいつからいないのか。2人って、どこにもう一人いるのですか、お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 今のご質問にお答えいたします。

まず、現在何人いるのかということなのですが、刈林と江川地区、湯野上に1名ずつおりましたが、現在刈林の方が去年の11月で任期満了となりまして、体がちょっと悪いということで辞退されました。それ以後、今現在選任をしております。29年度につきましては、この前の予算委員会で説明しましたとおり2名ということで上げている、計上をしております。よろしかったですか。

○議長（佐藤勤君） 5番議員、よろしいですか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 大体内容はわかっておりますが、これ平成29年度においてそういう

人が見つかるのですか、人材が。もう新学期始まるのですよ、4月から。入学生もいるわけですから、そこら辺をちゃんと対応していかないとだめではないのかなと思う、いかがですか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 今検討というか選任しておりますので、早急に探したいと思っております。

○議長（佐藤勤君） いいですか。

○5番（湯田純朗君） 急いでよろしくをお願いします。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号……

（何事か声あり）

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 一般会計第7号ではなかったですか。

○議長（佐藤勤君） 6号でいいと思います。

では、進めます。これから議案第8号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 平成28年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13	議案第13号	平成29年度下郷町一般会計予算
日程第14	議案第14号	平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算
日程第15	議案第15号	平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第16	議案第16号	平成29年度下郷町介護保険特別会計予算
日程第17	議案第17号	平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第18	議案第18号	平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第19	議案第19号	平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長（佐藤勤君） この際、日程第13、議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算の件から日程第19、議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの7件を一括議題といたします。

以上、7件につきましては3月9日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。

す。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成29年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成29年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成29年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長(佐藤勤君) 次に、日程第20、議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議員派遣の件

○議長(佐藤勤君) 次に、日程第21、議員議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては発議の朗読を省略し、お手元に配付してございま

す発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認め、さよう決定しました。

---

## 日程第22 閉会中の継続審査申出について

○議長(佐藤勤君) 次に、日程第22、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定しました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第1回下郷町議会定例会を閉会いたします。(午後 0時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月22日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員